



米原市こども計画

夢育み 笑顔あふれる米原市

～子ども・若者とともに光るまち～



令和7年3月
米原市

はじめに

わが国では、これまで幼児教育・保育の無償化や児童虐待防止対策、不登校支援といった様々な子ども・若者や子育て家庭に関する施策に取り組んできました。しかしながら、急速な少子化の進行、子育て家庭の孤独、経済的格差の拡大や貧困、さらには児童虐待、いじめ、不登校、ひきこもり、ヤングケアラーなど子ども・若者や子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、更なる対策が求められています。



こうした状況の中、国においては、令和5年4月に「こども基本法」を施行するとともに、子ども・若者に関する取組や政策を強力に推進していくため、「こども家庭庁」を設置しました。さらに、同年12月に子ども・若者施策の基本的な方針を定めた「こども大綱」を策定し、全ての子ども・若者が自立した個人として尊重され、その権利が擁護され、将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指す方向性を示しました。

米原市においても、「米原市子ども・子育て支援事業計画」を2期にわたって策定し、子どもたちが健やかに生まれ、育ち、夢を育むことのできるまちを目指して、様々な取組を推進してきました。このたび、「第2期米原市子ども・子育て支援事業計画」が計画期間満了となることから、令和7年度から5年間を計画期間とする新たな計画を「こどもの貧困の解消に向けた対策計画」、「子ども・若者計画」、「子ども・子育て支援事業計画」および「次世代育成支援行動計画」を包含した「米原市こども計画」として策定しました。

本計画では、「夢育み 笑顔あふれる米原市 ～子ども・若者とともに光るまち～」を基本理念に掲げ、アンケートやヒアリング調査、ワークショップ等による子ども・若者や子育て家庭からの意見を反映し、子ども・若者や保護者の視点に立った取組を進めてまいります。子ども・若者が幸せで健やかに育つことができ、子育て世代も子育てに希望を持ってともに育ち、地域社会全体で支えるまちを目指してまいります。

結びに、本計画の策定に当たり、アンケートやヒアリング調査、ワークショップ等に御協力いただきました市民の皆様、貴重な御意見をいただきました米原市子ども・子育て審議会委員の皆様をはじめ、御支援、御協力いただきました全ての関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

令和7年3月

米原市長 角田航也

目 次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の位置付けと期間	2
3 計画の対象	4
4 計画の策定体制	5
第2章 米原市の子ども・若者を取り巻く状況.....	6
1 統計データからみる現状	6
2 アンケート調査からみる現状	15
3 子ども・若者・関係団体からの意見	25
4 子ども・子育て支援の進捗状況	31
5 課題のまとめ	38
第3章 計画の基本的な考え方	42
1 基本理念	42
2 基本目標	43
3 重点施策	44
4 施策体系	48
第4章 施策の展開	49
基本目標 1 子ども・若者の権利を守り、子ども・若者がのびのびと育つ 環境をつくれます	49
基本目標 2 子ども・若者の将来にわたる健やかな成長を支えます	58
基本目標 3 安心して子育てができる環境を確保します	70
基本目標 4 支援を必要とする子ども・若者や子育て家庭を支えます	76
第5章 子ども・子育て支援事業計画.....	83
1 教育・保育提供区域	83
2 子どもの推計人口	83
3 量の見込みと提供体制	85
第6章 計画の推進	100
1 計画の推進体制	100
2 計画の点検・評価	100
資料編	101
1 米原市子ども・子育て審議会委員名簿	101
2 米原市子ども・子育て審議会条例	102
3 諮問・答申	104
4 計画の策定経過	104
5 参考資料	109
6 用語集	138

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の背景と目的

近年、わが国においては、子ども・子育て支援として、平成24年に制定された「子ども・子育て関連3法」に基づく「子ども子育て支援新制度」が平成27年に施行され、幼児期の教育・保育の一体的な提供、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実など、子育て家庭への支援が進められてきました。

米原市（以下「本市」という。）においても、平成27年に「米原市子ども・子育て支援事業計画」、令和2年に「第2期米原市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、2期にわたって子どもや子育て家庭への支援の充実に取り組んできたところです。

しかしながら、共働き世帯の増加やライフスタイル・価値観の多様化等に伴う少子化の進行、地域社会とのつながりの希薄化や核家族化を背景とした子育て家庭の孤独・孤立、経済的格差の拡大や貧困、さらには、児童虐待、いじめ、非行、不登校、ひきこもり、ヤングケアラーといった課題が社会問題となるなど、子ども・若者や子育て家庭を取り巻く社会環境は大きく変化しており、更なる対策が求められています。

このような状況を踏まえ、国では令和5年4月に「こども家庭庁」を設立するとともに、「こども基本法」が施行され、都道府県・市町村において「こども計画」を定めるよう努めることが規定されました。また、同法に基づいて、令和5年12月に子ども施策の基本的な方針を定めた「こども大綱」が閣議決定され、全ての子ども・若者が自立した個人として尊重され、その権利が擁護され、将来にわたって身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指す方向性が示されました。

このたび策定する「米原市こども計画」（以下「本計画」という。）は、本市の実情を踏まえながら、こども基本法やこども大綱、滋賀県の淡海子ども・若者プランを勘案し、これまでの「子ども・子育て支援事業計画」を含め、子ども・若者に関する計画を一体的に策定するものです。

2 計画の位置付けと期間

(1) 法的位置付け

本計画は、こども基本法第10条第2項に定める「市町村こども計画」として策定します。また、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」としても位置付けます。

本計画は、こども基本法第10条第5項に定められているように、次の子ども施策に関連する計画を含むものとします。

- ① 「こども基本法」第10条第2項に基づく「市町村こども計画」
- ② 「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- ③ 「次世代育成支援対策推進法」第8条第1項に基づく「市町村次世代育成支援行動計画」
- ④ 「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条第2項に基づく「市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」
- ⑤ 「子ども・若者育成支援推進法」第9条第2項に基づく「市町村子ども・若者計画」

こども計画の策定に当たっては、こども基本法において、こども大綱と滋賀県が策定する都道府県こども計画「淡海子ども・若者プラン」を勘案して定めるよう努めるものとされています。また、こども大綱では、子ども施策の基本方針として、以下の視点が示されています。

こども大綱に示された6つの視点

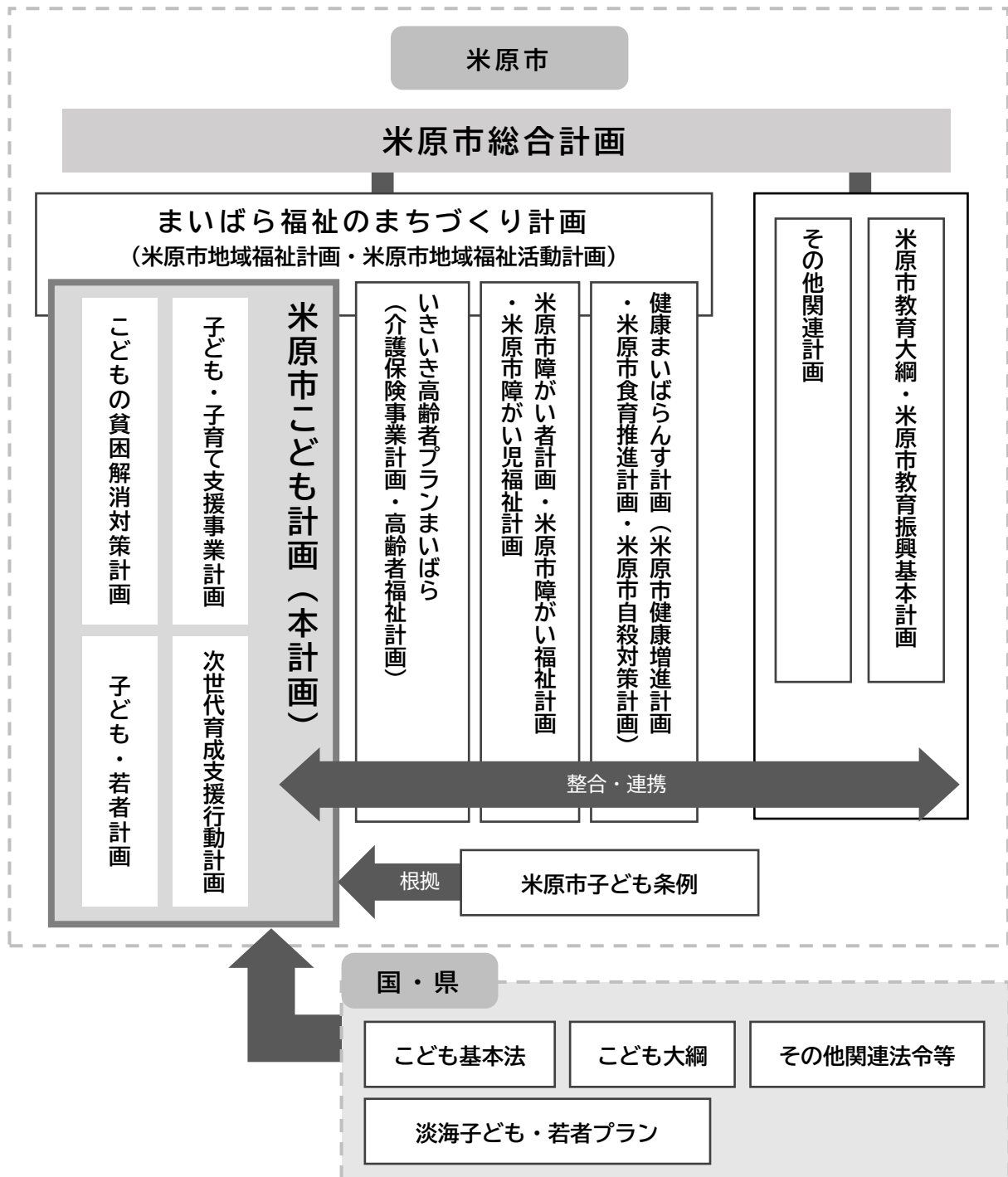
1. こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
2. こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
3. こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
4. 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
5. 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
6. 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

(2) 本市における位置付け

本計画は、「米原市総合計画」および「まいばら福祉のまちづくり計画」を上位計画とし、本市における子ども・若者に関する施策を総合的に進めるための計画です。

本計画の策定に当たっては、国・県、本市の関連する計画と整合・連携を図って策定します。

さらに、本計画は、米原市子ども条例（平成 26 年 4 月 1 日施行）第 18 条に定められた「基本計画」としても位置付けるものです。



(3) 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

ただし、子ども・若者、子育て家庭を取り巻く社会状況の変化等により、必要に応じて計画期間の中間年を目安として計画の見直しを行うものとします。

令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度
前計画								
		米原市こども計画						
				見直し			次期計画	

3 計画の対象

本計画は、子ども・若者、子育てをしている保護者や子育て支援に関わる関係機関・団体等を広く対象とします。

また、こども基本法において、「こども」とは「心身の発達の過程にある者」と定義されており、子どもが、若者となり、大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指しています。

本計画においては、「子ども」はおおむね18歳未満の者を対象とし、また「若者」はおおむね18歳から39歳までを対象としますが、施策や事業によって明確に年齢で区分せず、必要なサポートが途切れないようにするものとします。

4 計画の策定体制

(1) 米原市子ども・子育て審議会の設置

本計画の策定に当たっては、地域で子育て支援に関わる関係機関・団体や保護者の代表等により構成される「米原市子ども・子育て審議会」を設置して、検討・審議を行いました。

(2) 子ども・若者、子育て家庭への意見聴取の実施

こども基本法では、子ども施策の策定・実施・評価に当たって、施策の対象となる子ども・若者、子育て当事者等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることとされています。そのため、本計画の策定に当たっては、以下のような子ども・若者、子育て当事者等からの意見聴取を行いました。

■意見聴取の概要

区分	対象	実施時期	対象件数
① アンケート調査	就学前の子ども・小学生の保護者	令和6年2月6日 ～令和6年2月29日	各 1,000 件
	15～39 歳の子ども・若者		1,000 件
	小学5年生・中学2年生		721 件
	小学5年生・中学2年生の保護者		721 件
② 関係団体ヒアリング調査	米原市内で活動する子育て・教育関係団体	令和6年6月6日 ～令和6年7月31日	105 件
③ 子どもヒアリング調査	米原市内の中学校の生徒	令和6年7月2日 ～令和6年7月31日	38 件
	居場所に通っている子ども	令和6年10月28日	7 件
④ 子どもワークショップ	放課後児童クラブに通っている子ども	令和6年8月22日	30 人

(3) パブリックコメントの実施

市民の皆さんから広く意見を募り、計画に反映することを目的に、令和7年1月16日から令和7年2月16日までの間、パブリックコメントを実施し、市民の皆さまからの意見を反映しました。

第2章 米原市の子ども・若者を取り巻く状況

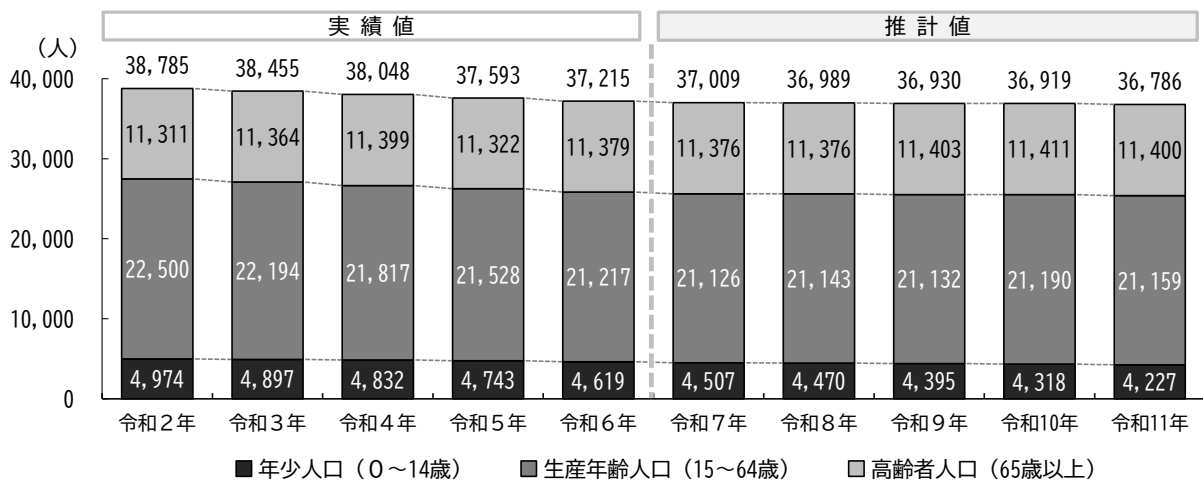
1 統計データからみる現状

(1) 人口

本市の総人口は、近年減少傾向にあります。年齢3区分別人口をみると、特に、令和7年以降は、年少人口は急激に減少していくことが予想されます。また、生産年齢人口、高齢者人口はほぼ横ばい傾向で推移することが予想されます。

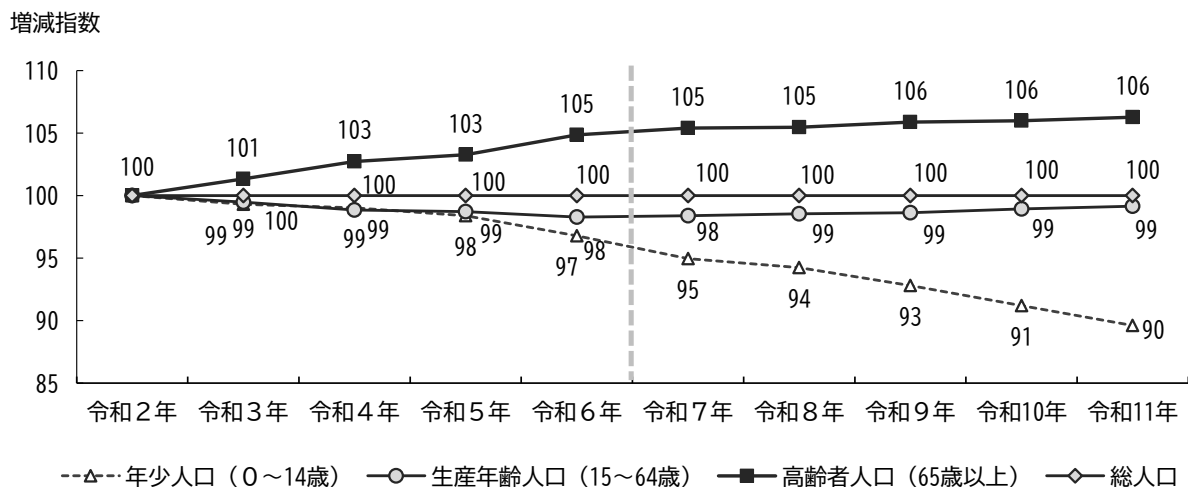
令和2年を100とした場合の増減では、年少人口の減少幅が大きくなっています。

■年齢3区分人口の推移



資料：実績値は住民基本台帳（各年4月1日時点）、推計値はコーホート変化率法により算出

■令和2年を100とした場合の年齢3区分別人口の推移の比較



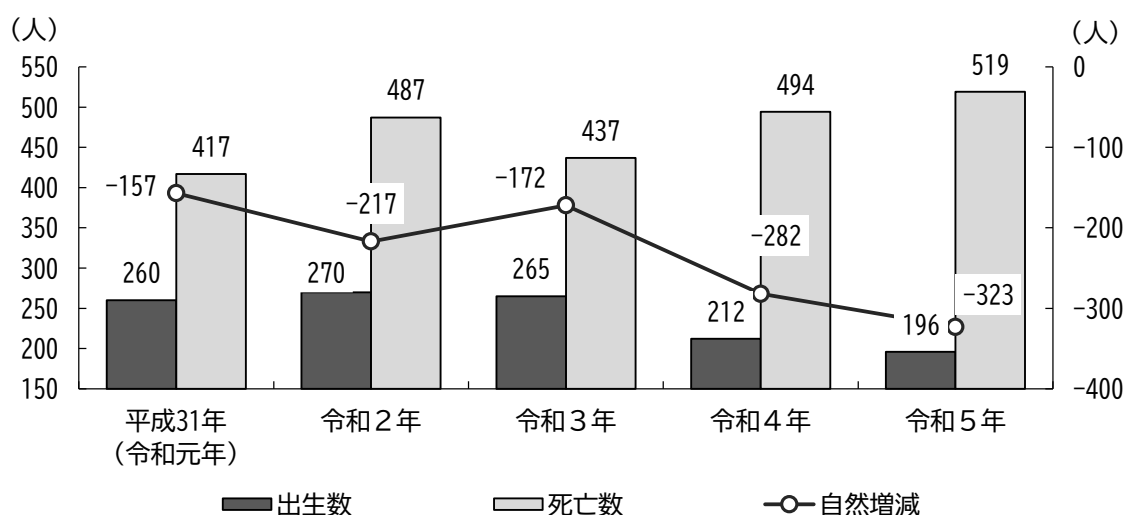
資料：実績値は住民基本台帳（各年4月1日時点）、推計値はコーホート変化率法により算出

(2) 出生等の状況

出生数は減少傾向にあり、令和5年には200人を下回りました。死亡数は増減しながら推移しています。自然動態は、死亡数が出生数を大きく上回る自然減の状態が続いています。

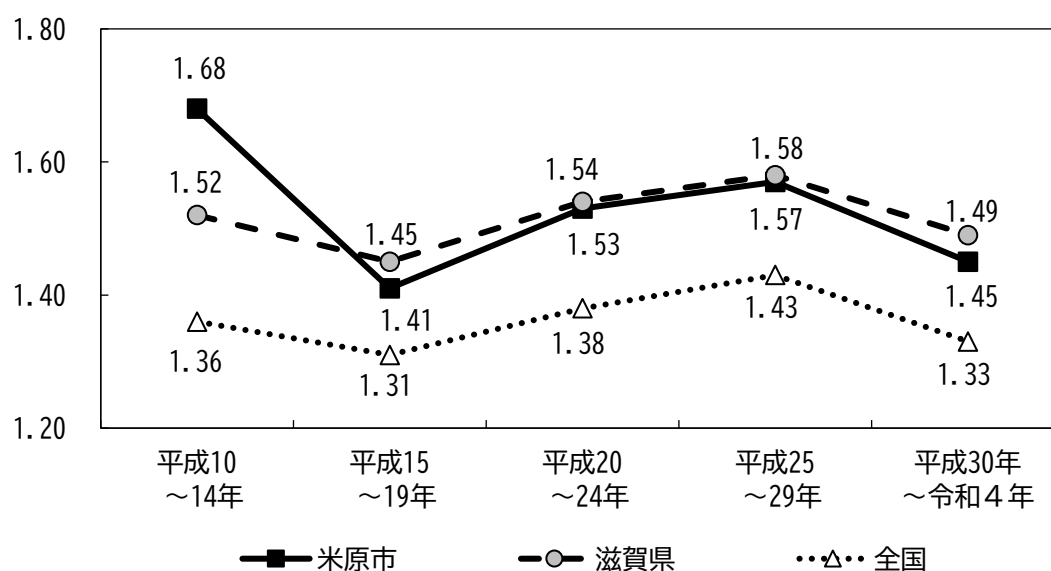
合計特殊出生率は、全国を上回っていますが、滋賀県を下回って推移しており、平成30年～令和4年で1.45となっています。

■出生数・死亡数の推移



資料：滋賀県推計人口年報

■合計特殊出生率の推移



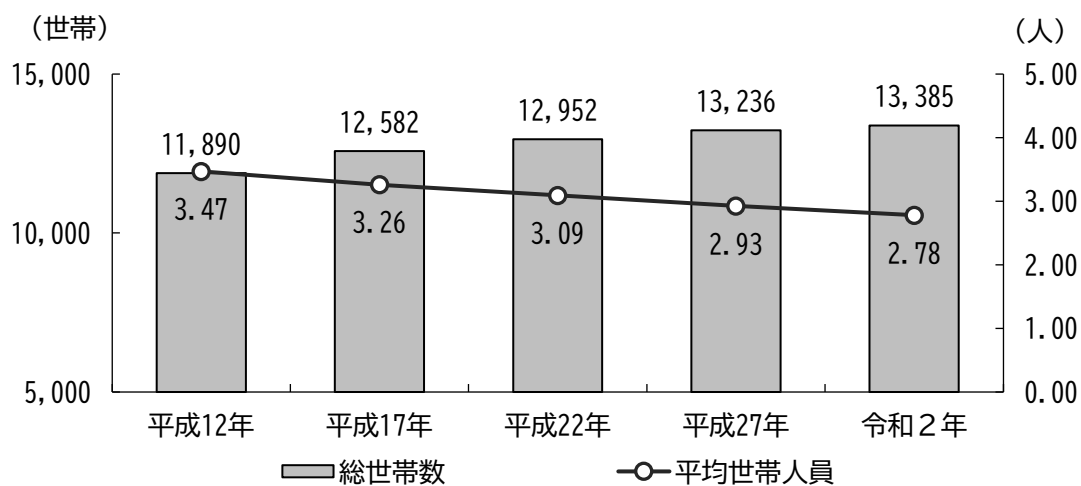
資料：人口動態保健所・市区町村別統計

(3) 世帯の状況

総世帯数は増加傾向となっていますが、1世帯当たり平均世帯人員は減少傾向にあり、令和2年で2.78人となっています。

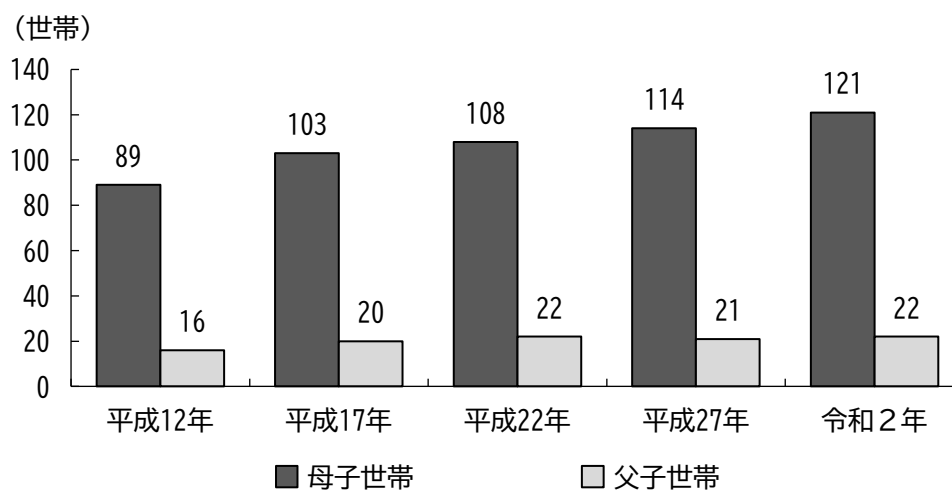
母子世帯は年々増加しており、父子世帯については横ばいで推移しています。

■総世帯数および平均世帯人員の推移



資料：国勢調査

■母子世帯数および父子世帯数の推移

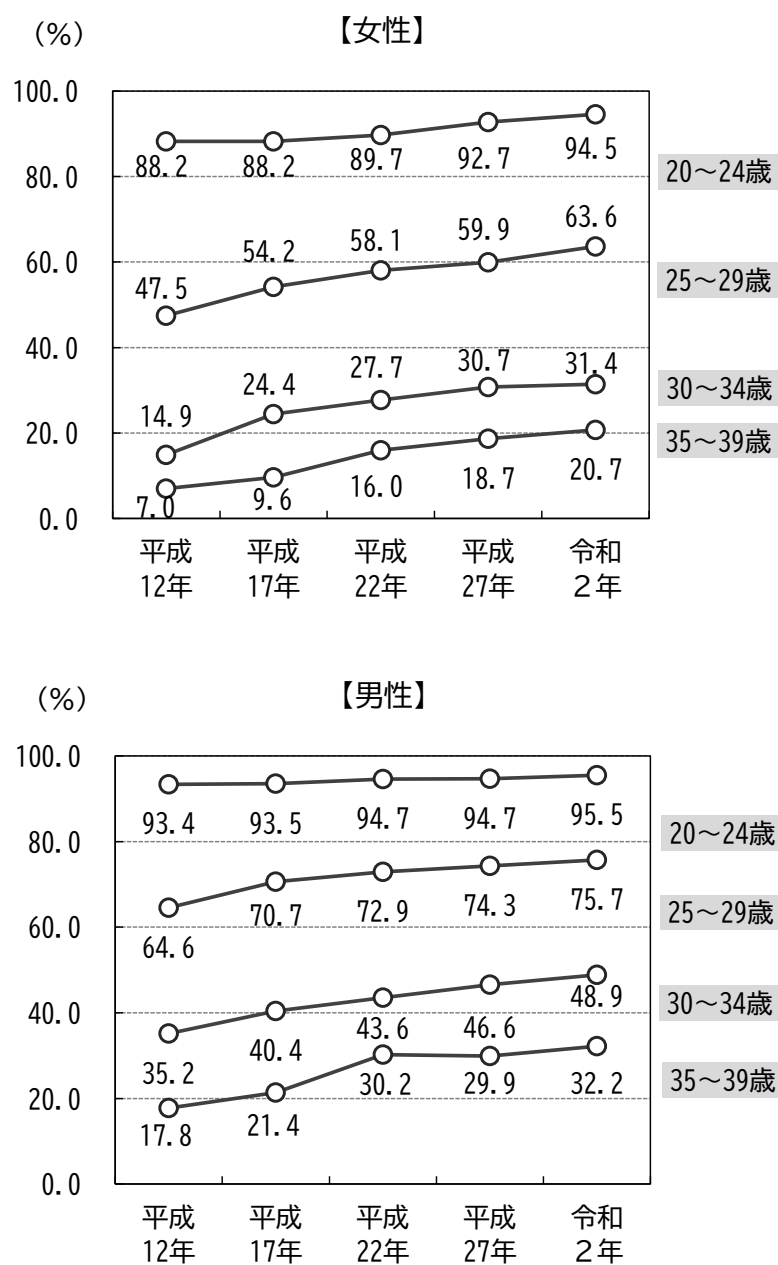


資料：国勢調査

(4) 未婚率

女性の未婚率はいずれの年代においても上昇傾向にあり、平成27年から令和2年にかけては、特に20歳代後半が上昇しています。男性の未婚率は20歳代前半ではおおむね横ばいで推移し、その他の年代ではいずれも上昇しています。

■年齢別未婚率の推移

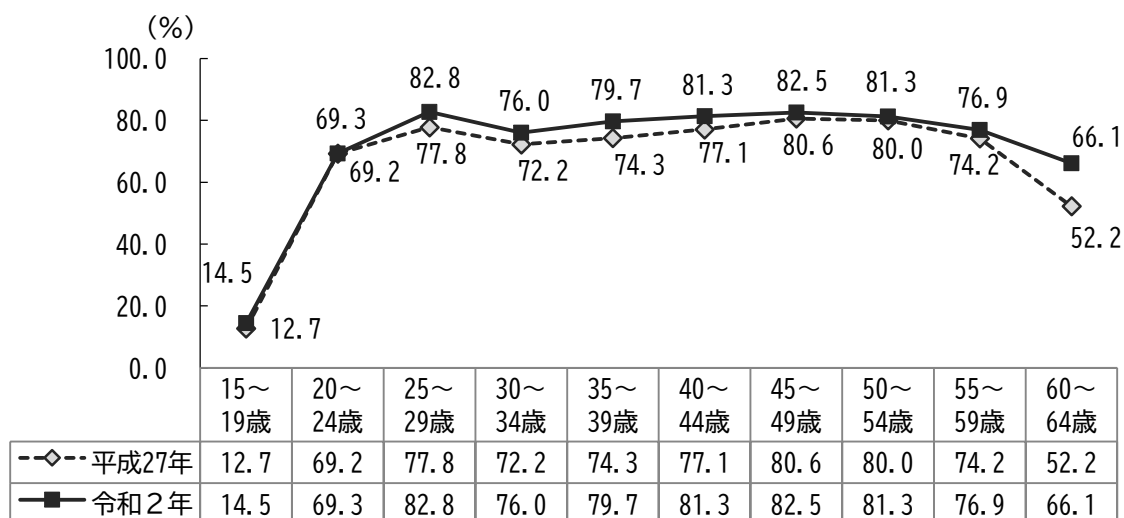


資料：国勢調査

(5) 女性の就業率

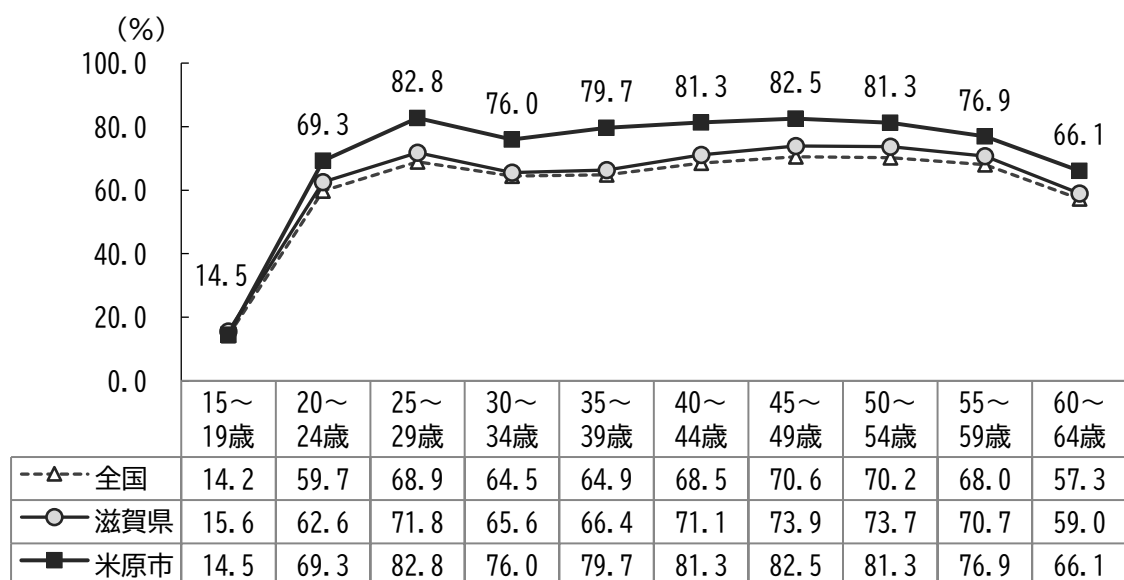
女性の年齢階層別就業率は、平成27年から令和2年にかけて全ての年齢階層で上昇しています。全国・滋賀県と比較すると、20歳以上の年齢階層で上回っており、特に20歳代後半から30歳代で就業率が高くなっています。

■女性の年齢階層別就業率（経年比較）



資料：国勢調査

■女性の年齢階層別就業率 令和2年（全国・滋賀県との比較）



資料：国勢調査

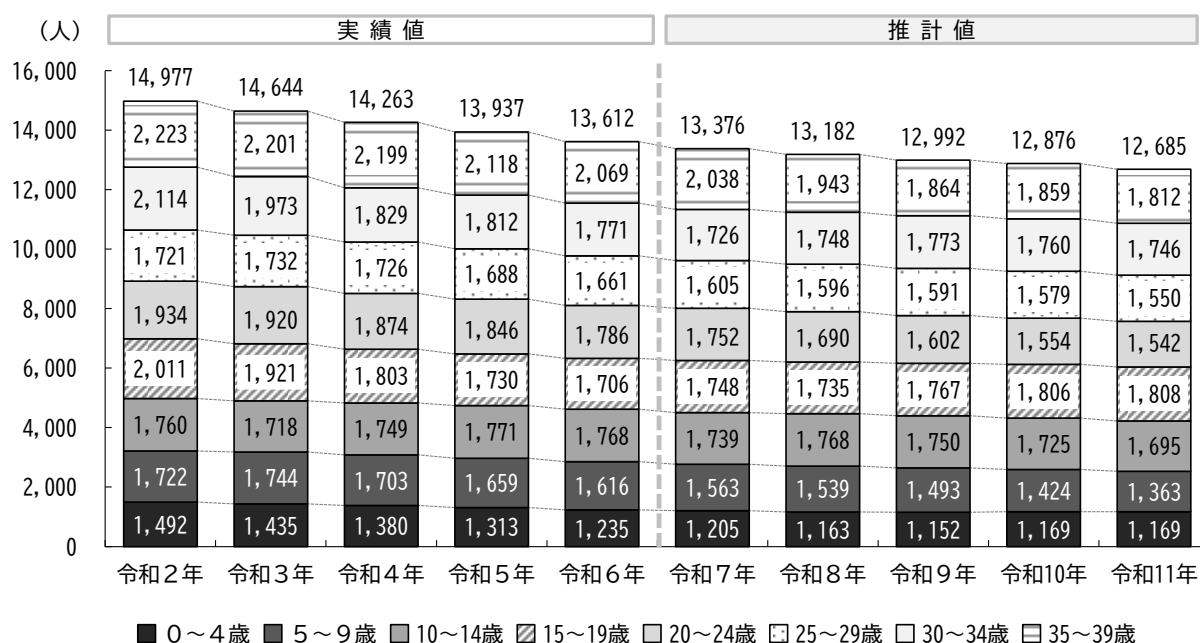
(6) 子ども・若者の人口等

① 子ども・若者人口

40歳未満の人口は、10～14歳は横ばいで推移し、その他の年代で減少傾向にあります。推計については、令和7年以降、15～19歳を除く年代で減少が予測され、0～4歳は令和8年で1,200人を下回る見込みです。

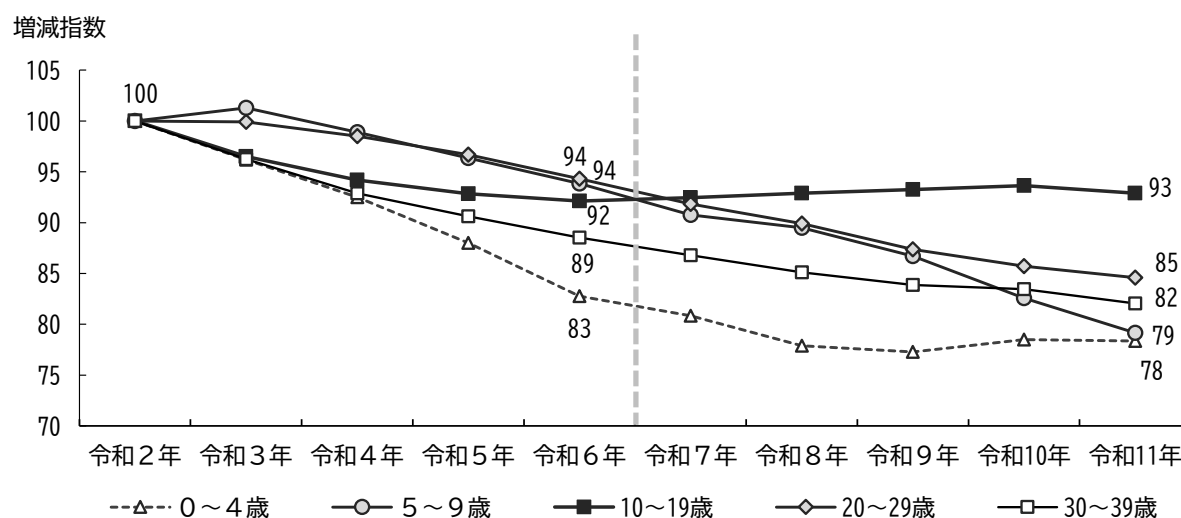
令和2年を100とした場合の増減では、全ての年代で減少となっており、0～4歳、5～9歳の減少幅が大きくなっています。

■40歳未満人口の推移



資料：実績値は住民基本台帳（各年4月1日時点）、推計値はコーホート変化率法により算出

■令和2年を100とした場合の40歳未満人口の推移の比較



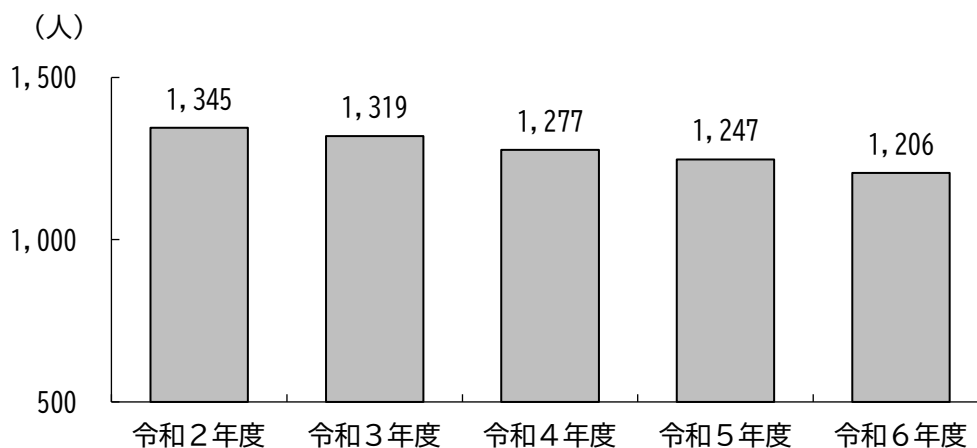
資料：実績値は住民基本台帳（各年4月1日時点）、推計値はコーホート変化率法により算出

② 児童・生徒数

教育・保育施設児童数は、減少傾向にあり、令和6年度で1,206人となっています。

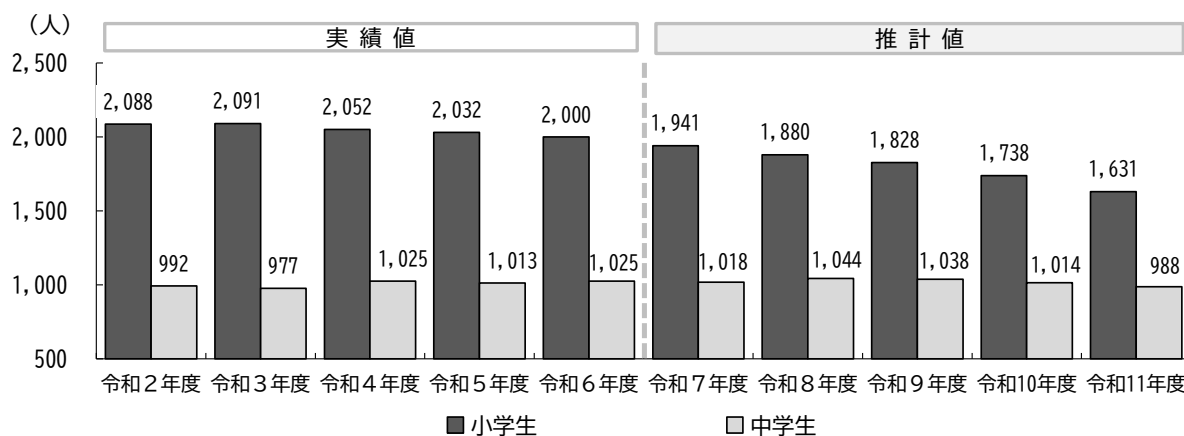
小学校児童数は、令和3年度以降減少傾向にあり、令和6年度で2,000人となっています。中学校生徒数は、増減を繰り返しながら推移しており、令和4年度以降はおおむね1,000人程度となっています。今後、小学校児童数は年々減少し、中学校生徒数も令和8年度以降緩やかに減少していくことが見込まれます。

■教育・保育施設児童数の推移



資料：入園児童数（各年度4月1日現在）

■小学校児童数および中学校生徒数の推移



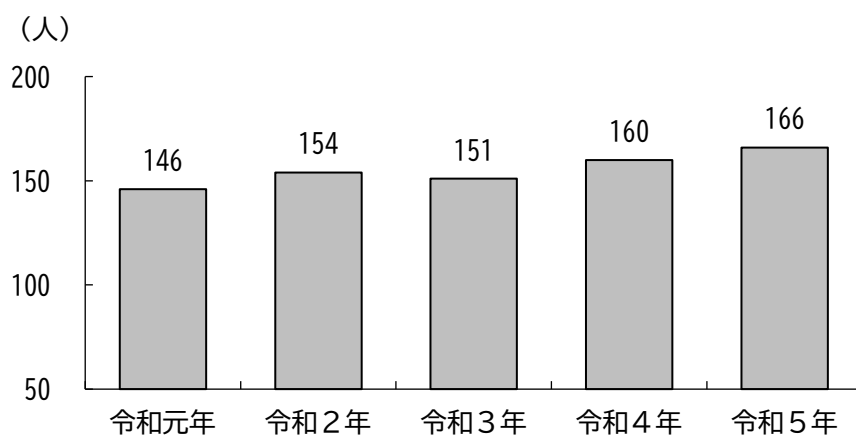
資料：児童生徒数一覧（各年度4月1日現在）、推計値は前年児童生徒数実績に基づき作成

(7) 支援が必要な子どもや子育て家庭の状況

① 障がいのある子どもの状況

障害児通所支援の利用者数は、令和3年以降増加傾向にあり、令和5年で166人となっています。

■障害児通所支援の利用者数の推移



資料：第4期米原市障がい者計画

② 虐待の状況

虐待相談件数は、令和2年度以降増加傾向にあり、相談種別でみると「身体的虐待」が最も多く、令和5年度で110件となっています。

■虐待の相談件数の推移

単位:件

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
虐待数	新規	68	63	65	100
	変更	3	6	0	0
	継続	61	108	141	176
相談種別	身体的虐待	70	80	93	110
	性的虐待	0	0	0	2
	心理的虐待	33	60	66	100
	ネグレクト	29	37	47	64

資料：米原市（各年度3月31日時点）

③ 児童扶養手当受給者の状況

児童扶養手当認定者数は増加傾向にあり、令和5年度では263件となっています。受給者数は、全支給者と全部停止者が増加しています。

■児童扶養手当受給者数の推移

単位:件

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童扶養手当認定者		259	243	252	263
児童扶養手当受給者	全支給者	102	83	94	100
	一部支給者	100	105	102	95
	全部停止者	57	55	56	68

資料:米原市(各年度3月31日時点)

④ 就学援助認定者の状況

就学援助受給者数は、小学生では220人前後で推移しています。中学生では増加傾向にあり、令和5年度では137人となっています。

■就学援助認定者数の推移

単位:人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学生	218	221	220	221
中学生	106	124	129	137

資料:米原市(各年度3月31日時点)

2 アンケート調査からみる現状

教育や保育、市の子育て支援事業についてのご意見、子ども・若者、子育て家庭の生活や意識に関する状況等について把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に、アンケート調査を実施しました。

■実施概要

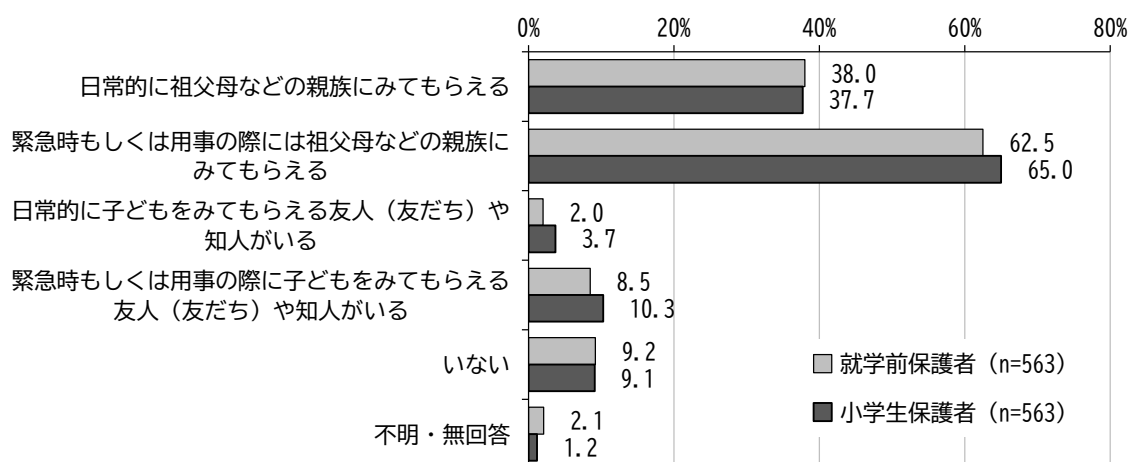
調査区分	調査内容	実施方法	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前の子どもの保護者	教育・保育事業や子育て支援事業の利用状況・ニーズ把握	郵送配布・郵送回収またはWEB回答	1,000 件	563 件	56.3%
小学生の保護者			1,000 件	563 件	56.3%
15～39 歳の子ども・若者	子ども・若者の生活や結婚・子育てに対する意識の把握		1,000 件	293 件	29.3%
小学 5 年生・中学 2 年生の生徒（全員）	子どもの生活実態の把握	WEB 調査・WEB 回答	721 件	645 件	89.5%
小学 5 年生・中学 2 年生の保護者（全員）		学校配布・郵送回収または WEB 回答	721 件	395 件	54.8%

（１）子育て環境や保護者の就労状況について

子どもをみてもらえる親族や知人の有無

子どもをみてもらえる親族や知人については、就学前保護者・小学生保護者ともに「いない」が9%台となっています。

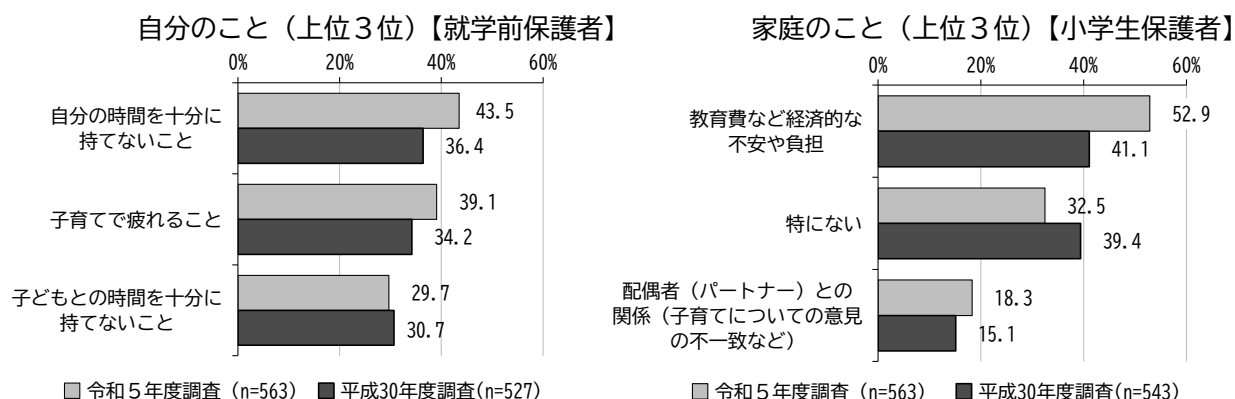
■子どもをみてもらえる親族や知人の有無【就学前保護者・小学生保護者】



子育てに関する不安や悩み

子育てに関する不安や悩み(自分のこと)について、「自分の時間を十分に持てないこと」が43.5%、「子育てで疲れること」が39.1%とどちらも前回調査と比べて増加しています。また、子育てに関する不安や悩み(家庭のこと)について、「教育費など経済的な不安や負担」が52.9%と前回調査と比べて増加しています。

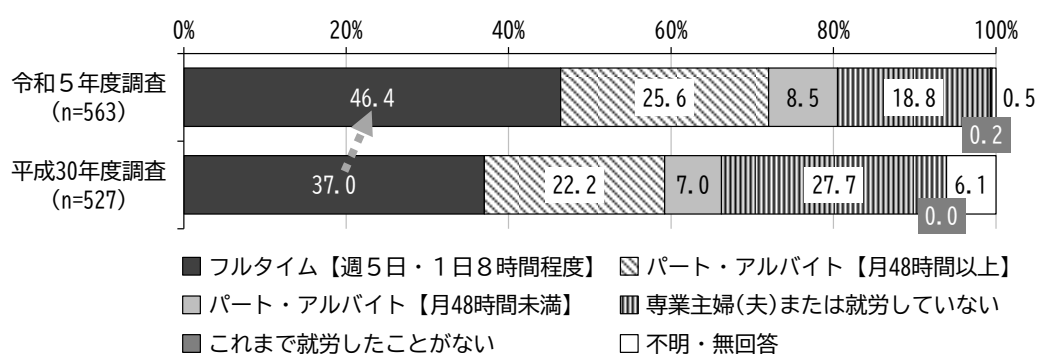
■子育てに関する不安や悩み



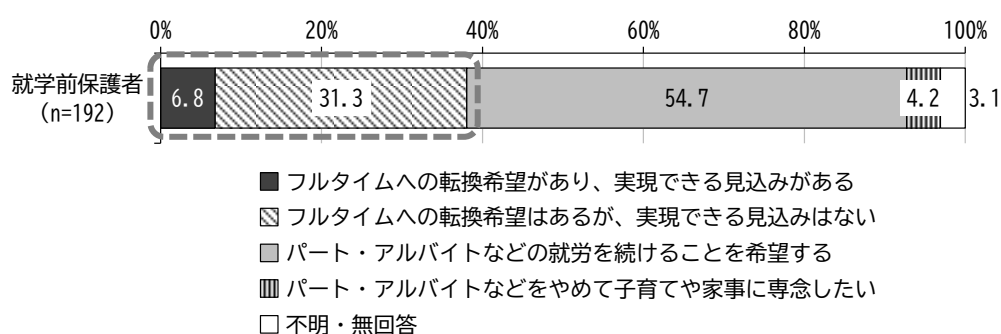
母親の就労状況

母親の就労状況について、フルタイムが46.4%と前回調査と比べて増加しています。パート・アルバイトで就労している方のフルタイムへの転換希望も38.1%と、母親の就労形態が大きく変化していることがうかがえます。

■母親の就労状況【就学前保護者】



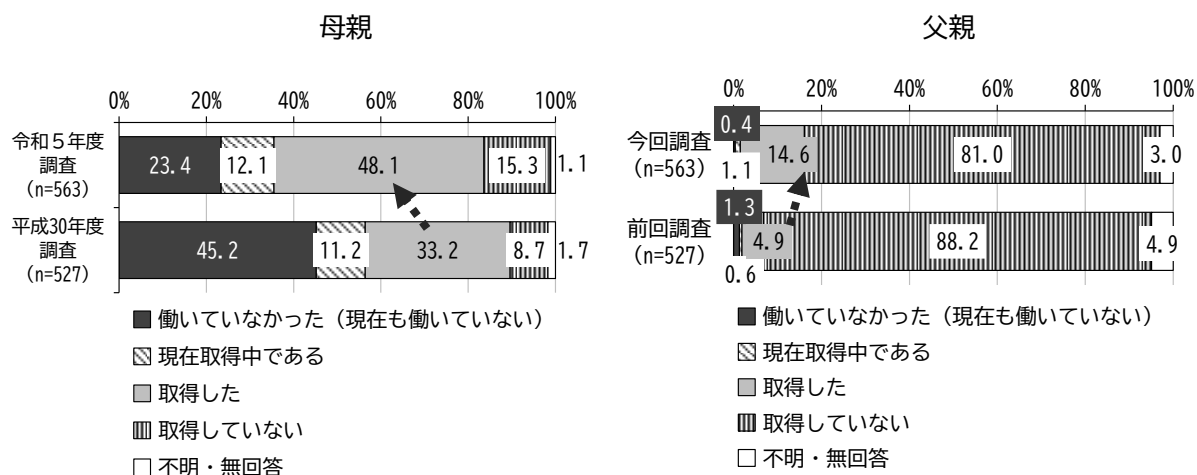
■フルタイムへの転換希望【就学前保護者（パート・アルバイトで就労している方）】



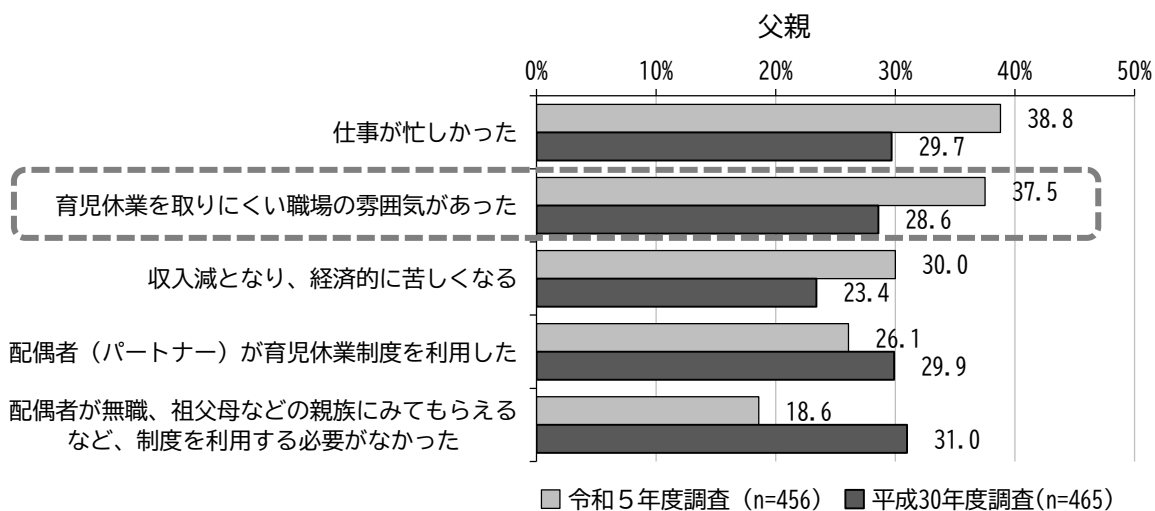
育児休業の取得状況

育児休業の取得状況について、「取得した」が母親では 48.1%、父親では 14.6%と前回調査と比べて増加しています。一方で、父親の育児休業を取得していない理由として「育児休業を取りにくい職場の雰囲気があった」が前回調査と比べて増加していることから、父親の育休については理解が浸透していない現状もうかがえます。

■育児休業の取得状況【就学前保護者】



■育児休業を取得していない理由（上位5位）【就学前保護者】

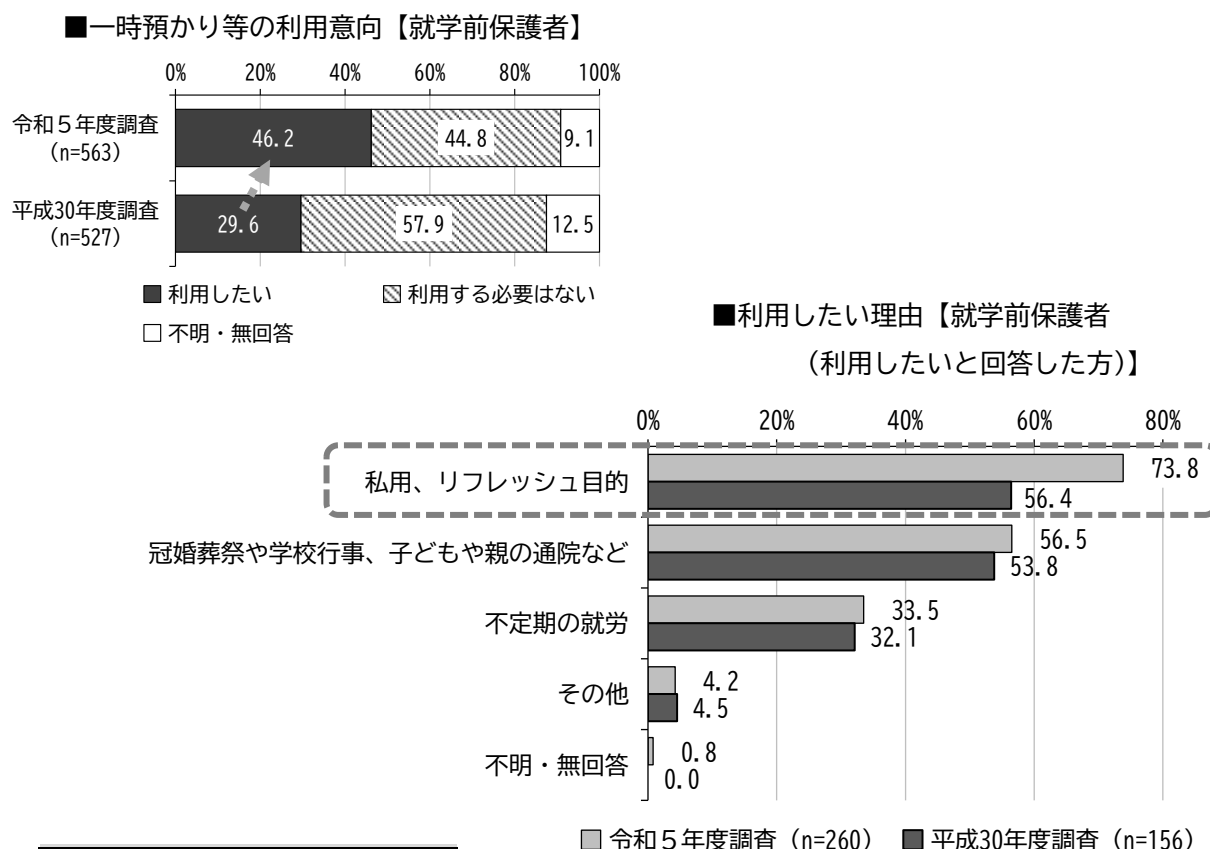


家庭の状況や保護者の就労形態が大きく変化していることから、家庭の状況に応じた支援ニーズへ対応するとともに、父親の子育て参加の更なる促進が必要です。また、頼れる人がいない人や子育て疲れ、悩みを抱える人への支援が必要です。

(2) 教育・保育事業やサービスの利用について

一時預かり等の利用意向

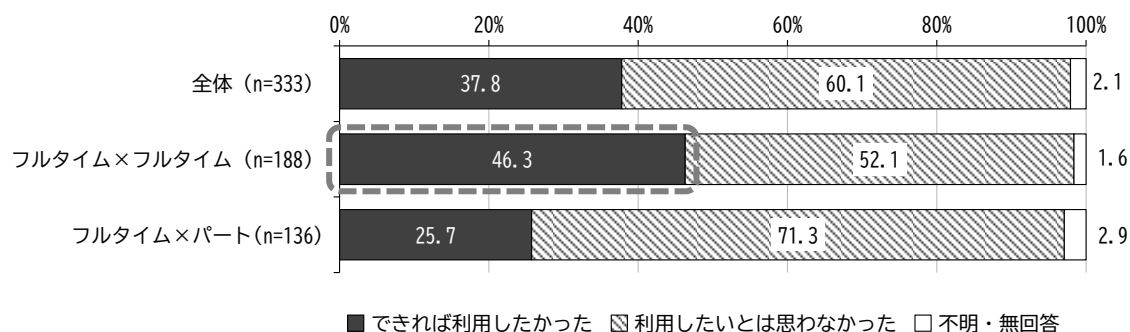
一時預かり等の不定期な事業の利用意向について、「利用したい」が46.2%と前回調査から増加しており、理由としては「私用、リフレッシュ目的」が大きく増加しています。



病児・病後児保育の利用意向

病児・病後児保育の利用意向は、全体で37.8%となっており、父親・母親ともにフルタイムで就労している場合で高くなっています。

病児・病後児保育の利用意向×保護者の就労形態【就学前保護者】



一時預かりや病児・病後児保育などのサービスについて、核家族世帯や共働き世帯の増加などから今後もニーズが高まることが考えられます。多様な利用ニーズに応じた支援やサービスの確保・提供が必要です。

(3) 放課後等の子どもの居場所について

小学生の放課後の過ごし方

小学生の放課後の過ごし方の希望について、全体で「放課後児童クラブ（学童保育）」は30.0%と前回調査から増加しています。学年別にみると、「放課後児童クラブ（学童保育）」は小学1年生が51.3%と高く、学年が上がるほど「自宅」や「習い事」が高くなっています。

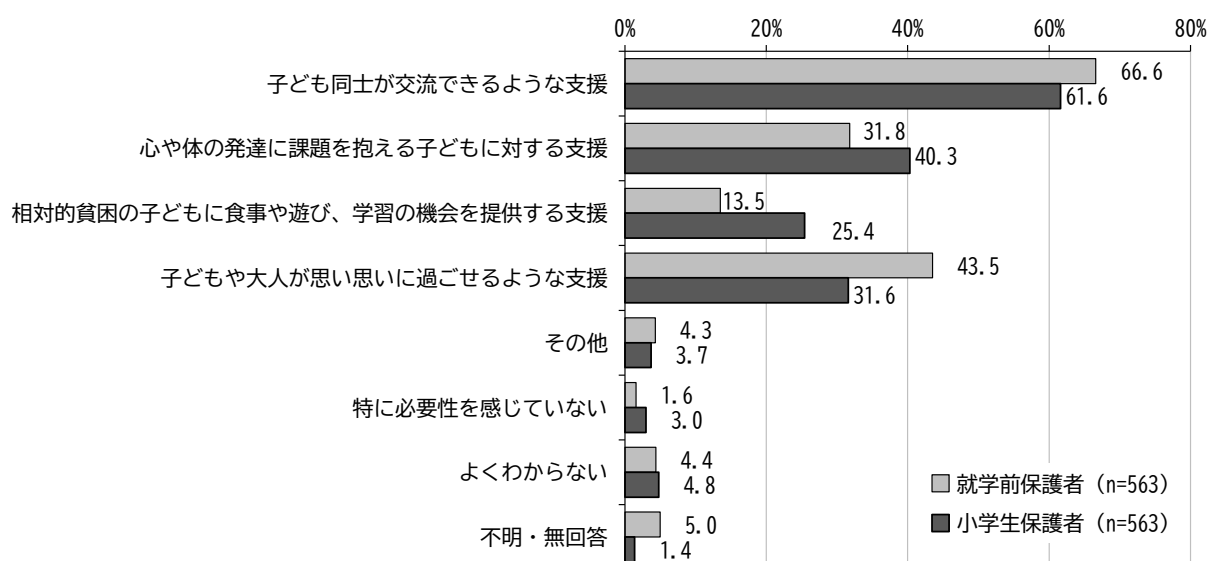
■放課後の過ごし方の希望×学年【小学生保護者】

(%)	自宅	祖父母宅や友人・知人宅	習い事 (スポーツ塾 など)	放課後児童クラブ (学童保育)	ファミリー・ サポート・セ ンター	子ども食堂な ど民営による 居場所	その他 (学びあいス テーション、 公園など)	不明・無回答
令和5年度調査 (n=563)	73.2	21.5	36.4	30.0	4.1	6.2	10.7	2.8
平成30年度調査 (n=543)	67.8	19.7	34.3	18.4	0.6		5.7	13.3
小学1年生 (n=78)	56.4	23.1	24.4	51.3	2.6	1.3	3.8	2.6
小学2年生 (n=98)	59.2	22.4	32.7	44.9	1.0	3.1	7.1	2.0
小学3年生 (n=111)	65.8	19.8	31.5	31.5	1.8	5.4	9.0	3.6
小学4年生 (n=78)	79.5	24.4	42.3	30.8	9.0	10.3	20.5	1.3
小学5年生 (n=112)	89.3	19.6	42.9	12.5	4.5	8.0	8.0	2.7
小学6年生 (n=72)	93.1	20.8	45.8	6.9	5.6	8.3	16.7	4.2

子どもの居場所づくりのための支援

子どもの居場所づくりのために力を入れるべき支援について、就学前保護者・小学生保護者ともに「子ども同士が交流できるような支援」が最も高くなっており、次いで、就学前保護者では「子どもや大人が思い思いに過ごせるような支援」、小学生保護者では「心や体の発達に課題を抱える子どもに対する支援」となっています。

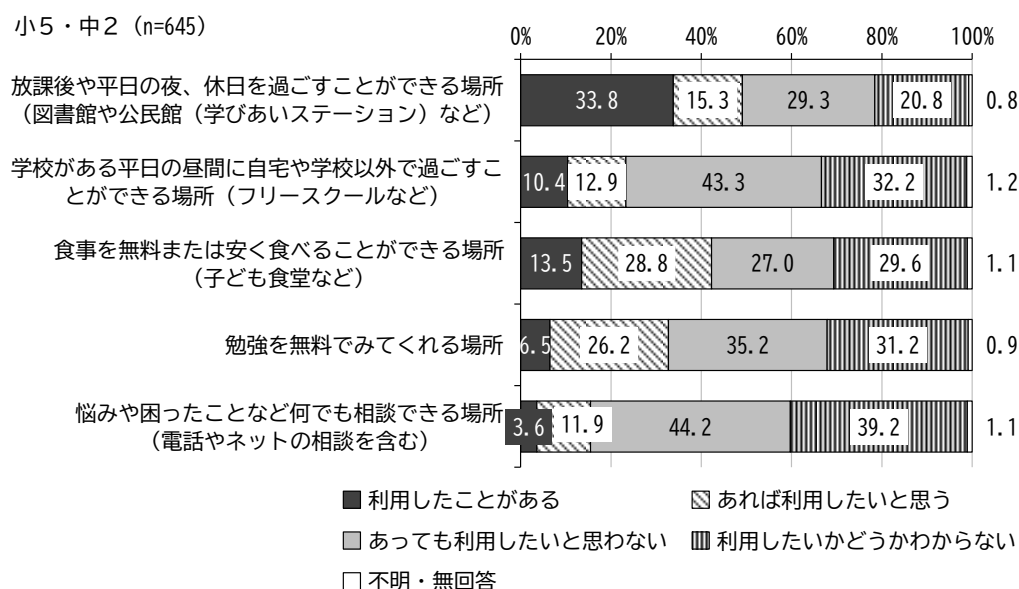
■子どもの居場所づくりのために力を入れるべき支援【就学前保護者・小学生保護者】



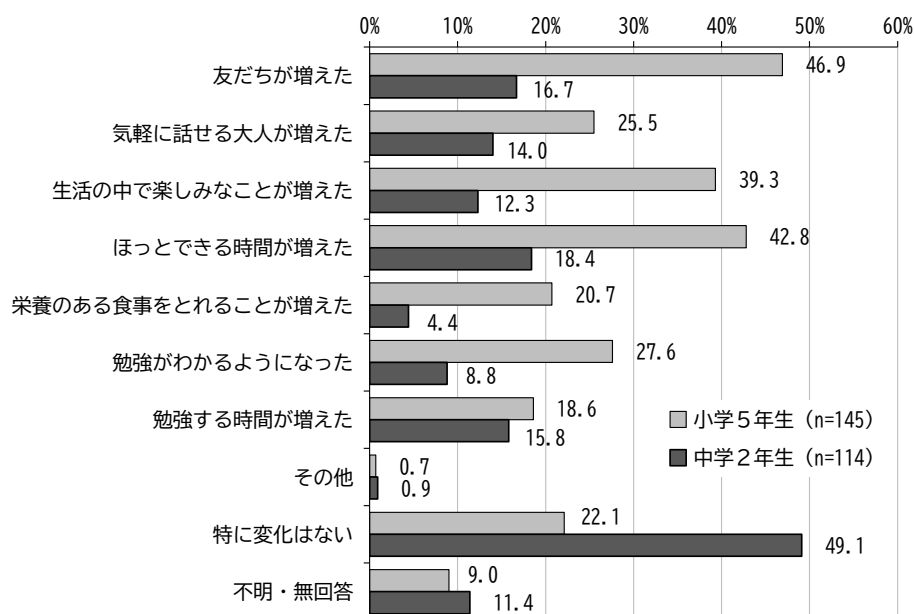
居場所の利用状況・利用意向

居場所について、「子ども食堂など」の利用意向は42.3%、「勉強を無料でみてくれる場所」の利用意向は32.7%となっています。また、居場所を利用したことによる変化として、小学生では、「友だちが増えた」が46.9%、「ほっとできる時間が増えた」が42.8%と高くなっています。

■居場所を利用したことがあるか、今後利用したいと思うか【小5・中2】



■居場所を利用したことによる変化【小5・中2（居場所を1つでも利用したことがある方）】



低学年の放課後児童クラブの利用意向が高くなっており、今後も受け皿の確保が必要です。また、子どもが気軽に利用でき、安心して日中や放課後を過ごせる居場所づくりも重要となります。

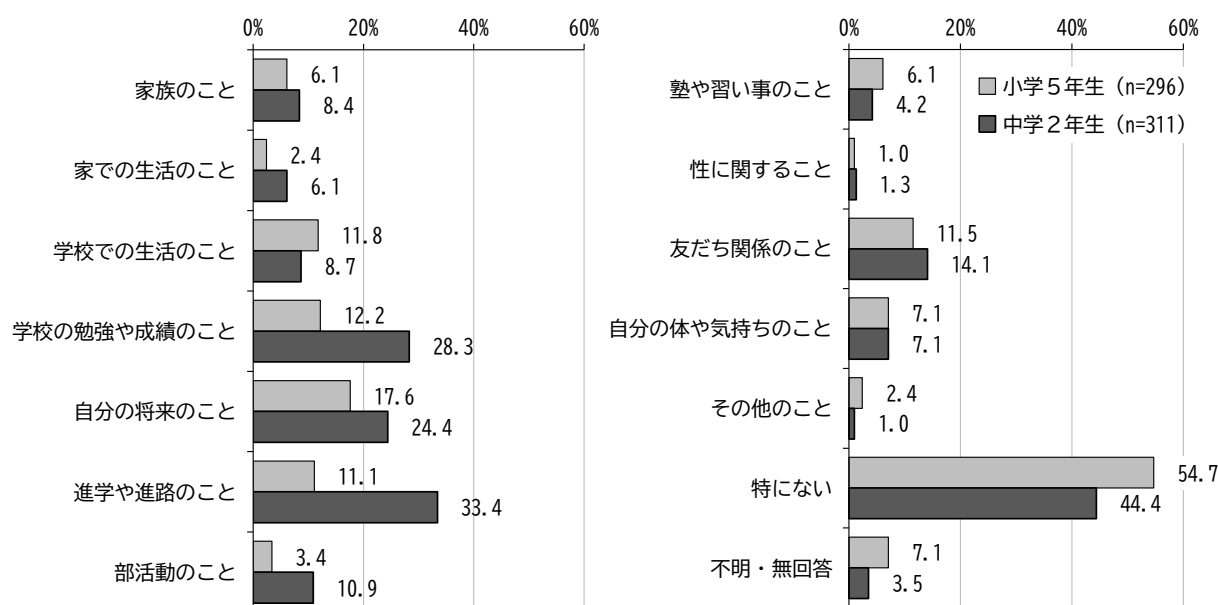
(4) 子どもの生活状況について

困っていることや悩み・相談先

困っていることや悩んでいることについて、「特にない」が小学生 54.7%、中学生 44.4%とともに最も高くなっていますが、中学生では「学校の勉強や成績のこと」が 28.3%、「進学や進路のこと」が 33.4%とそれぞれ高くなっています。

相談相手について、自己肯定感（周囲との関係の中で、自分自身を肯定的に捉える考え方）の視点からみると、自己肯定感が低くなるにつれ、家族や友人、学校の先生に相談する割合は低くなり、反対に「相談したくない」割合が特に高くなっています。

■困っていることや悩み、相談したいと思っていること【小5・中2】



■困っていることや悩みがあるとき、相談しようと思う人×自己肯定感【小5・中2】

(%)	母親（保護者）	父親（保護者）	きょうだい	祖父母や親せき（おじやおば、いとこなど）	学校の先生	学校の友だち（同級生や先輩、後輩）	学校以外の友だち
小5・中2 (n=645)	69.3	38.3	22.8	14.7	32.2	55.7	14.7
自己肯定感：高 (n=206)	84.0	59.7	30.6	21.4	44.2	60.7	16.5
自己肯定感：中 (n=277)	70.0	34.3	21.3	11.6	30.3	58.1	14.1
自己肯定感：低 (n=162)	49.4	17.9	15.4	11.7	20.4	45.1	13.6

(%)	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー	その他の大人（塾や習い事の先生、放課後児童クラブの先生、地域の人など）	インターネット上のSNS（LINEやXなど）などで知り合った人	その他	だれにも相談できない	相談したくない	不明・無回答
小5・中2 (n=645)	2.9	3.6	3.1	0.6	3.3	7.3	2.2
自己肯定感：高 (n=206)	3.4	2.9	1.9	0.5	1.9	3.4	2.4
自己肯定感：中 (n=277)	1.8	4.0	2.5	0.4	1.8	4.7	1.8
自己肯定感：低 (n=162)	4.3	3.7	5.6	1.2	7.4	16.7	2.5

※自己肯定感の高低については、小5・中2調査の「自分にはよいところがある」などの思いや気持ちを聞く質問7問について、それぞれ「そう思う」を3点、「どちらかといえばそう思う」を2点、「どちらかといえばそう思わない」を1点、「そう思わない」を0点として、合計が18点以上で「高」、13～17点で「中」、12点以下で「低」としています。

家庭での子どもとの関わり

家族と学校でのできごとについて話をする頻度が高いほど、自己肯定感が高い傾向がみられます。子どもが希望を持って日々を過ごすことができるよう、家庭での保護者との関わりや学校や地域から子どもに自己肯定感を持たせる働きかけを行うことが大切であると考えられます。

■自己肯定感×家族と学校でのできごとについて話をする【小5・中2】

(%)	自己肯定感：高	自己肯定感：中	自己肯定感：低
小5・中2 (n=643)	31.9	42.9	25.2
ほとんど毎日 (n=220)	45.9	40.9	13.2
週に4～5回 (n=136)	28.7	41.9	29.4
週に2～3回 (n=116)	24.1	51.7	24.1
週に1回程度 (n=44)	25.0	47.7	27.3
月に1～2回 (n=46)	23.9	32.6	43.5
ほとんどない (n=55)	20.0	45.5	34.5
まったくない (n=26)	15.4	30.8	53.8

世帯の貧困状況

経済的な理由でできなかったことについて、「学習塾や習い事に通えなかった」「お小づかいを渡せなかった」「家族旅行ができなかった」では、所得段階が下がるにつれて割合が高くなっています。

■子どもが希望したにもかかわらず、経済的な理由でできなかったこと×所得段階【小5・中2保護者】

(%)	学校行事に保護者が参加できなかった	修学旅行に参加できなかった	学習塾や習い事に通えなかった	クラブ(部)活動に参加できなかった	お小づかいを渡せなかった	誕生日やお正月などの季節の行事ができなかった	家族旅行ができなかった	その他	あてはまるものはない	不明・無回答
小5・中2保護者 (n=395)	2.0	0.0	7.6	0.3	4.8	1.3	23.3	0.3	61.8	10.4
所得段階Ⅰ (n=182)	1.1	0.0	4.4	0.0	2.2	0.0	16.5	0.0	70.3	10.4
所得段階Ⅱ (n=141)	2.1	0.0	9.9	0.7	5.7	2.1	29.1	0.7	58.2	8.5
所得段階Ⅲ (n=29)	6.9	0.0	20.7	0.0	17.2	0.0	44.8	0.0	37.9	0.0

※所得段階については、年間収入に関する回答の中央値をその世帯の収入とし、同居家族の人数で調整した値を「等価世帯収入」と定義し、回答者全体の等価世帯収入を「所得段階Ⅰ（中央値以上）」「所得段階Ⅱ（中央値未満、中央値の2分の1）」「所得段階Ⅲ（中央値の2分の1未満）」と区分しています。なお、本調査においては、中央値が290.7万円、中央値の2分の1は145.3万円となりました。

家庭の経済状況にかかわらず、子どもが将来に希望を持って生活することができるよう、親子の関わりや様々な大人との関わり、多様な経験をする機会や学習する機会を提供することが重要です。また、ヤングケアラーや困り感を持った子ども、悩みを抱え込みやすい子どもなどに対する支援が必要です。

(5) 若者の状況について

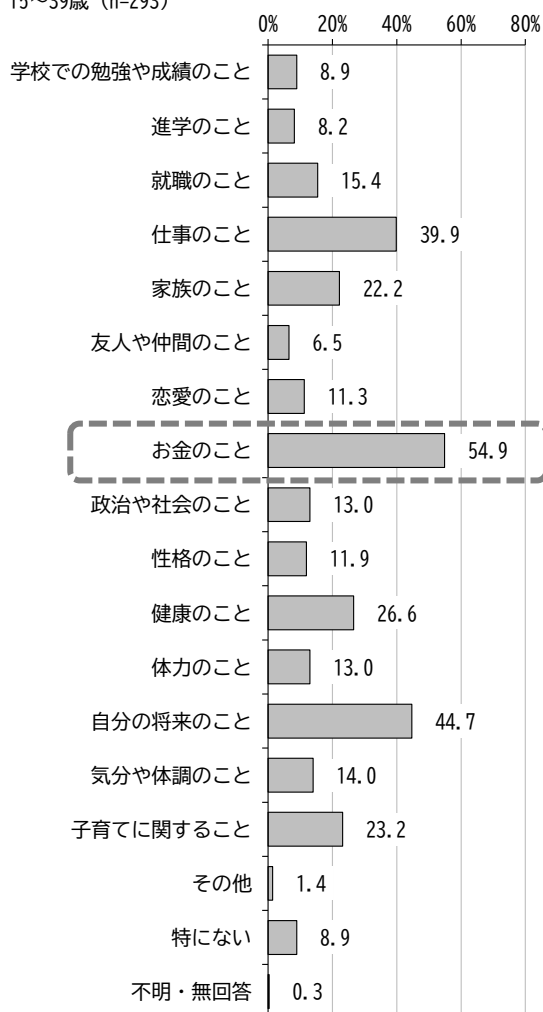
困っていることや悩み・相談先

悩みごとや心配ごとについて、「お金のこと」が54.9%と最も高くなっています。相談相手について、「誰にも相談できない」「誰にも相談したくない」の合計が11.2%となっています。

相談しやすい人や場所については、「相手が同じ悩みを持っている、持っていたことがある」が50.5%と最も高くなっています。

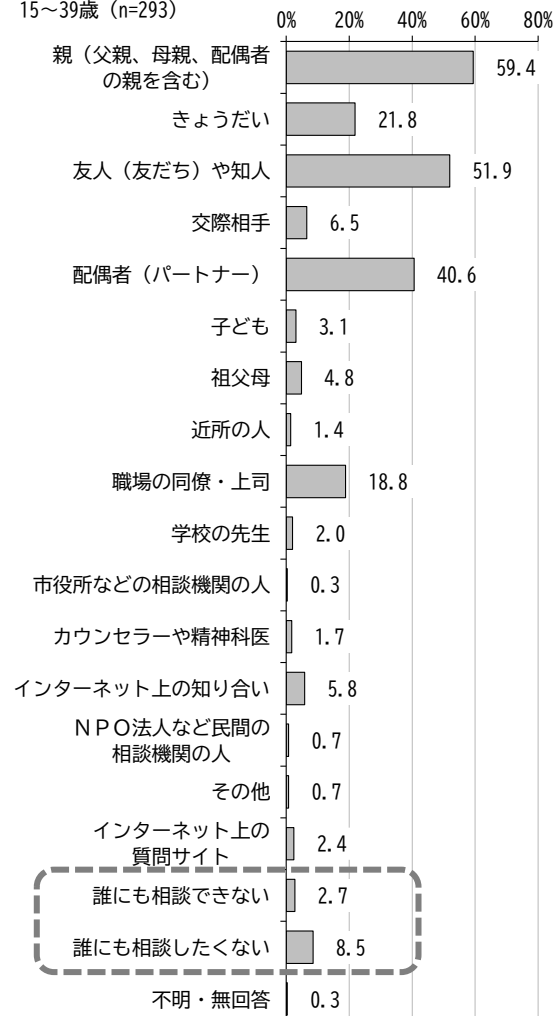
■悩みごとや心配ごと【15～39 歳】

15～39歳 (n=293)



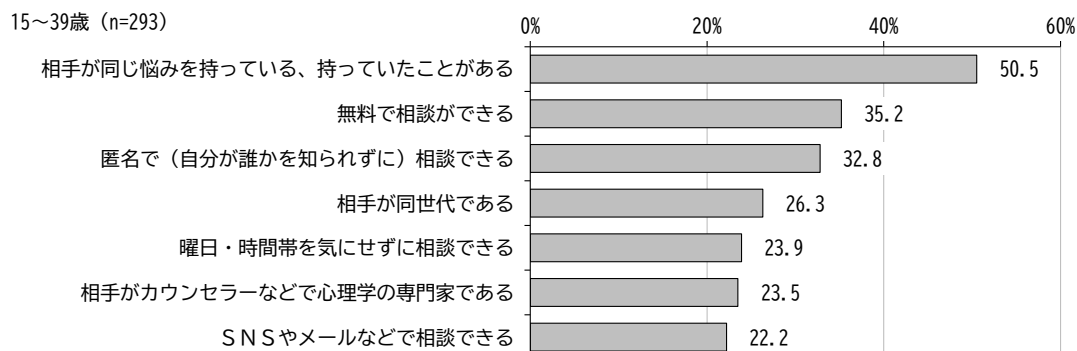
■悩みごとや心配ごとの相談相手【15～39 歳】

15～39歳 (n=293)



■相談しやすい人や場所（20.0%以上）【15～39 歳】

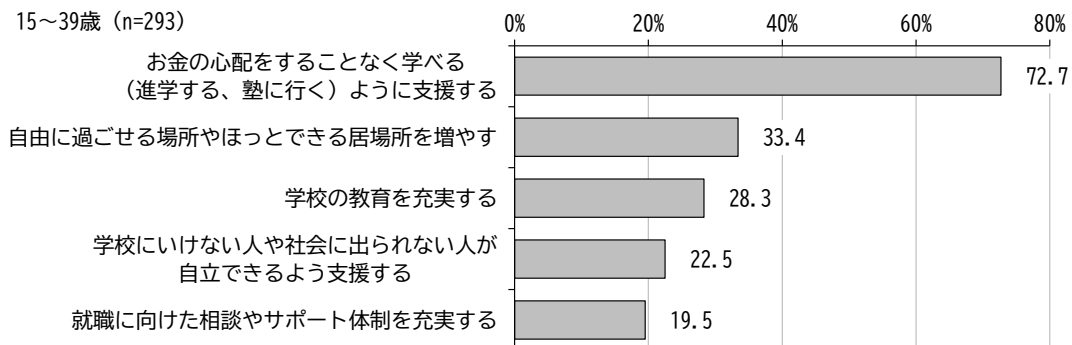
15～39歳 (n=293)



子ども・若者のために必要な取組

子ども・若者のために必要な取組について、「お金の心配をすることなく学べるように支援する」が72.7%と最も高く、次いで「自由に過ごせる場所やほっとできる居場所を増やす」が33.4%となっています。

■子ども・若者のために必要な取組（上位5位）【15～39歳】



結婚についての考え

結婚についての考えを暮らし向き別にみると、暮らし向きが良いと感じている人ほど結婚に対して前向きな回答の割合が高い一方、暮らし向きが良くないと感じている人は「家事や育児が大変」「自由に使えるお金が少なくなる」などの割合が高い傾向がみられます。

■結婚についての考え×暮らし向き【15～39歳】

(%)	精神的な安らぎの場が得られる	好きな人とずっと一緒に暮らせる	経済的に安定する	生活が便利になる	親を安心させることができる	自分の子どもや家族を持てる	親から独立してひとり立ちができる	家事や育児が大変
15～39歳 (n=288)	44.1	50.3	31.9	12.5	41.0	68.1	23.6	49.7
上 (n=11)	45.5	63.6	45.5	18.2	45.5	63.6	9.1	27.3
中の上 (n=48)	50.0	56.3	45.8	22.9	47.9	68.8	29.2	39.6
中の中 (n=155)	46.5	53.5	28.4	9.0	40.0	71.0	24.5	51.6
中の下 (n=63)	38.1	41.3	30.2	14.3	36.5	65.1	20.6	55.6
下 (n=11)	18.2	18.2	18.2	0.0	45.5	45.5	18.2	54.5

(%)	責任や義務が発生する	自分の時間や自由な行動が制約される	自由に使えるお金が少なくなる	自分や相手の親せきづきあいなどが増える	その他	わからない、考えていない	不明・無回答
15～39歳 (n=288)	57.3	52.1	43.1	44.8	1.4	5.6	0.7
上 (n=11)	63.6	45.5	27.3	36.4	0.0	9.1	0.0
中の上 (n=48)	54.2	43.8	31.3	35.4	0.0	8.3	0.0
中の中 (n=155)	56.1	49.0	41.3	43.9	1.3	4.5	0.6
中の下 (n=63)	61.9	66.7	55.6	55.6	1.6	4.8	1.6
下 (n=11)	54.5	54.5	63.6	45.5	9.1	9.1	0.0

若者が抱える課題に対して、同じ課題を抱える人同士の交流機会や居場所の創出により、若者が孤立しないよう取り組むことが必要です。結婚や子育てに対して経済的な不安を感じている人が多いことから、前向きに捉えることができるようなサポート、情報発信が重要となります。

※暮らし向きについては、衣・食・住・レジャーなどの物質的な生活水準に関して、世間一般と比べて自分がどの位置に当たるかを主観で回答いただいたものです。

3 子ども・若者・関係団体からの意見

(1) 関係団体ヒアリング調査

子ども・若者、子育て家庭に関する現状や課題、困難を抱える家庭や子どもの状況、地域における取組、支援の状況等について把握することを目的として、子どもや子育て支援に関わる関係機関、団体に対する調査を実施しました。

■調査票送付対象機関・団体

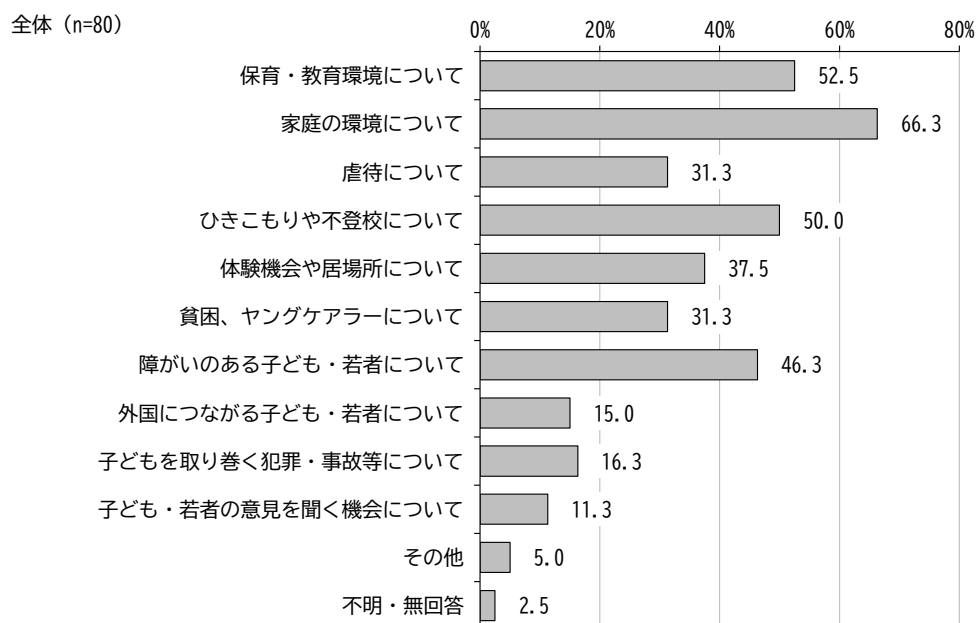
福祉・教育関係機関	民生委員児童委員協議会連合会、米原市社会福祉協議会、 保育所・幼稚園・認定こども園・小規模保育事業所、市内小中学校、 子育て応援施設、地域福祉センター、教育支援センター など
子育て関係機関	滋賀県子ども家庭相談センター、地域子育て支援センター、ファミリー・サポート・センター、 こども家庭センター、放課後児童クラブ 多文化共生協会、保健センター など
障がい児関係機関	養護学校、児童発達支援センター、放課後等デイサービス、 地域包括医療福祉センター など
子育て支援関係	ボランティアセンター、子育てサークル など
若者・ひきこもり関係	就労・自立支援施設
貧困・居場所関係	子どもたちの居場所、子ども食堂 など
その他	米原市子ども・子育て審議会委員

■回収結果

配布数	有効回収数	有効回収率
105 件	80 件	76.2%

① 子ども・若者、子育て家庭を取り巻く課題について

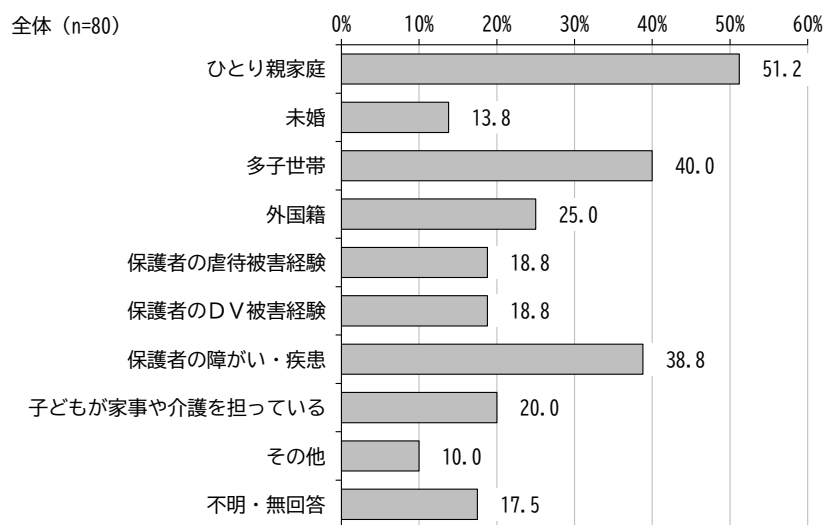
日頃の活動を通じて気になっている課題について、「家庭の環境について」が66.3%と最も高く、次いで「保育・教育環境について」が52.5%、「ひきこもりや不登校について」が50.0%となっています。



課題	主な意見（抜粋）
家庭の環境について	・保護者の就労時間の増加に伴い、親子のふれあう時間が少なくなっている。 ・頼れる人や相談する人がなく孤立化している。 ・核家族化で、祖父母等の協力を得られない家庭も多い。 ・各家庭の状況が複雑化してきており、把握や連携が難しい。
保育・教育環境について	・家庭と保育・教育現場の関わりについて、就学後は顔を合わせる機会が少なくなり、気軽に相談できなくなる。 ・教職員と保護者の連携不足が見受けられる。 ・サービスを受ける感覚で、学校に要求や対応を求めてくる保護者が増えている。
ひきこもりや不登校について	・不登校からひきこもりになるケースも多いため、福祉と教育の連携は重要。 ・不登校の考え方が多様化し、子どもに応じた対応や関わりが難しい。 ・ひきこもり当事者や親が相談できる場所がない。 ・自分で通える範囲にフリースクールのような場所が必要。
障がいのある子ども・若者について	・個々のニーズに応える支援が不足している。 ・グレーゾーンの子どもは中学校を卒業すると支援を受けにくくなり、生きづらさを抱える可能性がある。
体験機会や居場所について	・整備された公園、自由に集える居場所がない。 ・放課後児童クラブ以外の放課後の居場所が少ない。 ・農作業等の体験ができにくい家庭が多い。
貧困、ヤングケアラーについて	・経済的に余裕がない家庭では急な支出が難しいため、早期から進学に関する支払いスケジュール等の情報提供が必要。 ・ヤングケアラーは本人に自覚がないケースが多いため、「子どもの権利」について子ども自身が学ぶ機会が必要。
外国につながる子ども・若者について	・子どもが、日本語が話せない親の通訳として頼られているケースがある。 ・両親の失業や就業時間のカットにより貧困となっている。

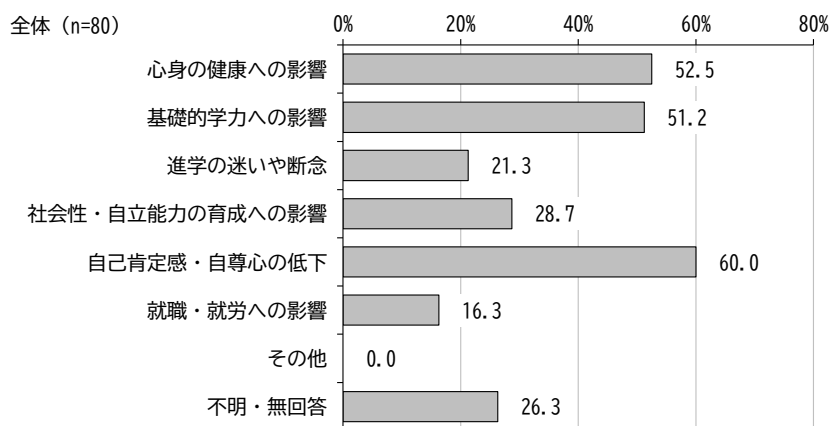
② 困難を抱える家庭の状況について

困難を抱える家庭における背景や特徴について、「ひとり親家庭」が51.2%と最も高く、次いで「多子世帯」が40.0%、「保護者の障がい・疾患」が38.8%となっています。



困難を抱える家庭の背景や特徴	主な意見（抜粋）
	・ 親が遅くまで働いていたり、子どもと過ごす時間が少ない。 ・ 地域との関わりを持たず、無関心。 ・ 保護者との連絡がつかず、子どもの様子が分かりにくい。

貧困に伴う子どもへの影響や課題について、「自己肯定感・自尊心の低下」が60.0%と最も高く、次いで「心身の健康への影響」が52.5%、「基礎的学力への影響」が51.2%となっています。



子どもへの影響・課題	主な意見（抜粋）
	・ 塾へ行きたくても金銭面で通えず、学習についていけないことがある。 ・ 様々な体験の機会や他者との交流が少ないことから、コミュニケーション能力が低い場合がある。 ・ 認めてもらう場が少ないことから、自分の評価が低く、自信がない。

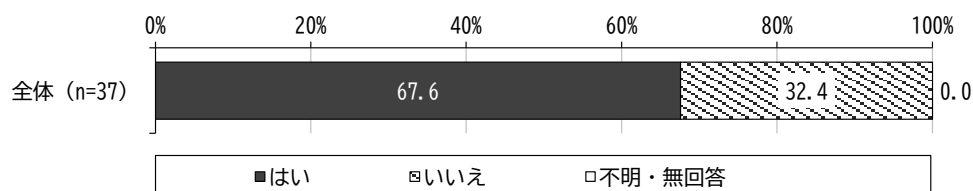
(2) 子どもヒアリング調査（中学生）

当事者である子どもたちの声を今後の子ども施策に生かしていくことを目的として、中学生を対象に調査を実施しました。

① ふだんの生活の中で楽しいとき、ほっとするとき

主な意見（抜粋）	
・ 友だちとしゃべっているとき ・ 自分の好きなことをやっているとき ・ 親や先生、友だちにほめられたとき ・ 家に帰ってご飯を食べているとき	・ 家でゆっくりしているとき ・ 自然（伊吹山、森）を見ているとき ・ テストが終わったとき

② この先も米原市に住みたいと思うか



主な意見（抜粋）	
「はい」を選んだ人 住み続けたい理由	「いいえ」を選んだ人 どうなれば住み続けたいか
・ 自然が豊かで空気がおいしい ・ 災害が少なく、安心して住める ・ 地域の人がやさしい ・ 自分の生まれたところで、住み慣れている	・ 商業施設がもっと増えてほしい ・ 通勤、通学がしやすい環境や制度が整う ・ 特別なものがないため、何か目をひくような魅力的なものがあれば良い

③ どのような方法であれば、大人に意見を伝えやすいか

主な意見（抜粋）	
・ 定期的にアンケートを行う ・ スマホから簡単に意見を送れる	・ 相談できる場、話し合う機会があれば良い ・ 大人に対する意見箱を置く

④ 子ども・若者にとってより良い社会となるために必要なこと、大人や社会への意見

主な意見（抜粋）
・ 子どもの権利について、みんなに呼びかけること ・ 子どもたちの意見をもっと取り入れていくこと ・ 地域での活動をたくさん行う ・ 子どもたちが疑問を解決できるような環境をつくる。自分で改善点と方法を見つけてより良くしていけるようにする

(3) 子どもヒアリング調査（居場所に通う子ども）

当事者である子どもたちの声を今後の子ども施策に生かしていくことを目的として、居場所に通う子どもを対象に調査を実施しました。

① この場所に来るのは楽しいか

項目	件数
楽しい	4 件
どちらかといえば楽しい	2 件
あまり楽しくない	0 件
楽しくない	0 件
不明・無回答	0 件

② この場所に来るようになって、変わったことはあるか

項目	件数
楽しいと感じる時間が増えた	5 件
自分の気持ちを伝えてもいいと思うようになった	2 件
初めて知ったことや、興味をもったこと、好きになったことなどがあつた	3 件
自分のことを大切にしてくれる人やサポートしてくれる人がいると感じるようになった	1 件
それまで知らなかった人、話したことがなかった人と会った	2 件
以前より、誰か困っている人がいるとき、サポートするようになった	1 件
変わったことはない	1 件
そのほか	0 件
不明・無回答	0 件

③ 悩んでいるときや困っている時に頼れる人

項目	件数
親やきょうだい、親せき	2 件
友だち	3 件
学校の先生	1 件
居場所にいる大人	0 件
塾や習い事の先生	0 件
インターネット上の知り合い	1 件
そのほか	0 件
不明・無回答	0 件

④ 自由意見

項目	主な意見（抜粋）
ふだんの生活で楽しいとき、ほっとするとき	・ 推しをみているとき ・ 話したりしているとき
悩んでいること	・ 勉強が分からない
米原市にこんなものや場所があつたらいい	・ みんなが勉強できる場所 ・ ジム
大人に対して望むこと、伝えたい意見	・ もっとやさしくしてほしい

(4) 子どもワークショップ

当事者である子どもたちの声を今後の子ども施策に生かしていくことを目的として、小学生のワークショップを開催しました。

■実施概要

実施日時	令和6年8月22日（木）
時 間	午後2時～3時
場 所	坂田第1児童クラブ（さかっこクラブ）
対 象	放課後児童クラブに通う子ども 1回30人（6人×5グループ）
進め方（概要）	1グループ6名程度でグループ分けを行い、テーマに沿ってグループワークを行う。 全体テーマ「こんなまちになったらいいな」 個別テーマ①自分の住んでいるまちの好きなところ ②落ち着く場所 ③あったらいいなと思うもの

① 自分の住んでいるまちの好きなところ

主な意見（抜粋）	
・琵琶湖がある ・伊吹山がある ・自然とふれあえる ・静か、ゆっくりしている ・雪が多い ・やさしい人が多い ・あったら助かる店が多い	・田舎だけど住みやすい ・友だちが近くに住んでいる ・学校が近い ・季節のイベントがある ・災害が少ない ・新幹線が通っていて来やすい ・買い物しやすい

② 落ち着く場所

主な意見（抜粋）	
・家、おばあちゃんの家 ・友だちの家 ・自分の部屋 ・ベッド、トイレ ・静かな場所	・放課後児童クラブ ・図書館 ・自由に遊べる場所 ・一人になれる場所 ・星を見ているとき

③ あったらいいなと思うもの

主な意見（抜粋）	
・ショッピングモール ・ゲームセンター ・カフェ、飲食店 ・映画館	・本屋 ・大きい公園 ・市民プール ・サッカーや野球ができるグラウンド

4 子ども・子育て支援の進捗状況

(1) 目標事業量の達成状況

① 教育・保育事業

市内の子どもの数に地域差があり、地域によって量の見込み等に過不足が生じていたことから、令和4年度に中間見直しを行い、教育・保育の提供区域を1提供区域から2提供区域へ変更するとともに、令和5年度、令和6年度の量の見込みについて変更しています。

1号認定(3～5歳)は年々減少しており、実績値が見込みを下回っています。一方、2号認定(3～5歳)は増加傾向となっており、対見込み比がおおむね100%を超えています。3号認定(0歳)については、対見込み比が令和4年度までは100%を超えています、令和5年度以降、対見込み比は減少しています。また、3号認定(1・2歳)は増加傾向となっており、令和5年度以降の米原・近江地域では対見込み比が100%を超えています。

■1号認定(幼稚園・認定こども園短時部、3～5歳)

実利用人数(人)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み	山東・伊吹	286	282	266	80	80
	米原・近江				160	160
実績値	山東・伊吹	266	270	239	74	74
	米原・近江				119	121
対見込み比	山東・伊吹	93.0%	95.7%	89.8%	92.5%	92.5%
	米原・近江				74.4%	75.6%

■2号認定(保育所・認定こども園長時部、3～5歳)

実利用人数(人)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み	山東・伊吹	705	707	677	239	228
	米原・近江				398	379
実績値	山東・伊吹	710	690	680	245	246
	米原・近江				442	441
対見込み比	山東・伊吹	100.7%	97.6%	100.4%	102.5%	107.9%
	米原・近江				111.1%	116.4%

■3号認定(保育所・認定こども園長時部、0歳)

実利用人数（人）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み	山東・伊吹	37	41	46	32	31
	米原・近江				72	88
実績値	山東・伊吹	70	82	88	27	28
	米原・近江				60	58
対見込み比	山東・伊吹	189.2%	200.0%	191.3%	84.4%	90.3%
	米原・近江				83.3%	65.9%

■3号認定(保育所・認定こども園長時部、1・2歳)

実利用人数（人）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み	山東・伊吹	362	360	381	127	127
	米原・近江				229	223
実績値	山東・伊吹	336	326	339	100	104
	米原・近江				249	255
対見込み比	山東・伊吹	92.8%	90.6%	89.0%	78.7%	81.9%
	米原・近江				108.7%	114.3%

② 地域子ども・子育て支援事業

一時預かり事業（幼稚園型）、延長保育事業については、令和4年度までの対見込み比が100%を超えています。養育支援訪問事業は令和4年度以降、対見込み比が100%を超えており、増加傾向となっています。放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）についても、令和5年度までの対見込み比は100%前後となっています。

地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業（一般型）は、実績値が見込みを下回っていますが、増加傾向で推移しています。

病児・病後児保育事業は、令和5年度に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行されたことで、利用者が大幅に増加しています。

なお、一時預かり事業（一般型）、延長保育事業、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）については、量の見込み等に過不足が生じていたことから、令和4年度に中間見直しを行い、令和5年度、令和6年度の量の見込みについて変更しています。

■利用者支援事業

設置数（か所）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み	1	1	1	1	1
実績値	1	1	1	1	1
対見込み比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

■地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)

延べ利用者数（人）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み	11,492	11,180	11,292	11,092	10,908
実績値	4,069	4,292	5,584	7,055	—
対見込み比	35.4%	38.4%	49.5%	63.6%	—

■妊婦健康診査事業

実利用者数（人）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み	270	265	260	257	251
実績値	310	238	214	234	—
対見込み比	114.8%	89.8%	82.3%	91.1%	—

■乳児家庭全戸訪問事業

訪問世帯数（件）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み	276	270	265	260	257
実績値	251	243	213	178	—
対見込み比	90.9%	90.0%	80.4%	68.5%	—

■養育支援訪問事業

訪問世帯数（件）	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
見込み	16	16	15	15	15
実績値	13	14	23	41	－
対見込み比	81.3%	87.5%	153.3%	273.3%	－

■子育て短期支援事業(ショートステイ)

実利用者数（人）	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
見込み	－	－	2	2	2
実績値	－	－	0	0	－
対見込み比	－	－	0.0%	0.0%	－

■子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

実利用者数（人）	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
見込み	311	311	305	307	304
実績値	135	181	146	194	－
対見込み比	43.4%	58.2%	47.9%	63.2%	－

■一時預かり事業(幼稚園型)

延べ利用者数（人）	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
見込み	4,567	4,555	4,504	6,800	6,800
実績値	5,751	6,701	6,230	5,713	－
対見込み比	125.9%	147.1%	138.3%	84.0%	－

■一時預かり事業(一般型)

延べ利用者数（人）	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
見込み	810	827	815	824	828
実績値	722	629	698	822	－
対見込み比	89.1%	76.1%	85.6%	99.8%	－

■延長保育事業

延べ利用者数（人）	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
見込み	225	245	267	450	450
実績値	421	445	478	353	－
対見込み比	187.1%	181.6%	179.0%	78.4%	－

■病児・病後児保育事業

延べ利用者数（人）		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
見込み	見込み	1,463	1,475	1,473	1,490	1,492
	病児・病後児対応型	318	320	320	324	324
	体調不良児対応型	1,145	1,155	1,153	1,166	1,168
実績値	実績値	562	946	967	1,841	－
	病児・病後児対応型	100	180	128	268	－
	体調不良児対応型	462	766	839	1,573	－
対見込み比		38.4%	64.1%	65.6%	123.6%	－

■放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

実利用者数（人）		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
見込み	1 ～ 3 年生	545	571	593	637	660
	1 年生	191	197	209	217	233
	2 年生	186	191	195	212	203
	3 年生	168	183	189	208	224
	4 ～ 6 年生	326	314	315	309	316
	4 年生	123	137	149	167	182
	5 年生	126	95	105	86	71
	6 年生	77	82	61	56	63
	合計	871	885	908	946	976
実績値	1 ～ 3 年生	561	594	619	582	567
	1 年生	199	208	221	193	192
	2 年生	206	196	209	214	186
	3 年生	156	190	189	175	189
	4 ～ 6 年生	283	260	304	308	279
	4 年生	117	123	162	154	144
	5 年生	127	77	95	107	84
	6 年生	39	60	47	47	51
	合計	844	854	923	890	846
対見込み比		96.9%	96.5%	101.7%	94.1%	86.7%

(2) 重点施策の実施状況

重点施策1 子育て支援の充実と子どもの貧困対策

進捗状況	課題と方向性
- 企業訪問であらゆる人にとって働きやすい職場となるよう働きかけを行うとともに、研修会を開催した。 - 伊吹山テレビで市内事業所が取り組む仕事と家庭の両立支援の事例を紹介する特集番組を放送した。	- 市内企業を対象に企業訪問を行うとともに、事例紹介などより効果的な情報発信に努める。 - 子育て支援に積極的に取り組む市内事業者を支援することで、仕事と家庭の両立支援の継続・発展につなげる。
- 学校と子育て支援課が連携して子どもの生活支援や学習支援を行った。 - 学校連携マネージャーが困り感のある子どもを把握し、適切な支援につなげた。	- スクールソーシャルワーカーの積極的な活用、学校と行政、関係機関との連携により、一人一人に合った支援に努める。 「まいばらこども家庭センター」を設置し、教育と福祉のつなぎ役を担うことで、連携を進める。

	指標名	目標値	実績値 (R5)
成果指標	父母ともに子育てや教育をしている家庭の割合	就学前	55.0%
		小学生	70.9%
活動指標	育児を支援する制度がある市内の事業所（民営）の割合	93.0%	100%
	ソーシャルワーカーによる子どもの貧困問題における対応実績のある学校の割合	100%	73.3%

重点施策2 子どもの虐待防止と心身の安心・安全の保障

進捗状況	課題と方向性
令和6年度に「まいばらこども家庭センター」を設置し、こども家庭支援員による子育ての悩み等の相談を受けた。	- 複合的な課題を併せ持つケースが増加していることから、こども家庭支援員の資質向上と多職種配置を行い、専門性を確保することが必要。 - 妊娠期からおおむね18歳までの切れ目のない支援を行うため、関係機関との連携を進める。
スクールガードリーダーや警察と連携し、不審者対策訓練を実施した。子ども安全リーダーも参加し、対応について共有した。	- 新たなスクールガードリーダーの人材確保が必要。 - 学校だより等を通じて、スクールガード等に不審者対応避難訓練への参加を呼びかける。

	指標名	目標値	実績値 (R5)
成果指標	「事故や犯罪からの子どもの安全」に不安を感じる保護者の割合	就学前	30.0%
		小学生	30.7%
活動指標	子ども家庭相談室の認知度	就学前	30.0%
		小学生	26.3%
	スクールガード登録者数	50.0%	35.2%
		75.0%	57.7%
		900人	793人

重点施策3 妊娠期からの切れ目のない支援の充実

進捗状況	課題と方向性
母子保健事業を通じて把握した育児不安や負担感の強い家庭、養育環境に課題があると思われる家庭などについて、月1回の会議で情報共有した。	- 関係機関で連携して、支援の必要な家庭の早期発見や支援が必要となる。 - 支援を拒否される場合の介入方法が課題。
- 関係機関と連携を図りながら幅広いライフステージで発達障がい児者支援を推進した。 - 成人期の支援として、ハローワークの講師による講演会を実施した。	- 支援の増加に伴い、スタッフの人手不足が課題。 - 発達に支援を要する人が、ライフステージが変わっても適切な理解と配慮が得られるよう支援する。

	指標名	目標値	実績値（R5）
成果指標	子育てに関して不安や負担等を感じる保護者の割合	就学前	50.0%
		小学生	69.5%
活動指標	子育て世代包括支援センターの認知度	就学前	50.0%
		小学生	48.8%
	発達相談におけるコーディネート率 （相談者に応じた発達支援につながっている割合）	50.0%	41.6%
		72.5%	68.4%

重点施策4 幼児教育の質の向上と幼小連携

進捗状況	課題と方向性
・中学校区ごとの幼保小連絡会の参観等を通して学校・園の職員がお互いの教育・保育を知り、子どもの育ちをつなぐ連携を行った。 ・園児・児童における情報共有や指導計画の情報交換を全中学校区で行った。	・幼児期に培われた育ちを小学校以降によりよくつないでいくために、幼保小における交流活動や教職員の参観、情報共有を行う連絡会の実施を推進する。 ・園と小学校の職員同士が子どもの現状等について共通理解を深めることが必要。
・米原市青少年育成大会・PTA教育講演会を開催した。	・単位PTAの解散が続いており、家庭の教育力の向上や学校、家庭、地域の連携の強化を目的とするPTA連絡協議会の在り方の検討が必要。

	指標名	目標値	実績値（R5）
成果指標	就学前保育・教育や学校教育の内容充実と教育環境の整備に満足している市民の割合	30.0%	18.6%
活動指標	各保育所、幼稚園、認定こども園と小学校の教職員の連携による、幼小接続カリキュラムの見直し・改善を図るための協議会の開催	全小学校区	0 小学校区
	教育講演会の参加者数	270 人	155 人

重点施策5 子どもの地域の居場所づくりの推進

進捗状況	課題と方向性
・新たに整備する都市公園について、国の交付金を受け、実施設計を作成した。 ・安全・安心に遊べるよう、天狗の丘公園の維持管理・遊具の点検を行った ・都市公園の施設改修等を行った。	・（仮称）磯公園整備について、令和9年の供用開始に向けて関係工事を進める。 ・山東幼稚園の閉園に伴い、天狗の丘公園も含め一体的な跡地の利活用について検討が必要。 ・老朽化が進む公園施設の改修や各公園の機能の充実を図る。
・補助金等を活用した居場所づくりを支援した。多様な主体に居場所づくり事業を展開いただけるよう、各種補助事業の見直しを行った。	・新たな団体の発掘、補助事業の情報提供による運営支援が必要。 ・養育環境に課題を抱える家庭の子ども等のための、安全・安心な居場所の開設に向けた検討を進める。

	指標名	目標値	実績値（R5）
成果指標	今よりもっと子育てしやすいまちとなるためには遊び場（公園や施設）の充実が重要だと思う保護者の割合	就学前	30.0%
		小学生	36.6%
活動指標	米原市緑の基本計画の見直し	米原市緑の基本計画を改定し、新たな市民公園の構想を位置付け	（仮称）磯公園実施設計業務実施
	月1回以上開設している冒険遊び場、子ども食堂、学習支援等の教育・保育施設以外の地域の子どもの居場所の数（居場所が1つ以上ある小学校区数）	全小学校区	4 小学校区

5 課題のまとめ

(1) 子ども・若者の権利や安全確保、居場所について

- こども基本法の基本理念およびこども大綱の基本的方針には、子ども・若者を権利の主体として認識し、多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図ることが示されています。
- 中学生へのヒアリング調査では、大人に意見を伝えやすい方法として、スマートフォンから簡単に意見を送れることやアンケートがあげられています。
- アンケート調査の自由回答、関係団体からは、小さい子どもも遊べる屋内施設や公園、放課後等に利用できる施設を求める声が多くあがっています。また、駅前を充実してほしい、若者が遊ぶところがないという意見もあがっています。
- アンケート調査では、子ども・若者の居場所づくりのために力を入れるべき支援として「子ども同士が交流できるような支援」が最も高くなっており、保護者がいない間も他の子どもとの関わりの中で過ごせる居場所が求められています。
- 子どもワークショップでは、落ち着く場所として、自分の家や友だちの家、図書館、自由に遊べる場所などがあげられています。
- アンケート調査の自由回答では、小・中学生のスマートフォンの利用について、使いすぎに関して問題意識を抱えていることがうかがえます。



- ・子どもが家庭環境にかかわらず、多様な体験活動や遊びの機会に接することができ、安心して過ごせる場所を持つことができるよう、学校・地域・家庭が連携して、居場所づくりを推進することが重要です。
- ・子どもの安全確保に向けて、インターネットやSNS等の利用に関して、学校での教育や保護者への啓発が必要となっています。

(2) 子ども・若者の成長・自立について

- 令和6年度に「まいばらこども家庭センター」を設置し、子育ての悩みごとや困りごとの相談を受け、妊娠期からおおむね18歳までの子どもと保護者への切れ目のない支援を行っています。
- 文部科学省の調査によると、不登校の児童生徒は年々増加傾向にあり、令和5年度には全小学生の2.1%、全中学生の6.7%が不登校の状態にあるとされています。
- 関係団体からは、ひきこもりや不登校の相談先、フリースクール等の通える場所の必要性が指摘されています。
- アンケート調査では、子ども・若者のために必要な取組について、「お金の心配をすることなく学べるように支援する」が最も高くなっています。
- アンケート調査では、誰にも相談できない、相談したくない若者が11.2%となっています。若者が相談しやすい人や場所としては、「相手が同じ悩みを持っている、持っていたことがある」が最も高くなっています。
- アンケート調査では、結婚や子育てに関することも含め、経済的な不安を抱える若者が多いことがうかがえます。



- ・子ども・若者が成長するにつれて、子育て家庭が抱える悩みや課題は変化していくことから、ライフステージに応じた支援を継続することが必要です。妊産婦のときから継続して、悩みや不安に寄り添う支援を充実させるとともに、切れ目なく保育・福祉・教育の取組を進めることが重要です。
- ・不登校や学校に行きづらい子どもについて、相談体制の整備や多様な学びの場の提供が必要となります。
- ・結婚や子育てに当たって経済的な不安等を解消し、将来に希望を持つことができるような支援、情報発信が重要となります。

(3) 子育て環境について

- アンケート調査では、子どもをみてもらえる親族や知人が「いない」人は就学前保護者で9.2%、小学生保護者では9.1%となっています。
- アンケート調査では、小学生保護者で教育費などの経済的不安を抱えている人が増加しています。就学前保護者では不安や悩みとして「自分の時間を十分に持てないこと」が増加しています。
- アンケート調査の自由回答では、経済的支援について、給食費の無償化や第一子からの支援、所得制限等によらない支援を求める意見があがっています。
- 関係団体からは、保護者の就労等により、子どもとふれあう時間が少なくなっていることが指摘されています。また、核家族化により孤立している家庭も見受けられます。
- アンケート調査では、母親の就労状況について、フルタイムで働く人が増加しており、育児休業についても取得率が父母ともに上昇しています。一方で、父親では依然として育児休業を取りにくい職場の雰囲気がある状況となっています。
- アンケート調査では、一時預かり等の利用意向は増加しており、特に、「私用、リフレッシュ目的」での利用希望が増加しています。
- アンケート調査では、保護者が希望する小学生の放課後の過ごし方について、「放課後児童クラブ（学童保育）」が増加しており、小学1年生では51.3%となっています。



- ・子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、経済的な不安や孤立感を抱えていることがうかがえます。
- ・女性の就業率の上昇、共働き家庭の増加により、今後も保育ニーズは高まることが考えられることから、ニーズに対応した保育環境の整備が必要です。
- ・経済的な支援、相談支援、保護者同士のつながりづくりに努めることで、子育て家庭の不安の解消に取り組むことも重要です。

(4) 困難を抱える子ども・若者や子育て家庭について

- 本市における虐待相談件数は新規、継続の両方で増加傾向となっています。
- アンケート調査では、経済的な理由により「学習塾や習い事に通えなかった」割合は全体で7.6%、相対的貧困家庭では20.7%となっています。
- 関係団体ヒアリングでは、困難を抱える家庭はひとり親家庭や多子世帯、保護者が障がい等を抱えている場合が多いことがうかがえます。また、金銭管理ができず、子どもに関するお金が捻出できない保護者が一定数いることがうかがえます。
- 関係団体からは、貧困により体験機会や認めてもらう場が少なくなることから、子どもの自己肯定感・自尊心の低下がみられることが報告されています。
- 関係団体からは、障がいのある子どもの義務教育後に支援が途切れてしまうことが課題としてあがっています。
- 関係団体からは、外国籍の保護者の就労状況が不安定になることで、子どもの生活や進学に影響が出ている状況が指摘されています。



- ・子ども・若者や子育て家庭が抱える課題は多様化しており、誰もが安心して暮らせる基盤をつくるため、障がいのある子ども・若者や外国につながる子ども・若者、ひとり親家庭等への支援が必要です。また、保護者の不安解消や相談支援による虐待防止に努めることが重要です。
- ・今後、困難を抱える子ども・若者や子育て家庭の増加に対応できる体制の整備、それぞれの状況に合わせた支援の充実、継続的な支援に取り組むことが求められます。また、民生委員・児童委員など地域と連携し、ヤングケアラーなど困りごとを抱えた家庭の把握に努めることが重要です。
- ・保護者の就労や生活の安定を図るとともに、学習支援等の充実により、子ども・若者が進学等をあきらめることがないよう取り組むことが必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市では、これまで、子どもたちが健やかに生まれ育ち、夢を育むことのできるまちを目指し、家庭、地域、学校（園）、企業、行政等がつながりを深め、地域社会全体で子育て・子育てを支援し、子育て世代が子育てに喜びを感じることでできるまちづくりを推進してきました。

そのような中で、子ども・若者や子育て家庭を取り巻く社会環境は大きく変化しており、子ども・若者と子育て家庭の権利が守られ、全ての子ども・若者が将来にわたって幸せな生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指した取組を進めることが重要となります。

本計画においては、子ども・若者が幸せで健やかに育つことができ、子育て世代も子育てに希望を持ってともに育ち、それを地域社会全体で支える、子ども・若者にやさしいまちづくりを目指します。

夢育み 笑顔あふれる米原市

～子ども・若者とともに光るまち～



米原市子ども条例について

本市では、子どもが心身ともに健やかに育つことができ、全ての人が安心して子どもを産み育てられる社会を実現することを目的として、平成 26 年 4 月に「米原市子ども条例」を施行しました。

本条例では、子どもに対する基本的な考え方として、子どもは一人の人間として人格と権利を有していることを定め、また、児童の権利に関する条約で提唱されている 4 つの権利「生きる、育つ、守られる、参加する」を守り保障することを大人から子どもへの約束として定めています。さらに、子どもにとっての最善の利益を「子どもの幸せ」と表現し、子どもの幸せを最優先に考えながら、子ども一人一人の成長を守り育てていくこととしています。

2 基本目標

基本目標1 子ども・若者の権利を守り、子ども・若者がのびのびと育つ環境をつくります

「こどもまんなか社会」の実現が目指される中、その実現に向けては子ども・若者の権利が守られることが重要となります。様々な機会を通じて子ども・若者が意見を表明でき、その意見が尊重される環境づくりを進めるとともに、子ども・若者の視点に立った支援に努めます。また、地域社会全体で子ども・若者、子育て家庭を見守り、子ども・若者の多様な学びや体験機会の充実、安心して過ごすことができる居場所づくりに取り組みます。

基本目標2 子ども・若者の将来にわたる健やかな成長を支えます

妊娠・出産期から学童期・思春期、青年期まで、子ども・若者の心身の健やかな成長を支えるためには、切れ目なく保健・福祉・教育の取組を推進することが重要です。

子ども・若者が生涯を通じて健康でいられるよう、母子の健康保持・増進、病気や障がいの早期発見、適切な医療体制の整備など、妊娠期からの切れ目のない支援を推進します。また、学童期・思春期の心身の健康づくり、不登校児童生徒への支援、将来の自立に向けた支援を一貫して行います。

基本目標3 安心して子育てができる環境を確保します

核家族化の進行や地域社会とのつながりの希薄化などにより、子育て家庭が孤立し、不安や悩みを抱え込んでしまう保護者が増加しています。また、子育て家庭の働き方に対する考え方も多様化しており、保護者の保育ニーズに対応していくことが必要となります。

子育て家庭の孤立を防ぐとともに、経済的な支援の充実、安心して子育てができる環境の整備に努め、子育て家庭の不安の解消に取り組みます。また、子育てをしながらでも働きやすい職場環境の整備、就労形態の多様化に対応した保育サービスの充実を図ります。

基本目標4 支援を必要とする子ども・若者や子育て家庭を支えます

子ども・若者の貧困やヤングケアラーなど、複合的な課題を抱える子育て家庭が全国的に増加しており、それぞれの状況に応じた支援やきめ細かな対応が求められています。

保健・福祉・教育等の関係部署、関係機関との連携を強化し、課題を受け止め支援につなげることが重要です。そのような体制づくりを進め、児童虐待の防止やひとり親家庭への支援、子ども・若者の貧困の解消、障がいのある子ども・若者や外国籍の子ども・若者への支援等を推進することで、全ての子ども・若者の生活を支える環境づくりに取り組みます。

3 重点施策

本市の課題等を踏まえ、計画期間である令和7年度から令和11年度までに重点的に取り組む施策として、4つの重点施策を設定します。

重点施策1 子ども・若者の権利が守られる環境づくり

こども基本法の基本理念およびこども大綱の基本的方針には、子ども・若者を権利の主体として認識し、多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図ることが示されています。

本市では、「米原市子ども条例」に基づき、子どもの人格と権利を尊重したまちづくりに取り組んでおり、今後子ども施策の策定、推進に当たっては、当事者である子ども・若者の意見を反映していくことが重要となります。

中学生へのヒアリング調査では、寄り添って話を聴いてくれる時に子どもの権利が守られていると感じるという意見があがっており、市民や地域、学校などの協働により、子ども・若者の視点に立ってその思いや考えを受け止め、支えることができる環境づくりに取り組んでいくことが必要です。

様々な環境にある子ども・若者が安心して意見を表明できる機会をつくるとともに、市政や居場所づくりなどに意見を反映する仕組みを構築します。また、結果をフィードバックすることで、子ども・若者の主体的な参画につなげていきます。

施策目標

指標		実績値（R6年度）	目標値（R11年度）
子どもの権利の認知度 （「名前も内容も知っている」割合）	就学前の子ども保護者	33.2%	70.0%
	小学生の保護者	28.4%	70.0%
	子ども・若者	25.3%	70.0%
最近の生活に満足している子どもの割合 （「十分満足している」「ある程度満足している」割合）	小学校5年生	80.4%	85.0%
	中学校2年生	65.3%	70.0%
「自分は家族に大切にされている」と思う子どもの割合 （「そう思う」「どちらかといえばそう思う」割合）	小学校5年生	95.6%	現状維持
	中学校2年生	93.2%	現状維持
米原市の行政に関心がある子ども・若者の割合 （「非常に関心がある」「どちらかといえば関心がある」割合）		44.3%	60.0%

重点的な取組・事業

- 子ども・若者の権利の普及・啓発【基本目標1-1-1】
- 人権意識の啓発や学習機会の提供【基本目標1-1-4】
- 子ども・若者の意見表明機会の確保【基本目標1-1-6】

重点施策2 全ての子ども・若者が夢を育む環境づくり

全ての子どもが、生まれ育った環境に左右されず、将来にわたり夢や希望を持ち、心身ともに健やかに成長していくことができるよう、地域社会全体で子どもの育ちを見守っていくことが重要です。

本市では、各団体が学校に行きづらい子ども等の居場所づくりや体験活動の場づくりなどに取り組んでおり、その取組を市全体に広げていくことが必要となっています。子どもたちの身近に安心して遊べる場所や放課後等を過ごせる居場所をつくることで、多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感を高めながら成長できるまちの実現を目指します。

また、子ども・若者が地域の中で主体的に活動できる場や機会を充実させ、生きる力を育み、地域・社会を担っていく大人へと成長していくための基礎となる育ちを地域とともに支えます。

さらに、子どもの頃から、スマートフォン等により、インターネットやSNSなどを利用する機会が多くなっている中、適切な使用方法やリスク等について、保護者や子ども自身が学ぶ機会の提供に努めます。

施策目標

指標		実績値（R6 年度）	目標値（R11 年度）
「自分のことが好きだ」と思う子どもの割合 （「そう思う」「どちらかといえばそう思う」割合）	小学校 5 年生	72.0%	80.0%
	中学校 2 年生	61.1%	70.0%
「今の自分が好きだ」と思う子ども・若者の割合 （「あてはまる」「どちらかといえばあてはまる」割合）		61.8%	70.0%
「自分の将来について明るい希望がある」と思う子ども・若者の割合 （「そう思う」「どちらかといえばそう思う」割合）		71.7%	80.0%
「自分には自分らしさというものがある」と思う子ども・若者の割合 （「そう思う」「どちらかといえばそう思う」割合）		83.3%	90.0%
地域の子どもの居場所が 1 つ以上ある小学校区 ※月 1 回以上開設している冒険遊び場、子ども食堂、学習支援等		4 か所	9 か所
子どものスマートフォンやタブレットなどの使用について不安や悩みがある保護者の割合の減少	就学前の子どもの保護者	27.0%	25.0%
	小学生の保護者	36.4%	25.0%

重点的な取組・事業

- 子ども・若者が集まる地域の居場所づくり【基本目標1-2-1】
- 身近な遊び場等の整備【基本目標1-2-3】
- 子ども・若者の居場所・子育て支援の拠点づくり【基本目標1-2-5】
- 安全・安心なインターネット利用に向けての取組【基本目標1-3-9】
- 多様な居場所と学びの場の確保【基本目標2-5-4】

重点施策3 子育て家庭のゆとりを生み出す環境づくり

保護者の就労率の高まりによって、時間的な制約の多い子育て家庭が増えていることから、各家庭の子育ての負担感が増加していると考えられます。また、ひとり親家庭や祖父母等の頼れる人が近くにいない家庭などで、子育てに関する不安や悩みを抱え込み、孤立してしまう家庭も見受けられます。

アンケート調査では、家庭での子どもとの関わりが多いほど、子どもの自己肯定感が高くなる結果が出ており、保護者が時間的、精神的、経済的なゆとりを持って日々の生活を送ることにより、子どもに向き合う時間を確保し、子どもの健やかな成長につなげていくことが大切です。

子育て当事者に寄り添い、子育てに対する不安や孤立感を和らげることで、自己肯定感とゆとりを持って子どもと向き合えるよう、地域社会全体で子育て家庭を支えるまちを目指します。

施策目標

指標名		実績値（R6 年度）	目標値（R11 年度）
米原市は子育てしやすいまちだと思う保護者の割合 （「思う」「どちらかといえば思う」割合）	就学前の子どもの保護者	76.7%	90.0%
	小学生の保護者	84.4%	90.0%
子育てに不安や負担を感じる保護者の割合の減少 （「よく感じる」「ときどき感じる」割合）	就学前の子どもの保護者	71.5%	60.0%
	小学生の保護者	69.8%	60.0%

重点的な取組・事業

- こども家庭センターの相談支援体制の充実【基本目標2-1-8】
- こども家庭センターを核とした子育て支援【基本目標3-1-1】
- 相談体制の充実【基本目標3-1-2】
- 地域子育て支援センターの充実【基本目標3-1-3】
- 子育てに関する情報発信の充実【基本目標3-1-4】
- 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施【基本目標3-2-6】
- 企業・事業所の子育て支援の取組の促進【基本目標3-3-1】

重点施策4

社会的な支援を必要とする子ども・若者への支援

児童虐待相談件数は増加傾向となっており、また、不登校児童生徒数についても増加傾向となっています。アンケート調査や関係団体ヒアリング調査から、ヤングケアラーと思われる子どもが一定数いることもうかがえます。子ども・若者を取り巻く様々な課題が顕在化していることから、多様な主体が連携して、困難を抱える子どもや子育て家庭を誰一人取り残さず、適切な支援につなげるための体制の整備が必要です。

虐待や貧困、ヤングケアラー等の課題を抱える子ども・若者、また障がいのある子ども・若者が生きづらさを抱えないよう、地域社会全体での見守りや市や学校における相談体制の整備、安心できる居場所づくりにより、子ども・若者が声をあげやすい環境づくりに努めます。

施策目標

指標名		実績値 (R6 年度)	目標値 (R11 年度)
「困ったときに相談したり、悩みを話せる人がいる」と思う子どもの割合 (「だれにも相談できない」「相談したくない」「不明・無回答」以外の割合)	小学校 5 年生	86.5%	95.0%
	中学校 2 年生	87.8%	95.0%
「どこかに助けてくれる人がいる」と思う子ども・若者の割合 (「家族・親族」「学校で出会った友人」「地域の人」「職場・アルバイト関係の人」「インターネット上における人やグループ」の全てについて、「困ったときは助けてくれる」に対して「そう思わない」または「どちらかといえば、そうは思わない」と回答した者(無回答者を含む)の割合を全体から減じた割合)		97.6%	現状維持
「社会生活や日常生活を円滑におくることができている」と思う子ども・若者の割合 (社会生活や日常生活を円滑におくることができなかった経験が「なかった」または「どちらかといえばなかった」と回答した者の割合)		53.6%	70.0%

重点的な取組・事業

- 学校以外での学習等の支援【基本目標2-5-7】
- ひきこもり等への支援【基本目標2-6-1】
- 子育てに困難を抱える家庭に対する支援体制の強化【基本目標4-1-1】
- 要保護児童対策地域協議会の充実【基本目標4-1-3】
- 児童虐待防止の啓発【基本目標4-1-4】
- 子どもの生活・学習支援事業の実施【基本目標4-2-2】
- 困り感を持った子ども等への支援【基本目標4-2-3】
- ヤングケアラーの把握・支援【基本目標4-2-4】
- 発達支援ネットワークの充実【基本目標4-4-1】
- 障がいのある子どもやその保護者への支援【基本目標4-4-3】

4 施策体系

基本理念	夢育み 笑顔あふれる米原市 ～子ども・若者とともに光るまち～										
基本目標	基本施策										
1 子ども・若者の権利を守り、子ども・若者がのびのびと育つ環境をつくります	<table> <tr><td>1</td><td>子ども・若者の意見や権利の保障</td></tr> <tr><td>2</td><td>居場所づくり、多様な遊びや体験活動の充実</td></tr> <tr><td>3</td><td>子ども・若者の安全・安心を守る取組の推進</td></tr> </table>	1	子ども・若者の意見や権利の保障	2	居場所づくり、多様な遊びや体験活動の充実	3	子ども・若者の安全・安心を守る取組の推進				
1	子ども・若者の意見や権利の保障										
2	居場所づくり、多様な遊びや体験活動の充実										
3	子ども・若者の安全・安心を守る取組の推進										
2 子ども・若者の将来にわたる健やかな成長を支えます	<table> <tr> <td data-bbox="738 842 930 987" rowspan="2">誕生前から 幼児期</td><td data-bbox="930 842 1394 913">1 親と子の心身の健康づくり</td></tr> <tr> <td data-bbox="930 913 1394 987">2 育児への支援</td></tr> <tr> <td data-bbox="738 987 930 1193" rowspan="3">学童期・ 思春期</td><td data-bbox="930 987 1394 1059">3 学校教育の充実と環境整備</td></tr> <tr> <td data-bbox="930 1059 1394 1131">4 子どもの心身の健康づくり</td></tr> <tr> <td data-bbox="930 1131 1394 1193">5 不登校等への支援</td></tr> <tr> <td data-bbox="738 1193 930 1335" rowspan="2">青年期</td><td data-bbox="930 1193 1394 1265">6 活躍機会・社会参画への支援</td></tr> <tr> <td data-bbox="930 1265 1394 1335">7 結婚支援、定住促進</td></tr> </table>	誕生前から 幼児期	1 親と子の心身の健康づくり	2 育児への支援	学童期・ 思春期	3 学校教育の充実と環境整備	4 子どもの心身の健康づくり	5 不登校等への支援	青年期	6 活躍機会・社会参画への支援	7 結婚支援、定住促進
誕生前から 幼児期	1 親と子の心身の健康づくり										
	2 育児への支援										
学童期・ 思春期	3 学校教育の充実と環境整備										
	4 子どもの心身の健康づくり										
	5 不登校等への支援										
青年期	6 活躍機会・社会参画への支援										
	7 結婚支援、定住促進										
3 安心して子育てができる環境を確保します	<table> <tr><td>1</td><td>子育て相談や支援の充実</td></tr> <tr><td>2</td><td>保育サービスの充実</td></tr> <tr><td>3</td><td>共働き・共育てへの支援</td></tr> <tr><td>4</td><td>子育て家庭の経済的負担の軽減</td></tr> </table>	1	子育て相談や支援の充実	2	保育サービスの充実	3	共働き・共育てへの支援	4	子育て家庭の経済的負担の軽減		
1	子育て相談や支援の充実										
2	保育サービスの充実										
3	共働き・共育てへの支援										
4	子育て家庭の経済的負担の軽減										
4 支援を必要とする子ども・若者や子育て家庭を支えます	<table> <tr><td>1</td><td>児童虐待防止対策の推進</td></tr> <tr><td>2</td><td>子ども・若者の貧困解消に向けた取組の推進</td></tr> <tr><td>3</td><td>ひとり親家庭への支援</td></tr> <tr><td>4</td><td>障がいのある子ども・若者や外国籍の子ども・若者への支援</td></tr> </table>	1	児童虐待防止対策の推進	2	子ども・若者の貧困解消に向けた取組の推進	3	ひとり親家庭への支援	4	障がいのある子ども・若者や外国籍の子ども・若者への支援		
1	児童虐待防止対策の推進										
2	子ども・若者の貧困解消に向けた取組の推進										
3	ひとり親家庭への支援										
4	障がいのある子ども・若者や外国籍の子ども・若者への支援										

第4章 施策の展開

基本目標1 子ども・若者の権利を守り、子ども・若者がのびのびと育つ環境をつくります

基本施策1 子ども・若者の意見や権利の保障

施策の方向性

- 子ども・若者を含めた市民一人一人が子ども・若者の権利について理解を深めるとともに、子ども・若者や子育て家庭に関わる人が人権意識を持って支援に当たることができるよう、情報提供や研修等の実施を推進します。
- 子ども・若者を権利の主体として捉え、子ども・若者の権利の保障に必要な環境の整備に取り組みます。様々な場面で子ども・若者の意見を表明できる環境づくりを推進し、意見を十分に聴き、施策等に反映することで、社会の一員としての主体性の向上を目指すとともに、子ども・若者の権利が守られる社会の実現に向けた取組を推進します。

No.	取組・事業	内容	担当課
1	新規 重点 子ども・若者の権利の普及・啓発	パンフレットや市公式ウェブサイト、講座等を通じて、米原市子ども条例やこども基本法、子どもの権利条約の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や啓発を行い、子ども・若者が権利の主体であることを広く周知します。	子育て支援課
2	幼児教育・保育における人権意識の向上	幼児教育・保育に携わる職員に人権に対する理解を深め人権尊重の意識を高める人権研修を実施します。 また、関係機関が連携して、子どもの人権や権利を守り、子ども自身の人権感覚を育てます。	保育幼稚園課
3	学校教育における人権教育の実施	学校教育において、人権尊重の実践的な態度を育成する教育の充実に努めます。 また、職員研修や保護者研修を充実させ、体罰や虐待等の人権侵害が発生しないよう、子どもの人権や権利について理解と認識を深めます。	学校教育課
4	重点 人権意識の啓発や学習機会の提供	多様な価値観を認め合い、誰もが自分らしく活躍できる社会の実現に向け、広報紙、人権を考えるつどい、人権の花運動、人権教室等の様々な啓発の機会を通して、子どもの人権や権利について意識の啓発や学習機会の提供に努めます。 小・中学生から人権作品（作文、ポスター、標語）を募集し、子どもたちが子どもの人権や権利について考えるきっかけづくりとします。 人権擁護委員による「人権教室」（小学生対象）および「スマホ・ネット人権教室」を開催し、人権の大切さについて学習を行います。	人権政策課

No.	取組・事業	内容	担当課
5	多様な性のあり方についての理解促進	多様な性のあり方や性的マイノリティへの理解を深めるための啓発・教育を推進します。 一人一人の人権が尊重され、多様な生き方や価値観を認め合う社会の実現を目指すため、米原市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の周知や、学校においては、関係機関との連携の下、児童生徒の心情等に配慮した相談支援や教職員に対する啓発等を行います。	人権政策課 学校教育課
6	新規 重点 子ども・若者の意見表明機会の確保	アンケート調査やヒアリング等の対面などにより、子ども・若者の意見を聴く機会を設けることで、子ども・若者の社会参画を促すとともに、子ども・若者の意見を市政等へ反映する仕組みをつくります。	子育て支援課
7	広聴活動	子ども・若者や市民の意見、提案、要望等を市政に反映させるため、市民意識調査や市長と市民等が行う対話型意見交換会等、各種の広聴活動を行います。	広報秘書課 政策推進課

◆みんなの意見（アンケート・ヒアリング・ワークショップでの意見）

関係団体 ・「子どもの権利」について、子ども自身が学ぶ機会をつくる必要がある
・子どもや若者の意見を聴く機会が不足している

中学生 ・スマートフォンやタブレットで行うアンケートは答えやすいし、意見を伝えやすい
・悩みを聴いてもらったり、自分に寄り添ってもらったとき守られていると感じる
・やりたいことをサポートしてくれる時に権利が守られていると感じる



基本施策2 居場所づくり、多様な遊びや体験活動の充実

施策の方向性

- 令和9年に新たな都市公園の供用開始を予定しており、今後は子ども・若者や子育て家庭の意見も取り入れながら、安心して遊ぶことができる公園・施設づくりに努めます。
- 子どもが心身ともに健やかに成長することができるよう、安心して休息をとったり、遊んだりできる居場所づくりに取り組みます。
- 居場所や遊び場づくりに取り組む団体への支援、新たな活動者の発掘等により、子ども・若者が落ち着いて過ごせる居場所づくりに努めます。
- 地域や学校・園等と連携し、乳幼児から子ども・若者まで、季節や天候に関わらずに過ごすことができる居場所づくり、多様な遊びや体験活動の充実に取り組みます。

No.	取組・事業	内容	担当課
1	重点 子ども・若者が集まる地域の居場所づくり	令和9年に供用開始予定の（仮称）磯公園を含め、市内の各公園の維持管理を行うとともに、安全・安心に利用できる遊び場を提供するため、施設の整備や環境改善事業（手洗い場、遊具、駐車場の設置、トイレの改修、照明機器のLED化等）を進めます。 子ども・若者や子育て家庭の意見も取り入れながら、既存公園・施設の維持管理を図ります。 また、子どもたちが自然や人とふれあい、運動やレクリエーション活動を行うなど多様な活動の拠点となる公園の整備について検討します。	都市計画課
2	山東幼稚園の閉園に伴う建物・土地の有効活用	地理的条件や自然環境を生かしながら、隣接する天狗の丘公園を含め、子育て環境の充実に資する施設への再整備に向けて検討を進めます。	保育幼稚園課
3	重点 身近な遊び場等の整備	自治会に対して、子ども・若者や子育て家庭が安心して集まり、地域と交流できる公園等の整備や修繕を支援します。 自治会パートナーシップ交付金事業を推進し、自治会館等の施設の開放など、今ある資源を活用して子ども・若者の居場所や遊び場づくりに努めます。	地域振興課 子育て支援課
4	保育所、認定こども園等の園庭開放	親の就業の状況にかかわらず、特に低年齢児親子が地域の中で孤立しないよう、保育所、認定こども園、地域子育て支援センターなどで安心して遊ぶことのできる場を提供するとともに、子育ての悩みを気軽に相談できる環境をつくります。	保育幼稚園課
5	重点 子ども・若者の居場所・子育て支援の拠点づくり	子ども食堂や冒険遊び場等の子ども・若者の居場所づくり、子育て家庭の支援活動について、安定した運営が継続できるよう支援に努めます。 また、新たな団体の発掘に努め、新規の居場所の開設への支援を行います。	社会福祉課 子育て支援課

No.	取組・事業	内容	担当課
		住民が主体となって取り組む身近な地域の居場所づくりを支援する「地域お茶の間創造事業」等を通じて、地域における居場所づくりの促進を図ります。	社会福祉課
6	公共施設の開放と充実による居場所づくり	市役所本庁舎の市民交流エリア等の公共施設を開放し、気軽に使える居場所づくりに努めます。	契約管財課 子育て支援課
7	学びあいステーション活動の充実	それぞれの施設の特徴と個性のある取組を支援するとともに、指定管理者と連携し、子ども・若者や子育て家庭の居心地の良い居場所づくりを進めます。	生涯学習課
8	子ども・若者を支える人権のまちづくり	人権総合センターを中心に、地域の子どもやその保護者を対象とした体験活動や創作活動等交流活動の場を提供することで、子どもや周りの大人たちの生活習慣や規律意識等を育む取組を実施します。	人権政策課
9	青少年の育成支援	子ども会育成連合会やPTA連絡協議会、青少年育成市民会議と連携し、子どもの体験活動、家庭教育力の向上、地域のふれあい活動事業などを展開します。	子育て支援課
		次世代を担う子ども・若者を対象に、森林学習活動、地域での奉仕活動、野外レクリエーション活動に対して助成を行い、緑の少年団の育成に努めます。	まち保全課
10	たんぼの子体験事業	小学生を対象に、田んぼや畑で植え付けから収穫までの様々な農作業を行い、収穫した作物を調理して食べるなど一貫した体験学習を行うことで、農業への親近感や食に対する関心を高めます。	農政課
11	地域における体験・学習活動の推進	通学合宿事業や民泊体験事業、キャンプ事業等の合宿型体験事業を推進します。	生涯学習課
		まなびサポーター等講師の充実を図ることで、子ども・若者の学習活動の充実を図ります。	
		学びあいステーション事業、青少年育成市民会議事業、子ども会育成連合会事業や各自治会活動等において、子どもが対象のイベントを実施します。	子育て支援課 生涯学習課
12	環境教育の推進	まちづくり出前講座や体験型イベント等を通じて、環境にやさしい暮らし方や世界の環境問題を知り、身近な地域の自然の中で遊び、学ぶことで、環境を守り育てる心と行動力を育みます。 また、地域の環境リーダーを育成し、地域の人材を活用した環境学習の充実に努めます。 親子エコステーション事業を実施し、脱炭素をテーマに、親子で楽しみながら自分事として学ぶことで、行動変容につなげてもらうような取組を実施します。	環境政策課 生涯学習課

No.	取組・事業	内容	担当課
13	多様な交流の促進	多文化共生協会と連携し、在住外国人が地域住民とふれあい、交流を図り、相互理解を促す機会づくりに努めます。	人権政策課
		各自治会で開催されている地域サロンにおいて、社会福祉協議会と連携し、子ども・若者との交流等の取組を推進します。	社会福祉課 子育て支援課
14	異年齢交流の推進	保育所や認定こども園において、異なる年齢層との遊びや小学生、中学生との活動交流を推進します。 また、中学生や高校生による保育体験を行い、子育ての楽しさを体験する機会を提供します。	保育幼稚園課 学校教育課
15	総合型地域スポーツクラブの充実	子ども・若者から高齢者まで誰もが気軽にスポーツを楽しむことができる環境を整備するため、総合型地域スポーツクラブの活動を支援し、教室など活動の充実を図ります。 ・カモンスポーツクラブ ・いぶきスポーツクラブ ・MOSスポーツクラブ ・近江スポーツクラブ	スポーツ推進課
16	スポーツ少年団活動の充実	スポーツ少年団活動を通じて、子どもたちの健全育成と競技スポーツの推進を図るため、各単位団の活動を支援し、活動の充実を図ります。	スポーツ推進課
17	出前授業・ホッケー体験教室の開催	国民スポーツ大会を契機として、子どもたちにホッケー競技に慣れ親しんでもらい、ホッケーを始めるきっかけとなるよう出前授業やホッケー教室を開催し、米原らしさを生かしたスポーツを推進します。	スポーツ推進課
18	スポーツ施設の充実	誰もが気軽にスポーツを楽しめる環境を整備するため、スポーツ施設の充実を図ります。 また、老朽施設の改修や利用者の利便性向上のため、環境改善事業（空調、照明機器のLED化、トイレ改修、スポーツ用具、スポーツに関する設備等）を計画的に進めます。	スポーツ推進課
19	文化芸術活動機会の充実	子ども・若者が情操を高め、心豊かに育つようコンサートをはじめ、様々な高い水準の音楽や文化芸術活動に接する機会を継続して提供していきます。 子ども・若者が伝統的な行事の継承や文化的活動に関わりを持つことにより、地域を誇りに思える風土づくりを促進します。 身近な場所で、市民が日常的に文化芸術に親しみ、感じられる作品展やコンサートなどのイベントで活動の場の充実を図るとともに、子ども・若者が日頃の成果を発表できる機会の拡充を図ります。	生涯学習課

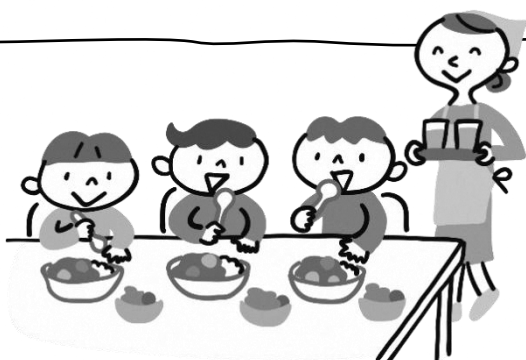
No.	取組・事業	内容	担当課
20	おはなし会	幼児から小学校低学年の子どもを対象に、おはなしや本に出会う機会として、おはなしサークルの協力を得ながら毎月定期的に図書館でのおはなし会を実施します。 また、図書館では、子ども読書の日やクリスマスに合わせ、スペシャルおはなし会を開催し、親子での図書館利用促進に努めます。	図書館
21	ブックスタート	絵本を介して温かいひとときが持たれることを願い、10か月健診に訪れた乳児と保護者に、絵本や子育てに関する資料が入った「ブックスタート・パック」を贈り、絵本との出会いを提供する活動を行います。	健康づくり課 図書館
22	児童図書の整備	読書活動により、子どもの生きる力や豊かな想像力を育むため、各年齢の発達段階に合わせて、幅広く変化に富んだ優れた児童図書を収集し、子どもたちに提供します。	図書館
23	家族みんなで読書の推進	家族みんなでの読書や就学前からの読書習慣づくりを推進するため、「まいばら読書の日」など、家庭、地域、学校・園、図書館等が連携し、本の紹介や本に親しむ機会の充実に努めます。	図書館

◆みんなの意見（アンケート・ヒアリング・ワークショップでの意見）

小学生・中学生 ・防球ネットが撤去されて野球ができなくなった、せっかく広い公園があるので有効活用できるようにしてほしい

保護者 ・天候に関わらずに遊べる室内の遊び場がほしい
 ・学習支援をする場所や遊べる場所が学校の近くにあれば、子どもも行きやすく、親も安心できると思う

関係団体 ・自然も豊かで遊べる場所がたくさんあるようにも思えるが、整備された公園が少ない
 ・小学生から高校生まで自由に集える場所がない
 ・児童館のような誰もが安心して集える場所があるといいと思う



基本施策3 子ども・若者の安全・安心を守る取組の推進

施策の方向性

- 防犯パトロール隊やスクールガードリーダーの人材確保等、地域ぐるみで子ども・若者を見守る活動の活性化を図ります。
- 子ども・若者の生命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保するために、学校、地域、保護者が情報を共有し、連携して対策を進めます。
- 子ども・若者や保護者に対して、インターネットやSNS等の適切な利用に関する教育および啓発を行います。

No.	取組・事業	内容	担当課
1	防犯対策に関する情報提供と防犯灯・防犯カメラの整備	犯罪や防犯対策について、米原市防災アプリにより情報提供を行うとともに、小中学校向け保護者連絡ツール等を活用し、保護者、学校、地域のスクールガード等への情報の発信と共有を図ります。 また、各自治会への防犯灯・防犯カメラ設置の補助を実施するとともに、自治会での防犯灯・防犯カメラ設置が困難な場所については、防犯灯等を整備します。	防災危機管理課 学校教育課
2	防犯パトロールの実施	青色回転灯パトロール車による防犯パトロールを実施します。 また、防犯パトロール隊による見守りや地域における子ども・若者の遊び場、通学路、ため池等の危険箇所の点検を随時実施します。	防災危機管理課 少年センター
3	青少年健全育成	青少年育成市民会議と連携し、各種事業（あいさつ運動、補導巡回パトロール、青少年育成大会、各支部の体験活動事業等）を展開します。 少年センターの各種事業（非行防止・薬物乱用防止を目的とした啓発活動、有害図書等の販売店に対する立入調査等の有害環境浄化活動、街頭補導活動、無職少年等の自立・就学・就労支援活動、少年補導委員活動等）を実施します。 子どもの安全確保に伴う関係者会議の開催や安全確保対策（「子ども 110 番のおうち」、「子ども 110 番のくるま」、スクールガードの取組等）に取り組むとともに、各種機関、団体と連携を強化します。	子育て支援課 少年センター
4	学校安全管理体制の充実	より多くの目で見守るために、学校、保護者、地域ぐるみの見守り体制の整備を進めます。 スクールガードリーダーや米原警察署による不審者対応巡回指導・スクールガード養成講習会を実施し、新たな人材の確保に努めます。	学校教育課

No.	取組・事業	内容	担当課
5	交通安全教室・指導の実施	保育所、認定こども園の幼児や小中学校の児童生徒に対し、交通ルール順守や通学時のマナーの改善だけでなく、危険な状況に対してどのように対処するかなどを身に付けるための交通安全教室を実施します。 交通安全マップの作成・点検を行い、安全な自転車の乗り方、ヘルメットの着用について学習する機会を設けるとともに、保険加入等、保護者へ向けた啓発を行います。	保育幼稚園課 学校教育課
6	登下校時等の見守り活動の実施	小学校の登下校時刻になるべく外の用事を行いながら子どもたちを見守る8・3運動や子どもの登下校時の見守りを行うスクールガードの協力により登下校時の安全確保を図ります。 また、自治会パートナーシップ交付金事業を活用し、子どもの見守りを推進します。	教育総務課 学校教育課
7	通学路の点検および安全対策	通学路交通安全プログラムに基づき、通学路合同点検等を行い、計画を立案した箇所について、路面標示、防護柵、車止めの設置工事等、安全対策工事を実施し、地域や関係機関と連携した通学路の安全確保に取り組みます。 また、歩道の整備・維持管理、冬期の除雪等、安全な通学路の整備・維持に努めます。	建設課 まち保全課 学校教育課
8	ゾーン30の設定とキッズゾーンの設置	生活道路における歩行者等の安全な通行を確保するため、通学路グリーンベルト、ゾーン30の設定による速度規制とその他の安全対策を公安委員会などへ要望していきます。	防災危機管理課 建設課
9	重点 安全・安心なインターネット利用に向けての取組	インターネットやSNSなどを通じた犯罪被害や誹謗中傷にあわないよう、子ども・若者や保護者に対して、スマートフォン等の適切な利用に関する教育および啓発を行います。 また、被害にあった子ども・若者の相談窓口やインターネット上でのトラブルなどの相談窓口について市公式ウェブサイト等を通じて周知に努めます。 学校や家庭でGIGA端末を利活用することで、情報活用能力の育成や情報リテラシーの習得支援を行います。	人権政策課 少年センター 学校教育課
10	消費者教育等の推進	将来の自立した社会生活を見据え、社会科や家庭科など関連する教科において、消費者教育や金融教育に取り組みます。特に、子ども・若者のインターネット等における消費者被害の未然防止を図るため、関係団体との連携・協働による消費者教育の推進を図ります。	地域振興課 学校教育課

No.	取組・事業	内容	担当課
11	原子力災害対策への取組	安定ヨウ素剤（放射線ヨウ素が体内に取り込まれる前に服用することで効果を得られる薬剤）を保育所、認定こども園、学校、自治会館等に配備しており、緊急時において的確に配布できるよう体制整備を図ります。	防災危機管理課
12	救命措置対策	突然の心停止等の緊急対応に備え、保育所、認定こども園、学校、放課後児童クラブ等の子どもが利用する施設にAED（自動体外式除細動器）を設置し、適正な維持管理を行います。	子育て支援課 保育幼稚園課 学校教育課

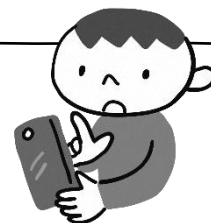
◆みんなの意見（アンケート・ヒアリング・ワークショップでの意見）

保護者

- ・道路整備ができていない箇所など、通学路の安全確保をしてほしい
- ・子どもが少人数すぎて、登下校時に見守りが必要
- ・子どもにスマートフォンを持たせた時が心配

関係団体

- ・学校教育の中で正しいネットとの付き合い方や情報モラル等の学習はするが、家庭や地域においても、子どもたちの置かれている現状の把握や家庭教育のあり方が重要だと感じている



基本目標 2 子ども・若者の将来にわたる健やかな成長を支えます

～ 誕生前から幼児期 ～

基本施策 1 親と子の心身の健康づくり

施策の方向性

- 令和6年4月に「まいばらこども家庭センター」を設置し、妊娠・出産・子育てに関する総合相談窓口を整備しています。こども家庭センターを中心に、妊娠前から出産・子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。

No.	取組・事業	内容	担当課
1	不妊・不育治療費等の助成	保険適用の特定不妊治療の際に、自費による先進医療を併用した人への先進医療費や不育症の検査および治療に対し、経済的負担の軽減を図るため、治療等に要する費用の一部を助成します。	健康づくり課
2	妊婦と子どもの支援冊子の配付と活用促進	母子健康手帳交付時に、妊婦ノートや子どもノートを配付し活用を促すとともに、妊婦支援時や乳幼児健診、育児相談等に使用し、妊婦の健康管理や子どもの健やかな成長と発達を支援します。	健康づくり課
3	妊婦への保健指導の実施	母子健康手帳交付時に妊娠期における健康管理の保健指導を行うとともに、必要な妊婦に対しては、個別に継続した保健指導を実施します。	健康づくり課
4	妊産婦健康診査等費用助成事業	安全・安心な出産のため、妊産婦健康診査費用、新生児聴覚検査、多胎妊娠について、上限を設けて助成するとともに、積極的に受診勧奨を行います。	健康づくり課
5	訪問指導の充実	子どもが産まれた全ての家庭を対象に、新生児訪問、乳児家庭全戸訪問を実施します。 また、妊娠期から乳幼児期にかけて、必要に応じた訪問指導を行い、支援が必要な家庭を早期に発見し、必要な支援につなぎます。	健康づくり課
6	乳幼児健康診査の充実	4か月、10か月、1歳8か月、2歳半、3歳半の時期に、疾病の早期発見、個々に応じた発育や発達の支援を目的とした乳幼児健診を実施します。 また、1か月児健診を実施します。	健康づくり課
7	産後ケア事業	産後に心身の不調や育児不安等がある方に対して、心身のケアや育児サポートを行います。 また、必要に応じて利用料の減免を行います。	健康づくり課

No.	取組・事業	内容	担当課
8	重点 こども家庭センターの相談支援体制の充実	児童福祉と母子保健の一体的な相談支援等を行うまいばらこども家庭センター「まいるっち」を中心に子育て家庭を包括的に支援する体制を強化し、妊娠期から出産・子育て期を通じた切れ目のない支援を行います。	健康づくり課 子育て支援課
9	妊婦のための支援 給付・妊婦等包括 相談支援事業	妊娠期から出産・子育て期までの様々な悩みや困りごとの相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型相談支援および妊婦等への経済的支援を実施し、安心して出産・子育てできる環境づくりに努めます。	健康づくり課
10	まいベビサポート クーポン事業	助産施設等による子育て家庭の産前産後支援として、産後ケア、パパママ教室および助産師への相談等に利用できる「まいベビサポートクーポン」を交付し、専門家や他の子育て家庭へとつながる機会を支援します。	健康づくり課
11	育児相談の実施	育児相談を実施し、個々に応じた保健指導、栄養指導を行います。対面での相談のほか、電話やオンラインで支援を行います。	健康づくり課
12	離乳食指導の実施	4か月児健診、7か月児もぐもぐ教室、10か月児健診において、それぞれの成長段階に応じた離乳食について、管理栄養士による小グループ指導や必要に応じて個別指導を行います。 また、育児相談において随時個別栄養相談を実施します。	健康づくり課
13	救急医療体制の充実	夜間や休日診療の利用について、広報紙や市公式ウェブサイト、チラシ等を活用して「長浜米原休日急患診療所」の利用周知と小児救急医療体制の確保を図ります。	健康づくり課
14	予防接種の実施	B型肝炎、BCG、2種混合、4種混合、5種混合、Hib、小児用肺炎球菌、麻しん風しん混合、水痘、日本脳炎等の予防接種を実施します。	健康づくり課

◆みんなの意見（アンケート・ヒアリング・ワークショップでの意見）

保護者

- ・子育て支援センターの先生や他のお母さんと話すことで子育ての悩みや不安が和らぐので、産前にもそのような機会があれば心強い
- ・ベビーシッターや家事サポートを受けられるチケットを配布し、妊娠中や産後にサポートしてもらえる環境を整えてほしい

関係団体

- ・訪問指導などで気になる家庭については、「まいるっち」のこども家庭支援員に相談し、合同ケース会議で情報共有し支援につなげている

基本施策2 育児への支援

施策の方向性

- 誕生前後、就園前後、小学校就学前後等の節目においても子どもの育ちを切れ目なく支えるため、家庭や園、学校、地域等が連携して環境を整備します。

No.	取組・事業	内容	担当課
1	保育所、認定こども園等の施設・環境の整備	保育所、認定こども園について、保育ニーズの変化を踏まえ、利用定員の見直しや民間事業者が行う新たな施設整備を支援し、待機児童が発生しない取組を進めます。 安全・安心な園生活が送れるよう、老朽施設の改修および不良箇所の補修や修繕等を計画的に実施します。また、施設利用者の快適性・利便性の向上のため、市内全認定こども園の環境改善事業（空調、照明機器のLED化、遊具、防犯対策設備、バリアフリー改修、園庭の整備、トイレの改修等）を実施し、社会福祉法人等が実施する施設整備や環境改善への助成等も行います。	保育幼稚園課
2	保育の質の向上	0歳児から5歳児までの育ちをつなぐため、園内研究会を実施し、職員の保育力の向上を目指します。 公立園では、チーム担任制の導入や職員間の綿密な連携により、働きやすい環境を整えることで保育の質の向上につなげます。 民間園では、保育士の処遇改善、ノンコンタクトタイム確保等の取組への支援を行い、保育の質の向上と保育人材の育成、定着を図ります。	保育幼稚園課
3	地域に開かれた園づくり	地域の方の協力や連携により、自然体験や栽培等を通した子どもたちの豊かな活動を推進します。 また、昔ながらの行事に参加するなど、地域に根ざした園づくりに努めます。	保育幼稚園課
4	保育所・認定こども園等の外部評価	福祉サービス第三者評価事業や米原市立認定こども園運営委員会により、園の運営等に関する外部評価を受け、改善を図ります。	保育幼稚園課
5	就学前教育と小学校教育との円滑な接続と連携の推進	幼児期の「学びの芽生え」を児童期の「学びの基礎」につなげるため、架け橋プログラムの作成に取り組み、小学校教育への円滑な接続が図れるよう努めます。 園小における交流活動や教職員の参観・情報共有を行う連絡会を実施し、現場の職員の意識を高めながら、子どもの発達や学校教育との学びの連続性を確保するよう取り組みます。	保育幼稚園課 学校教育課
6	新規 幼児教育センターの設置	民間園、公立園が就学前教育・保育にかかる方向性を共有し、小学校への接続を一体的に行うための拠点として、また、民間園を含め、包括的に就学前施設への研修を行う窓口として、幼児教育センターの設置を検討します。	保育幼稚園課

No.	取組・事業	内容	担当課
7	通学・通園への支援	通学・通園が困難な地域の児童生徒に対し、スクールバスの運行および公共交通機関の利用助成など通学支援を行います。 公立園通園バスの適切な運行管理に努めるとともに、民間園通園バス運行の支援を実施します。	保育幼稚園課 教育総務課
8	特別支援保育の充実	一人一人の保育ニーズを把握し、個々の特性に応じた保育や支援を行うなど適切な環境を整え、乳幼児の発達支援を行います。 特別支援保育連絡会を通じて、子どもの育ちをつなぐことを意識した職員間の共通理解を図ります。	保育幼稚園課
9	社会性を身に付けるための支援	幼児期や小学校低学年において、基本的な生活習慣や社会生活上のルールを身に付けられるよう、保育所、認定こども園、学校、地域、家庭が連携して指導の充実を図ります。 あいさつ運動や交流事業など、市民に地域に根ざした活動に積極的な参加を促すなど、地域ぐるみで社会のマナーや協調性、思いやり等を培います。	子育て支援課 保育幼稚園課 学校教育課
10	家庭の教育力向上のための学習機会の充実	子育て中の親が身近で家庭教育講座や子育てグループ活動に参加できる環境を整備します。 また、各種講演会や広報、リーフレットを活用して家庭の教育力の向上に努めるとともに、関係機関や民間団体と連携し、必要な情報提供等を行います。	子育て支援課 生涯学習課
11	食に関する学習機会の提供	出産前からの適切な食生活を支援し、乳幼児期からの望ましい食習慣を定着させるため、母子手帳発行時や乳幼児健診等の母子事業において栄養教育を実施します。 また、小中学校への健康教育の充実を図ります。	健康づくり課
12	地域における食育の推進	関係団体や健康推進員と連携して地域での食育推進事業を実施し、野菜摂取の推進やバランス食の推進に努めます。	健康づくり課
13	魅力ある学校給食の実現	公立認定こども園や小中学校の子どもたちに安全・安心で栄養バランスの取れたおいしい学校給食を提供し、健やかな成長と生涯にわたって健康に過ごせる子どもの育成を目指します。また、安全・安心な食材の確保、地場産物の使用を推進します。	学校給食課

◆みんなの意見（アンケート・ヒアリング・ワークショップでの意見）

保護者

- ・子どもが少なすぎて交流できないことが心配
- ・先生たちのケアが十分でないと、余裕がなくなって質の悪化につながると思う

～ 学童期・思春期 ～

基本施策3 学校教育の充実と環境整備

施策の方向性

- 子どもたちを地域社会全体で育む地域とともにある学校づくりを推進します。
- 家庭環境や経済状況にかかわらず、学習意欲や学習習慣および基礎体力を身に付けるための支援の充実を図ります。
- 全ての子どもが放課後を安全・安心に過ごすことができるよう、放課後児童クラブの受け皿確保と環境の整備に努めます。

No.	取組・事業	内容	担当課
1	学校の施設・環境の整備	安全・安心な学校生活が送れるよう、老朽施設の改修および不良箇所の補修や修繕等を計画的に実施します。また、学校施設長寿命化計画に基づき、改修整備を進めます。	教育総務課
2	学校を核とした地域づくりの推進	コミュニティ・スクール（学校運営協議会）と地域学校協働活動の一体的な推進により、学校・家庭・地域の連携と協働を大事にした学校運営を推進します。	学校教育課
3	基礎学力の確実な定着	児童生徒の学ぶ意欲を高め、確かな学力を身に付けることができる授業の工夫・改善や主体的・対話的で深い学びの充実に向けたＩＣＴ・学校図書館の活用に取り組めます。 また、抽象的・論理的な学習内容が入ってくる小学校3年生を対象に放課後補充教室「学びっ子」を開設し、基礎学力の定着を図り、学力の二極化を解消します。	学校教育課
4	体験的な学習の推進	豊かな人間性や生きる力を育むため、自然体験、職場体験、ボランティア活動等、地域の人々や自然、文化等と関わる体験活動について支援します。 また、地域の自然、歴史、文化を教材として、行事や教科学習等、学びの場に生かすことで、地域への愛着を育みます。	学校教育課 生涯学習課
5	シビックプライドに関わる事業	郷土の自然や歴史・文化に触れる教育活動を推進し、ふるさとの良さを発見することで、郷土を愛する心情を養います。 また、地域の様々な活動に積極的に参加することにより、自らも地域の一員として郷土の発展に寄与しようとするシビックプライドの醸成を推進します。	学校教育課
6	学校におけるスポーツ環境の整備と体力づくりの充実	子どもの運動不足、基礎体力の低下が危惧されることから、体力の向上に向けた取組を推進するとともに、学校におけるスポーツ環境の充実を図ります。	学校教育課

No.	取組・事業	内容	担当課
7	部活動の地域移行・地域連携の推進事業	部活動の地域移行を進めるとともに、学校に部活動指導員を配置し地域連携を進めます。 部活動の地域移行を見据え、地域のスポーツクラブなど受け皿の体制整備や人材育成を図ります。	学校教育課 生涯学習課 スポーツ推進課
8	国際理解教育の推進	小学校外国語活動等において、ALT（外国語指導助手）やMGT（米原市国際理解教育協力員）を配置し、簡単な会話に慣れ親しんだり、外国文化に触れたりしながら国際理解を深める教育を推進します。	学校教育課
9	環境教育の推進	自然の中で遊び、学び、体験することで地域の自然を愛し守る人を育てていくため、豊かな自然環境を生かした各学校独自の多彩な環境学習を実施します。 森林環境学習「やまのこ」事業やびわ湖フローティングスクール、びわ湖の日の取組を実施します。	学校教育課
10	特別支援教育の充実	障がいのある児童生徒やその保護者等に対する日常の教育相談・就学相談活動の充実に努めるとともに、障がいについての正しい理解と認識を持つための教育活動や研修会を実施します。 障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の提供や体験学習等の充実に努めます。 専門的な研修の充実、特別支援学校や福祉施設が蓄積した教育上の経験やノウハウを生かすこと等により、地域の小・中学校教員の指導力を高めます。	学校教育課
11	放課後児童クラブの整備	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校児童（１年生～６年生）を対象に、市民ニーズや地域の実情等を踏まえ、家庭に代わる生活の場として、安全・安心な放課後の居場所を提供します。 待機児童を出さないよう、処遇改善などを行い、放課後児童クラブの支援員の確保に取り組むとともに、市内全放課後児童クラブの施設整備や環境改善事業（空調、手洗い場、遊具、駐車場等の設置、トイレの改修、照明機器のLED化等）を計画的に進めます。	子育て支援課
12	放課後児童クラブにおける子どもの健全育成	基本的な生活習慣や他の子どもとの交わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」「生活の場」として、子どもの自主性と社会性を育む運営に努めます。 研修会等の実施により、放課後児童クラブの支援員の資質向上と環境整備を図ります。	子育て支援課
13	こころの教育の充実	正義感、責任感や思いやりの心、規範意識、自然や他者との好ましい関わり等、豊かな心の育成を目指す取組について、特別の教科道德の時間を中心に進めます。	学校教育課

No.	取組・事業	内容	担当課
14	次世代を担うための教育の推進	地域の課題解決を社会の構成員として主体的に担う力を身に付けることができるよう、選挙啓発や出前講座などによる主権者教育を推進します。	総務課
15	ライフデザインに関する支援	チャレンジウィークでの社会人講話や職場体験活動、保育実習を通して、様々な人の生き方に触れ、自らのライフデザインを描けるよう支援します。	学校教育課
16	教育を通じた男女共同参画の推進	性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現に向けて、次世代を担う子どもたちを対象に積極的な意識啓発を行います。	人権政策課 学校教育課

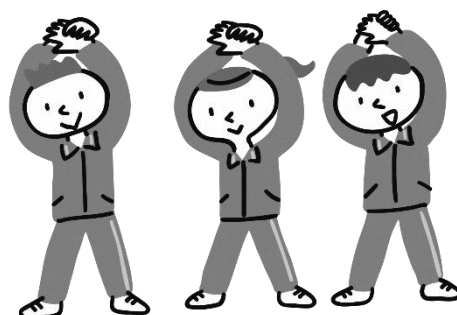
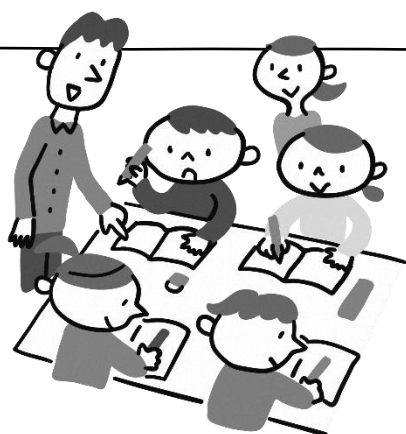
◆みんなの意見（アンケート・ヒアリング・ワークショップでの意見）

小学生 ・米原市の好きなところは川が近くにあって自然豊かなところ

中学生 ・伊吹山に関わる学校行事があることが魅力
・海外留学のプロジェクトなど、体験する場所をたくさんつくってほしい
・社会で生きていくために必要なことを教えてもらいたい

保護者 ・小さい頃から多くの経験をさせられるよう、多様な学びの場がほしい
・放課後児童クラブで宿題をみてほしい
・中学校での部活動の選択肢が少なくなっている

関係団体 ・子どもから、放課後児童クラブに小学校卒業後も遊びに行きたいといった意見がある



基本施策4 子どもの心身の健康づくり

施策の方向性

- 食生活や生活リズムの乱れ、運動不足等により肥満等の増加が懸念されることから、健康教育の充実に努めます。
- 思春期の心身の健康づくりといのちを大切にする教育を進めるとともに、関係機関等の連携の下、思春期特有の課題に対応する体制を整備します。

No.	取組・事業	内容	担当課
1	健康教育の充実	子どもの頃から健康に対する意識を高めるため、学校における家庭・保健体育の教科を中心に健康教育を実施するとともに、学校給食を通して、望ましい食習慣を身に付けるきっかけとします。 性教育については、系統的な指導ができるよう計画的に実施するとともに、指導力の向上に努めます。	学校教育課
2	薬物乱用防止教室	薬物・タバコ・アルコールの害等について正しい知識の普及を図るため、小・中学生を対象に薬物乱用防止教室を開催します。	学校教育課
3	思春期相談の充実	思春期の心身の健康や性の悩みについて適切に対応するため、臨床心理士、スクールカウンセラー、特別支援サポートセンター、医療機関等との連携を強化し、相談体制の充実に努めます。	学校教育課
4	SOSを受け止める体制づくり	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが、ケース会議に参加したり、教職員へのコンサルテーションなどを実施したりする中で、教職員の相談能力を高める研修の充実に努めます。 また、関係機関に対して子どものSOSに気づく研修会を実施し、SOSを受け止める体制づくりに努めます。	健康づくり課 子育て支援課 学校教育課
5	子ども・若者の自殺対策の推進	いのちの大切さやSOSの出し方に関する教育を行うとともに、子ども・若者がSOSを発信しやすい環境を整えます。 また、悩みを抱える人に寄り添い、必要な支援につなぐ役割のゲートキーパーを養成します。	健康づくり課 学校教育課

◆みんなの意見（アンケート・ヒアリング・ワークショップでの意見）

小学生・中学生 ・相談したいけど誰にも相談できない

保護者 ・学校の先生以外に相談する場がなく困っているので、無料で相談、アドバイスをもらえる機関があると助かる

基本施策5 不登校等への支援

施策の方向性

- 不登校児童生徒が増加傾向となる中、相談窓口の整備を進めるとともに、居場所づくりや学びの保障ができるよう多様な支援に努めます。
- 関係機関や民間団体と連携・協働し、不登校児童生徒や困り感を持った子どもが安心できる居場所づくりに取り組みます。

No.	取組・事業	内容	担当課
1	スクールカウンセラーの配置	複雑化する児童生徒の課題に対して、スクールカウンセラーを適切に配置し、不登校児童生徒やその保護者へのカウンセリングを行い、教職員とともに支援の方針を立てることで児童生徒の心理面の支援に努めます。	学校教育課
2	スクールソーシャルワーカーの配置	スクールソーシャルワーカーの積極的な活用や学校、家庭、地域の関係機関が連携を行い、児童生徒の福祉の面からの支援に努めます。 また、教職員とともに支援の方針を立てることで、スクールソーシャルワークの視点を向上させます。	学校教育課
3	教育支援センター事業	教育支援センターの教育相談機能を市役所本庁舎に位置付け、保護者・本人・学校からの相談窓口を一本化し、相談しやすい体制づくりを進めます。	学校教育課
4	重点 多様な居場所と学びの場の確保	不登校児童生徒の居場所や学びの場として、「みのり」と「ステップ・フォワード・プログラム」を設置し、社会的自立に向けた支援活動を行います。 また、校内教育支援センターを整備し、子どもケアサポーターや派遣型ガイドウォーカーによる教室に行きづらい児童生徒の指導・支援を行うとともに、ICT等を活用した学習支援を進めます。	学校教育課
5	フリースクール利用児童生徒支援補助金	不登校児童生徒の社会的自立を図るとともに通いの場を確保するため、不登校児童生徒がフリースクールを利用するために要する経費に対し、補助金を交付します。	学校教育課
6	不登校の要因等の把握と支援策の検討	「米原市不登校支援連絡協議会」を開催し、課題や支援の方向性について情報共有を行う中で、不登校の要因を分析し、適切な支援につなげます。	学校教育課
7	重点 学校以外での学習等の支援	不登校児童生徒や困り感を持った子ども等が通う学校以外の居場所での学習等について、市や教育委員会、学校、民間団体等が連携することで、学校への復帰や社会的自立に向けた支援を行います。	子育て支援課 学校教育課

No.	取組・事業	内容	担当課
8	いじめ防止対策	児童・生徒会活動等を通じて、いじめ問題を考え、未然防止の取組を推進します。 また、児童生徒一人一人を大切にした指導を展開し、主体的に参加できる学習活動や受容的な雰囲気と規律を大切にした教育活動を進めます。	学校教育課
		他者との生活の中で、自分の思いを相手に言葉で伝えること、また、相手の気持ちを想像しながら相手と関わるができるように、子ども同士の豊かな関わりを支援していきます。	子育て支援課 保育幼稚園課 学校教育課
		非行やいじめの背景には児童の家庭が抱える困難等の様々な要因が考えられるため、要保護児童として対応する場合は、要保護児童対策地域協議会において情報を共有し、関係機関との連携により支援を行います。	子育て支援課
		「いじめ問題対策連絡協議会」の開催を通して、いじめ防止に対する取組や啓発を進めます。 また、いじめ問題専門委員会やいじめ問題調査委員会を通して、いじめ事案の分析を行い、未然防止や早期発見、早期対応について各校への指導助言を進めます。	人権政策課 学校教育課

◆みんなの意見（アンケート・ヒアリング・ワークショップでの意見）

中学生 ・ いじめ防止などのために、道徳の考えをもっと深く浸透させたい

保護者 ・ 年々不登校や学校に行きづらさを抱える子どもが増えているように感じる
 ・ 居場所の充実や学校内での対応等さらなる発展を希望する
 ・ フリースクールなど学校に通いづらい子ども、その親のための居場所がほしい

関係団体 ・ フリースクールがなく不登校になった時の選択肢や居場所がない
 ・ 集団生活は苦手だけど頑張っている子どももいるので、ホッと安心できる場所の提供は必要

～ 青年期 ～

基本施策6 活躍機会・社会参画への支援

施策の方向性

- 若者が社会の一員として、将来への展望を持って生活できるよう、主体的な活動や社会参画の機会の確保、就労等の自立への支援を推進します。

No.	取組・事業	内容	担当課
1	重点 ひきこもり等への支援	若者自立ルーム「あおぞら」において、ひきこもり等の状態にある若者やその家族からの相談を受け、生活や仕事の自立支援を行います。相談体制の充実を図り、効果的な支援につなげます。	子育て支援課
2	若者への就労支援	若者の地元企業への就職と地元への定住を促進するとともに、企業に必要な人材を確保するための就労支援を行います。	シティセールス課
3	若者・女性の起業・創業支援の推進	創業による新たなビジネスや雇用の創出を促進し、経済の好循環を生み出すため、創業支援事業者（商工会）の支援を受けて、創業を目指す女性や若者への支援を行います。	シティセールス課
4	生涯学習の充実	青年期の社会人をはじめとする幅広い年代において、自ら学び学習することのできる機会を得られるよう、生涯学習の充実を図ります。	生涯学習課

◆みんなの意見（アンケート・ヒアリング・ワークショップでの意見）

若者 ・米原市で働ける場所が増えれば良い

関係団体 ・不登校からひきこもりになるケースが多く、早期介入・早期支援が必要
 ・親が子どものSOS（ひきこもり等）を発信しても、当事者が成人だと親と一緒に相談を受けるまでには時間がかかる



基本施策7 結婚支援、定住促進

施策の方向性

- 若者の結婚や子育てに対する不安を解消し、希望をかなえる取組を推進するとともに、子ども・若者の視点に立ち、住み続けたいと思えるまちづくりを推進します。

No.	取組・事業	内容	担当課
1	結婚・出産・子育てを希望する若者への支援	若い世代が結婚・出産・子育てに希望を持ち、その希望がかなえられるよう、本市で結婚し子どもを持つことや子育てすることについて意識啓発を図り、企業や団体等と協働して、若者を応援する気運を醸成します。	政策推進課 子育て支援課
2	結婚相談の実施	結婚相談員を配置し、未婚者の登録や紹介などを行う結婚相談や婚活パーティーなどの出会いの場の提供により、未婚者の婚活を支援します。	子育て支援課
3	結婚新生活への支援	婚姻に伴う新生活に係る経済的負担を軽減し、少子化対策の強化ならびに若年層の人口流入および定住の促進を図るため、本市での新生活をスタートする新婚世帯の住居費や引越し費用などの一部を補助します。	子育て支援課
4	空き家を活用した子育て世代の移住定住支援	空き家バンクへの登録物件を増やすとともに、空き家リフォーム補助金の活用、空き家バンク登録奨励金の活用、市公式ウェブサイトによる情報発信により、子育て世代の移住定住を促進します。	シティセールス課

◆みんなの意見（アンケート・ヒアリング・ワークショップでの意見）

- 中学生**
- ・自然がたくさんあり地域の人やさしい住み慣れた故郷に住み続けたい
 - ・みんなが目を引きような魅力的なものがあったり、通勤・通学などがしやすく高齢者が車を運転しなくても生活できるような環境や制度が整えば、安心して住み続けたいと思える
- 若者**
- ・子育て・教育にお金をかけ、若者が帰って来たい、住みたいと思えるまちづくりをしてほしい
 - ・若者全体への支援が充実することで、婚姻率、出生率が上昇するのではないかと思う

基本目標 3 安心して子育てができる環境を確保します

基本施策 1 子育て相談や支援の充実

施策の方向性

- こども家庭センターを中心に関係機関との連携を強化し、支援の必要な家庭の把握や調整等を行い、包括的な支援体制の強化を図ります。
- 身近な相談窓口の確保や子育てに関する情報発信の充実、子育てサークルの育成支援により、在宅で子育てをしている家庭を含め、子育て家庭を地域の中で支え、孤立しない環境づくりに取り組みます。

No.	取組・事業	内容	担当課
1	重点 こども家庭センターを核とした子育て支援	こども家庭センターにおいて、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を提供します。	健康づくり課 子育て支援課
2	重点 相談体制の充実	関係機関でケース会議を開催し、支援の必要な家庭の情報共有、支援プランの作成を行い、様々な支援につなげます。	健康づくり課 子育て支援課
		すくすく相談やすくすくホットラインにおいて、面談や電話、オンラインで育児や発達に関する相談を行います。相談による健康診査後のフォローを行うとともに、困った時に相談できる窓口として周知を行います。	健康づくり課
		人権擁護委員、行政相談委員、民生委員・児童委員等が共同で開催している「心配ごと相談」において、民生委員・児童委員が主となり、子育て支援等の一般的な相談を行います。	社会福祉課
3	重点 地域子育て支援センターの充実	未就園児の親子を対象に、仲間づくりや子育ての悩み等を気軽に相談できる場所、子どもを安心して遊ばせることができる場所を提供します。 こども家庭センターと連携して、子育て家庭の教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業等の利用を支援します。	子育て支援課 保育幼稚園課
4	重点 子育てに関する情報発信の充実	保育サービスや母子保健事業の紹介、各種相談先の紹介、子どもたちの居場所等の紹介等、子育てに必要な情報が分かる情報誌「米原市子育て応援ガイド」を発行します。各庁舎窓口等への設置や新生児訪問時や各種健診時に配布するとともに、電子書籍版を作成し、子育て世代に幅広く情報が行き届くよう情報発信の充実を図ります。 広報紙や市公式ウェブサイト、子育て応援サイト「まいハグ」等により、健康診査や予防接種等の情報発信を行います。	健康づくり課 子育て支援課 保育幼稚園課

No.	取組・事業	内容	担当課
5	図書館を活用した子育て支援	子育てに関連する図書の紹介をしたり、児童コーナーに子育て関連の雑誌を配置するなど、図書館で子育てに関する情報の提供を行います。	図書館
6	子育てサークルの育成	子育てサークルづくり「こもち〜ズ広場」を開催し、子育ての仲間づくりを支援します。サークル活動が持続的なものとなるよう、サークル同士の交流に取り組む社会福祉協議会と連携し、子育て家庭の孤立解消に取り組みます。	子育て支援課
7	子ども・子育て支援環境の充実	公共施設や公共交通機関のバリアフリー化を進めるとともに、授乳室・搾乳室やキッズスペース、優先駐車スペースなどの子育て応援設備の整備を推進します。	子育て支援課

◆みんなの意見（アンケート・ヒアリング・ワークショップでの意見）

保護者

- ・育児に関する情報発信をアプリなどで充実させてほしい
- ・小学校に上がってからの心配ごとを相談できる場所がほしい

関係団体

- ・子育てサークルや支援センターでは、未就園児やその保護者と顔を合わせたり相談する機会もあるが、就園・就学後はつながりが薄くなる
- ・就園後の子どもも利用でき、土日や夏休みなどにも遊べる児童館や子育て支援センターが市の全地域の人が行きやすい場所にあるといい



基本施策2 保育サービスの充実

施策の方向性

- 核家族化の進行や保護者の就労形態の変化から、子育て家庭の負担は大きくなっていることが考えられるため、保護者が働きながらもゆとりを持って子育てができるよう、保育サービスの充実に努めます。
- 多様な保育ニーズに対応するため、保育人材確保策を強化するとともに、働きやすい職場に向けて労働環境の改善に努め、職場への定着を図ります。

No.	取組・事業	内容	担当課
1	低年齢児保育の実施	3歳未満児の保育について、年度途中の受入れ等、子どもも保護者も安全・安心に利用しやすい環境の充実に努めます。	保育幼稚園課
2	延長保育・休日保育の実施	保護者の就労形態の多様化と保育ニーズに対応するため、早朝・延長保育や日曜日・祝日の保育の充実に努めます。	保育幼稚園課
3	病児保育の実施	病気の療養中や回復期にあり集団生活が困難な園児、小学生を対象に、病児・病後児保育を実施します。 また、園で体調を崩した場合は、保護者が迎えに来るまでの間、看護師が対応する体調不良児対応型の病児保育も実施します。	保育幼稚園課
4	医療的ケア児の受入れ	医療的ケア児とその保護者が適切な支援を受けながら、保育施設等で園生活を過ごせるよう、看護師の配置や環境整備に努めます。	保育幼稚園課
5	一時預かり事業の実施	保護者の病気、就労、冠婚葬祭、リフレッシュ等により保育が必要となった場合、子どもを保育所や認定こども園で一時的に預かり、保育を行います。	保育幼稚園課
6	新規 重点 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施	全ての子どもの成長を支援し、孤立感や負担感を抱える保護者の負担軽減を図るため、生後6か月から満3歳未満の未就園児を対象に、就労状況に関係なく一定時間保育が利用できる乳児等通園支援事業を実施します。	保育幼稚園課
7	保育人材の確保・定着の促進	新規採用保育士に対する奨学金返還支援と家賃補助を実施するとともに、市内の保育所等で働く魅力を伝えるため、就職フェアを開催し、保育人材の確保を図ります。 また、子育て支援員の育成・保育補助を行う人材の確保により、保育現場で働く人材の確保を図ります。 継続した賃金改善を図るとともに、働きやすい労働環境づくりに努め、民間保育所等の保育士の処遇改善に取り組みます。	保育幼稚園課

No.	取組・事業	内容	担当課
8	ファミリー・サポート・センター事業の推進	保育所、認定こども園、小学校等への送迎やその前後の保育、子どもの預かり等のサービスを提供する人と受けたい人が会員となり、育児の相互援助を有料で行うファミリー・サポート・センター事業を実施します。登録会員数の増加に努め、必要な時に援助が行える体制づくりを進めます。	子育て支援課

◆みんなの意見（アンケート・ヒアリング・ワークショップでの意見）

- 保護者**
- ・保護者の体調不良や用事の時に安心して預けられるサービスを充実してほしい
 - ・病児保育は人数に限りがあるため、利用できないことがあった
 - ・未就園児の一時預かりを受入れ体制を広げるなど使いやすいうようにしてほしい

- 関係団体**
- ・長時間保育を利用する園児の増加に対応できる保育者の数が足りない
 - ・ファミリー・サポート・センターの利用を通して、地域の方と交流し、今後も米原で暮らしていく際に気楽に相談できる相手になればと思う



基本施策3 共働き・子育てへの支援

施策の方向性

- 企業への啓発等により、子育て中の保護者にとって働きやすい職場づくりや父親の家事・子育てへの参画の促進に努めます。
- 民生委員・児童委員をはじめとして、子どもと親が地域とつながりやすい環境をつくり、地域における子育てを推進します。

No.	取組・事業	内容	担当課
1	重点 企業・事業所の子育て支援の取組の促進	育休取得や学校行事等への参加がしやすいなど、子育てを支援する職場づくりが推進されるよう、企業訪問により普及・啓発に取り組みます。	シティセールス課
2	子育ての男女共同参画の推進	家庭内において育児負担が女性に偏ることなく、男女がともにキャリアアップと子育てが両立できるよう、男女共同参画の意識啓発を推進します。 男女共同参画審議会を開催し、男女共同参画推進計画の進行管理を行うほか、「ハートフルフェスタ」の開催や「女性のための相談ルームつくし」等各種相談体制の充実、女性人材バンク「なでしこネット」の活用促進に努めます。	人権政策課
3	民生委員・児童委員活動による子育て支援	米原市民生委員児童委員協議会連合会、各民生委員児童委員協議会の活動として、地域の子育て支援に関する研修会の開催や事業への参加、協力を行います。 民生委員・児童委員と子どもやその親がつながりやすい環境をつくり、子育て・子育てを地域で支える体制を整備します。	社会福祉課 子育て支援課 保育幼稚園課
4	地域の教育力を高める伝統行事等の支援	地域が主体的に行っている地域活動や伝統行事等を継続し、活性化していくための支援を行い、地域の教育力を高めていきます。	地域振興課 生涯学習課

◆みんなの意見（アンケート・ヒアリング・ワークショップでの意見）

保護者 ・子を持つ親の就労環境を安定させることに重点を置くことが大切
・男性の育休が浸透してきたと感じるが、育休だけでなく長期で時短勤務にしてほしかった

関係団体 ・高齢者の方や知識を持っている人から伝統などの話を聞ける機会が増えていけば良いと思う

基本施策4 子育て家庭の経済的負担の軽減

施策の方向性

- 子育てについて経済的な不安を抱える人が増加していることから、様々な給付等の支援により、幼児期から高校、大学まで切れ目のない負担軽減を目指します。
- 令和5年10月から子どもにかかる医療費の助成対象者を18歳までに拡大しており、引き続き子育て家庭の医療費の負担軽減に努めるとともに、様々な助成を行います。

No.	取組・事業	内容	担当課
1	幼児教育・保育の無償化	3歳以上の子どもの保育料の無償化を行うとともに、3歳未満の子どもについて第2子以降保育料軽減事業を実施します。	保育幼稚園課
2	福祉医療費の助成	0歳から18歳年度末までの保険診療の通院・入院医療費の無料化を継続し、子育て経費の負担軽減に努めます。	市民保険課
3	児童手当の支給	高校生年代までの児童を養育する家庭を支援するため、児童手当を支給します。	子育て支援課
4	妊婦のための支援給付	妊娠期と産後の子育て期に必要な出産育児関連用品の購入や子育て支援サービスの利用負担軽減を目的に支援金を支給します。	健康づくり課
5	教育費の負担軽減	就学援助制度により、経済的、身体的な理由で、就学が困難な児童への援助を行い、安心して学習できる環境となるよう支援します。	教育総務課
6	中学校入学支援金等の交付	新中学1年生が充実した学校生活を開始できるよう、中学校入学支援金および部活動用具等購入補助金により、入学時の学用品等の購入に対する支援を行います。	教育総務課
7	給付型奨学金制度の実施	給付型奨学金制度により、修学上必要な学資金の給付を行い、将来を担う人材の育成および市への定住を推進します。	教育総務課
8	国民健康保険子育て世帯応援金の支給	子育て世帯の経済的負担を減らすため、国民健康保険税のうち18歳以下の子どもに係る均等割相当額を応援金として支給します。	市民保険課

◆みんなの意見（アンケート・ヒアリング・ワークショップでの意見）

保護者

- ・ おむつやミルクなど必需品の無料化や助成支援
- ・ 第一子からの所得制限によらない経済的支援
- ・ 中学校入学支援金ありがたい
- ・ 給食費を無償化してほしい

基本目標 4 支援を必要とする子ども・若者や子育て家庭を支えます

基本施策 1 児童虐待防止対策の推進

施策の方向性

- 児童虐待の相談件数が増加する中、子育てに困難を抱える家庭への包括的な支援体制を整備し、早期に問題を把握して支援につなげます。
- こども家庭センターや地域のネットワークで連携を図り、虐待防止に努めます。

No.	取組・事業	内容	担当課
1	重点 子育てに困難を抱える家庭に対する支援体制の強化	こども家庭センターを中心として、保育所、認定こども園、学校、関係団体、要保護児童対策地域協議会等と連携し、子育てに困難を抱える家庭を支援につなげるため、支援体制の強化に努めます。	子育て支援課
2	こども家庭センターと各種相談窓口の連携	相談内容に複合的な課題がある場合、重層的支援体制整備事業等の相談に関わる機関が連携し、複合的な課題を持つ子ども・若者や家庭からの相談を受け止め、支援につなげるとともに、声をあげにくい子ども・若者からの意見を聴く手法について検討します。	人権政策課 社会福祉課 高齢福祉課 障がい福祉課 健康づくり課 子育て支援課 保育幼稚園課 学校教育課
3	重点 要保護児童対策地域協議会の充実	地域、福祉、保健、医療、教育、警察等の関係機関による要保護児童対策地域協議会を設置し、要保護児童または要支援児童とその保護者への支援、および特定妊婦等への支援を総合的に行い、児童虐待の未然防止と早期対応に努めます。	子育て支援課
4	重点 児童虐待防止の啓発	家庭や学校、地域等の社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、オレンジリボンキャンペーン等、児童虐待防止のための広報・啓発活動に取り組んでいきます。 また、5歳児と保護者を対象に、子どもへの暴力防止プログラムを実施します。	子育て支援課
5	児童虐待の緊急対応	児童虐待の緊急対応については、子どもの命を守る視点で、一時保護や強制介入などの緊急対応を行うため、警察や彦根子ども家庭相談センターとの連携に努めます。	子育て支援課

No.	取組・事業	内容	担当課
6	DVの防止と家族への支援	配偶者等へのDVが確認された家庭に子どもがいる場合、「心理的虐待」があったと認め、児童虐待防止の観点から安全確認および家庭支援の取組を実施します。母子父子自立支援員とこども家庭支援員が連携し、子どもに与える影響を最小限にとどめるため、被害に遭遇した保護者や子どもたちのメンタルケア等必要な支援を行います。	子育て支援課
7	養育支援訪問事業の実施	子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や養育支援が必要となっている家庭に対して、こども家庭支援員や保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する具体的な指導や助言等を実施します。	健康づくり課 子育て支援課
8	新規 子育て世帯訪問支援の取組の推進	子育てなどに不安を抱える保護者からの申請に基づき家庭等を訪問し、家事・育児の支援を実施します。	子育て支援課

◆みんなの意見（アンケート・ヒアリング・ワークショップでの意見）

保護者 ・おたよりを家まで持ってきてくださり大人と話せて嬉しかったし、定期的なお宅訪問で虐待されている子の発見につながる可能性も感じた

関係団体 ・保護者が抱える困難に目を向け虐待が起きる前の予防的な対応が必要
・児童虐待は子どもを持つ親なら誰でも起こる可能性のあるものなので、子育てを一人で頑張りすぎないで相談してもらいたいことを話していくことが必要



基本施策2 子ども・若者の貧困解消に向けた取組の推進

施策の方向性

- こども家庭センターと保育所、認定こども園、学校が中心となって連携を図り、貧困等の課題を抱える子どもについて把握し、必要な支援につなげます。
- 子どもが貧困により日々の食事や学習機会に困ることがなく、また進学等をあきらめることがないように、生活支援・学習支援に取り組みます。

No.	取組・事業	内容	担当課
1	子どもの貧困についての支援体制の強化	こども家庭センターと学校等の連携により、困り感のある子どもを把握するとともに、子どもの置かれている様々な環境に働きかけをするための支援計画を作成し、適切な支援につなげるため、学校、福祉機関、医療機関、民間団体等が連携し、包括的な支援体制の強化に努めます。	子育て支援課 保育幼稚園課 学校教育課
2	重点 子どもの生活・学習支援事業の実施	生活困窮世帯の子どもやひとり親家庭の子ども等を対象に、居場所や学習機会の提供を行い、生活習慣や学習習慣の定着を支援します。	社会福祉課 子育て支援課
3	新規 重点 困り感を持った子ども等への支援	養育環境等に課題があり、家庭にも学校にも居場所のない子どもや困り感を持った子ども等を支援するため、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、食事の提供等を行う児童育成支援拠点事業を実施します。	子育て支援課
4	重点 ヤングケアラーの把握・支援	福祉、介護、保健、医療、教育等の関係者間での情報共有や連携により、ヤングケアラーの早期発見や把握に努め、必要な支援につなげます。	人権政策課 社会福祉課 高齢福祉課 障がい福祉課 健康づくり課 子育て支援課 保育幼稚園課 学校教育課

◆みんなの意見（アンケート・ヒアリング・ワークショップでの意見）

- 関係団体**
- ・ヤングケアラーの疑いのある子どもがいるが、手伝いとケアラーの境目が難しいので、学んでいきたい
 - ・貧困やヤングケアラーの問題は見えにくく、家庭の内情を正確に把握するのが難しい
 - ・修学旅行の積み立てができていなかったという相談や高校進学のコストが工面できないといった相談を受けることから、見通しを立てることが難しい保護者が一定数いる
 - ・貧困家庭の学習支援で地域の自治会館が使われていることは、地域ぐるみの支援となり素晴らしいことだと思う

基本施策3 ひとり親家庭への支援

施策の方向性

- ひとり親家庭は経済的に困難な状況に陥りやすいことから、ひとり親家庭の自立を促進し生活の安定を支えるため、経済的支援や就労支援に取り組みます。

No.	取組・事業	内容	担当課
1	経済的な安定への支援	ひとり親家庭等に対して児童扶養手当を支給し、生活の安定と自立を支援します。	子育て支援課
2	養育費確保のための支援	離婚等によって親権者でなくなった親であっても子どもの扶養義務があり、養育費を支払う義務があるとの認識を広めるとともに、養育費の重要性について周知します。 養育費の取り決めに係る公正証書の作成費用を補助することで、ひとり親家庭の養育費の確保を支援します。	子育て支援課
3	保護者の就労支援	ひとり親家庭を対象に、ハローワーク、滋賀県母子家庭等就業・自立センターと連携して、就業するまでの支援を行います。 また、就職に有利な資格を取得するために、市が指定する資格（看護師、社会福祉士等）取得のため、養成訓練機関において修業する期間の生活費として給付金を支給します。	子育て支援課
4	医療費の助成	病気やけが等で必要となる医療費について、ひとり親家庭の負担を軽減し、ひとり親家庭の健康を保持・増進するため、保険診療の医療費の全額または一部助成を行います。	市民保険課
5	母子父子自立支援員による相談の充実	母子父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭等からの様々な悩みや相談に応じ、必要な支援や福祉サービスにつなげます。	子育て支援課
6	ファミリー・サポート・センター利用料の助成	ひとり親家庭等に対して、ファミリー・サポート・センターの利用料の一部助成により、経済的な負担軽減を図ります。	子育て支援課

◆みんなの意見（アンケート・ヒアリング・ワークショップでの意見）

保護者

- ・ ひとり親で収入が足りないからと就労時間を増やし、収入が増えたら児童扶養手当が減ってしまい、子どもと一緒にいる時間や自分の時間が減っているだけで生活が楽にならない
- ・ 大人一人だと送迎が難しいので乗合タクシーまいちゃん号の母子家庭援助をお願いしたい
- ・ 母子家庭の支援は沢山あるが、父子家庭への支援はあまりないと思う

関係団体

- ・ ひとり親家庭が増えているので子どもの支援や保護者への支援が必要
- ・ ファミリー・サポート・センターはひとり親家庭への助成があり利用しやすい

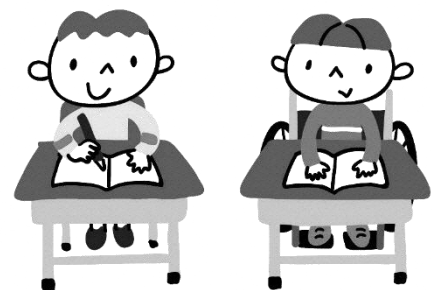
基本施策4 障がいのある子ども・若者や外国籍の子ども・若者への支援

施策の方向性

- 障がいのある子ども・若者の地域社会への参加・包容を推進し、ライフステージに応じて切れ目のない支援を受けることができるよう、体制を整備します。
- 外国にルーツを持つ子ども・若者の不安を軽減し将来に夢を持って暮らすことができるよう、保護者の生活の安定を図るとともに、日常の学校生活への支援を行います。

No.	取組・事業	内容	担当課
1	重点 発達支援ネットワークの充実	地域における障がい児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターの機能強化に努めるとともに、保育所、認定こども園、小学校、特別支援学校や関係機関との連携を図ります。 障がいのある子どもの発達支援や家族支援のほか、園や学校を巡回し、ライフステージが変わっても、発達段階、特性等に応じた支援の場が確保されるよう体制を整備します。	障がい福祉課 発達支援センター
2	発達支援センターの支援体制の充実	子どもの発達上でみられる障がいや特性については、早期発見・早期支援、学齢後期から成人期における支援、各ライフステージや移行期における切れ目のない支援、家族支援、市民の理解促進等に取り組み、支援体制の充実を図ります。	発達支援センター
3	重点 障がいのある子どもやその保護者への支援	各園の特別支援保育コーディネーターが中心となって障がいのある子どもへの支援方法を検討し、園と保護者が一体となって子どもの成長を見届けます。	保育幼稚園課
		障がいのある子どもが学校と家庭以外で過ごせる第三の場において、仲間との関わりの中で社会的経験を積み、自立や発達を促すことができるよう、放課後等デイサービスの充実を図ります。 また、青年期以降も住み慣れた家庭や地域で自立した暮らしができるよう、就労移行支援や継続支援、日中活動の場の確保など、個々の能力に応じた社会参加や生活支援策の充実に努めます。	障がい福祉課
4	医療的ケア児、重度障がい児への支援の充実	医療的ケア児や重度障がい児が利用できる放課後等デイサービスやショートステイ事業所等を確保するとともに、医療的ケア児等コーディネーターを配置し、包括的な支援の提供につなげます。	障がい福祉課
5	聞こえない子ども等への支援	聞こえない、または聞こえにくい子どもの発達を保障するため、手話を獲得および習得できる環境を整備するとともに、親子間などのコミュニケーションが十分に図れるよう、保護者および家族が手話を学ぶ環境を整えます。	障がい福祉課

No.	取組・事業	内容	担当課
6	ペアレントトレーニングの実施	障がい児の親等に対して障がいについて理解を促すとともに、子育ての悩みや不安を解消するため、児童発達支援センター等において、ペアレントトレーニングを実施します。 また、ペアレントトレーニングは生涯にわたって必要な支援であるとの認識に立ち、ペアレントメンターと併せて継続した家族支援を実施します。	障がい福祉課 発達支援センター
7	インクルーシブ教育に向けた取組の推進	障がいの有無にかかわらず、ともに教育を受けることを原則とするインクルーシブ教育の実現に向け、学校全体の障がい者に対する理解の促進、支援方法の研修等に努めるとともに、教材の工夫や施設のバリアフリー化等基礎的な環境整備を図ります。 また、重度障がい児の通学が見込まれる学校にあっては、障がいの度合いにかかわらず、ともに教育を受けることができるような支援体制を検討します。	障がい福祉課 教育総務課 教育センター
8	外国籍の保護者への子育て支援	在住外国人の子育てに対して、適切に支援ができるよう、外国語の母子健康手帳の発行など子育て情報の提供や相談体制の充実に努めます。	健康づくり課 保育幼稚園課
9	日本語教室の開催	日本語が十分に理解できない外国籍の子どもや若者等のために、日本語教室の開設や日本語指導者の充実に努めるなど支援強化に努めます。	人権政策課
10	多文化共生教育の推進	多様な文化や価値を認め尊重し、大人から子どもまで全ての人々が、異なる文化や価値観について理解を深めていけるよう、多文化共生についての教育機会を積極的に提供します。	人権政策課
11	外国人児童生徒への支援	日本語指導が必要な児童生徒が基本的な日本語コミュニケーション能力を獲得して、基礎的・基本的な学力を確実に身に付け、中学校卒業後の将来への展望をしっかりと持ち、自らの生活設計について考えることができるよう支援するため、母語支援員の派遣を実施します。	学校教育課



◆みんなの意見（アンケート・ヒアリング・ワークショップでの意見）

保護者

- ・発達障がいやグレーゾーンといわれる子どもに小学校卒業以降も継続して療育や相談などのサポートがあれば良い
- ・市内の放課後等デイサービス、成人後に受けられるサービス、就労場所をもっと拡充してほしい

関係団体

- ・障がいのある子を育てる親が相談できる場所がないため、孤立している
- ・外国籍の保護者や児童との情報共有について難しさがあり、その児童たちの学習を保障できるような制度や人員の補充が必要
- ・ご家族の障がいについての理解に温度差があるので、幼少期から家族に対する障がい理解を進められる場があると良い



第5章 子ども・子育て支援事業計画

1 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法第61条第2項に基づき、教育・保育および地域子ども・子育て支援事業について、「量の見込み」および「確保方策」を設定する単位として、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して、教育・保育提供区域を定めます。

保育需要の傾向と課題を把握し、地域の実態に応じた教育・保育提供区域の設定を行うことで、安定した教育・保育の提供と計画的な対策を講じることができることから、教育・保育事業において、「山東・伊吹地域」と「米原・近江地域」の2提供区域を設定します。

また、地域子ども・子育て支援事業については、市全体を1提供区域とします。

2 子どもの推計人口

教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の利用希望者を把握するために、人口推計を行いました。0歳から11歳の人口推計結果をみると、年々減少することが予想されており、令和11年で3,183人となる見込みです。

地域別でみると、山東・伊吹地域の方が減少率は大きくなっています。

(1) 米原市全体

単位：人

	実績値		推計値				
	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	207	212	223	222	219	217	213
1歳	244	211	218	230	229	226	223
2歳	286	246	218	227	239	239	235
3歳	273	287	252	225	234	247	246
4歳	303	279	294	259	231	240	252
5歳	312	302	282	298	263	234	244
6歳	319	314	306	288	302	268	238
7歳	338	319	318	311	293	308	272
8歳	344	336	319	320	313	297	310
9歳	346	345	338	322	322	317	299
10歳	361	348	348	344	328	328	321
11歳	352	359	350	352	346	331	330
合計	3,685	3,558	3,466	3,398	3,319	3,252	3,183

資料：実績値は住民基本台帳（各年4月1日時点）、推計値はコーホート変化率法により算出

(2) 山東・伊吹地域

単位：人

	実績値		推計値				
	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
0 歳	66	71	67	65	62	60	57
1 歳	67	70	77	72	70	67	64
2 歳	86	68	73	79	75	72	69
3 歳	110	89	69	74	80	76	73
4 歳	97	116	90	70	75	81	76
5 歳	117	98	117	91	70	75	82
6 歳	105	118	99	119	92	71	76
7 歳	134	105	120	101	120	93	72
8 歳	126	134	104	119	100	119	93
9 歳	125	127	134	105	119	100	120
10 歳	147	124	127	135	105	120	101
11 歳	136	144	123	126	133	104	119
合計	1,316	1,264	1,200	1,156	1,101	1,038	1,002

資料：実績値は住民基本台帳（各年 4 月 1 日時点）、推計値はコーホート変化率法により算出

(3) 米原・近江地域

単位：人

	実績値		推計値				
	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
0 歳	141	141	156	157	157	157	156
1 歳	177	141	141	157	159	160	159
2 歳	200	178	146	148	165	167	166
3 歳	163	198	183	151	154	172	173
4 歳	206	163	204	189	156	159	176
5 歳	195	204	165	207	193	159	162
6 歳	214	196	207	170	210	197	162
7 歳	204	214	198	211	173	215	200
8 歳	218	202	215	201	213	177	217
9 歳	221	218	204	217	203	216	179
10 歳	214	224	221	209	223	208	220
11 歳	216	215	227	226	213	227	211
合計	2,369	2,294	2,267	2,243	2,219	2,214	2,181

資料：実績値は住民基本台帳（各年 4 月 1 日時点）、推計値はコーホート変化率法により算出

3 量の見込みと提供体制

(1) 教育・保育事業

教育・保育の認定区分ごとに、計画期間における「幼児期の教育・保育の量の見込み（必要利用定員）」を設定するとともに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育の確保方策（提供体制の確保の内容および実施時期）」を定めます。

■認定区分

認定区分	定義	施設
1号認定	満3歳以上で教育認定(保育の必要性なし)を受けた子ども	認定こども園
2号認定	満3歳以上で保育の必要性ありの認定を受けた子ども	認定こども園・保育所
3号認定	満3歳未満で保育の必要性ありの認定を受けた子ども	認定こども園・保育所 ・地域型保育事業所

【量の見込みと確保方策】

① 米原市全体

	令和7年度						令和8年度					
	1号	2号		3号			1号	2号		3号		
	教育	保育必要		保育必要			教育	保育必要		保育必要		
		教育希望	保育希望					教育希望	保育希望			
	3～5歳			0歳	1歳	2歳	3～5歳			0歳	1歳	2歳
①量の見込み【人】	183	0	641	92	166	178	172	0	606	93	170	185
②確保の内容【人】	240		819	93	175	197	240		819	93	175	197
②－①	57		178	1	9	19	68		213	0	5	12

	令和9年度						令和10年度					
	1号	2号		3号			1号	2号		3号		
	教育	保育必要		保育必要			教育	保育必要		保育必要		
		教育希望	保育希望					教育希望	保育希望			
	3～5歳			0歳	1歳	2歳	3～5歳			0歳	1歳	2歳
①量の見込み【人】	160	0	564	93	174	195	159	0	559	92	172	194
②確保の内容【人】	240		819	96	181	209	240		819	96	181	209
②－①	80		255	3	7	14	81		260	4	9	15

	令和11年度					
	1号	2号		3号		
	教育	保育必要		保育必要		
		教育希望	保育希望			
	3～5歳			0歳	1歳	2歳
①量の見込み【人】	164	0	576	91	169	192
②確保の内容【人】	240		819	96	181	209
②－①	76		243	5	12	17

② 山東・伊吹地域

	令和 7 年度						令和 8 年度					
	1 号	2 号		3 号			1 号	2 号		3 号		
	教育	保育必要		保育必要			教育	保育必要		保育必要		
		教育希望	保育希望					教育希望	保育希望			
	3～5 歳			0 歳	1 歳	2 歳	3～5 歳			0 歳	1 歳	2 歳
①量の見込み【人】	66	0	210	26	53	62	56	0	178	26	50	67
②確保の内容【人】	90		267	26	55	72	90		267	26	55	72
②－①	24		57	0	2	10	34		89	0	5	5

	令和 9 年度						令和 10 年度					
	1 号	2 号		3 号			1 号	2 号		3 号		
	教育	保育必要		保育必要			教育	保育必要		保育必要		
		教育希望	保育希望					教育希望	保育希望			
	3～5 歳			0 歳	1 歳	2 歳	3～5 歳			0 歳	1 歳	2 歳
①量の見込み【人】	53	0	171	26	48	64	55	0	176	25	46	61
②確保の内容【人】	90		267	26	55	72	90		267	26	55	72
②－①	37		96	0	7	8	35		91	1	9	11

	令和 11 年度					
	1 号	2 号		3 号		
	教育	保育必要		保育必要		
		教育希望	保育希望			
	3～5 歳			0 歳	1 歳	2 歳
①量の見込み【人】	55	0	176	25	44	59
②確保の内容【人】	90		267	26	55	72
②－①	35		91	1	11	13

③ 米原・近江地域

	令和 7 年度						令和 8 年度					
	1 号	2 号		3 号			1 号	2 号		3 号		
	教育	保育必要		保育必要			教育	保育必要		保育必要		
		教育希望	保育希望					教育希望	保育希望			
	3～5 歳			0 歳	1 歳	2 歳	3～5 歳			0 歳	1 歳	2 歳
①量の見込み【人】	117	0	431	66	113	116	116	0	428	67	120	118
②確保の内容【人】	150			67	120	125	150			67	120	125
②－①	33			1	7	9	34			0	0	7

	令和 9 年度						令和 10 年度					
	1 号	2 号		3 号			1 号	2 号		3 号		
	教育	保育必要		保育必要			教育	保育必要		保育必要		
		教育希望	保育希望					教育希望	保育希望			
	3～5 歳			0 歳	1 歳	2 歳	3～5 歳			0 歳	1 歳	2 歳
①量の見込み【人】	107	0	393	67	126	131	104	0	383	67	126	133
②確保の内容【人】	150			70	126	137	150			70	126	137
②－①	43			3	0	6	46			3	0	4

	令和 11 年度					
	1 号	2 号		3 号		
	教育	保育必要		保育必要		
		教育希望	保育希望			
	3～5 歳			0 歳	1 歳	2 歳
①量の見込み【人】	109	0	400	66	125	133
②確保の内容【人】	150			70	126	137
②－①	41			4	1	4

【提供体制確保の方向性】

- 令和5年度から2提供区域に変更しており、地域の実態や保育ニーズを踏まえ、利用定員の見直しを行います。
- 3号認定について、年度途中からの入所にも対応するとともに、利用しやすい環境整備に努めます。
- 住宅開発に伴い、米原小学校区および近江地域においては、低年齢児を中心に利用希望者の増加が見込まれることから、民間事業者が行う新たな施設整備を支援するとともに、受け皿の確保に努めます。
- 人材確保について、保育士や幼稚園教諭免許の有資格者、子育て支援員等の保育人材確保策を強化するとともに、働きやすい職場に向けて労働環境の改善を図り、離職防止に取り組みます。

(2) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

事業概要	保育所等に通所していない生後6か月から満3歳未満までの未就園児を対象に、保育所等において、月一定時間までの利用可能枠の中で、就業要件にかかわらず、時間単位で利用できる事業です。適切な遊びや生活の場を与えるとともに、保護者との面談を通じて、乳幼児および保護者の心身の状況や養育環境を把握し、子育てに関する助言や情報提供等の援助を行う事業です。
------	---

【量の見込みと確保方策】

	年齢	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み【人】 (延べ利用者数)	0歳	36	47	62	78	78
	1歳	125	194	254	312	312
	2歳	96	151	211	270	258
	合計	257	392	528	660	648
確保方策【人】	0歳	231	363	396	396	396
	1歳	231	462	528	528	528
	2歳	231	462	528	528	528
	合計	693	1,287	1,452	1,452	1,452
確保方策【か所】		2	4	4	4	4

【提供体制確保の方向性】

- 令和8年度から本格実施される事業ですが、本市では、令和5年度から試行的事業を実施しています。子ども一人当たり月10時間までの預かりを行うとともに、保護者に対して面談・見学・相談等を行い、子どもの成育環境を整える支援を行います。
- 引き続き本事業のニーズを把握し、利用方法や利用時間、保育環境等について、実施施設と調整を行いながら、提供体制を整備していきます。

※令和7年度は子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として、令和8年度からは子ども・子育て支援法に基づく新たな給付事業として実施します。

(3) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て家庭を対象とする事業として、地域の実情に応じて取り組むものです。利用実績の状況等から、計画期間における「量の見込み」を設定するとともに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「確保方策」を定めます。

■地域子ども・子育て支援事業一覧

No.	事業
①	利用者支援事業【こども家庭センター型・妊婦等包括相談支援事業型】
②	延長保育事業
③	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
④	子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）
⑤	乳児家庭全戸訪問事業
⑥	養育支援訪問事業
⑦	地域子育て支援拠点事業
⑧	一時預かり事業
⑨	病児保育事業
⑩	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
⑪	妊婦健康診査事業
⑫	産後ケア事業【新規】
⑬	子育て世帯訪問支援事業【新規】
⑭	児童育成支援拠点事業【新規】
⑮	親子関係形成支援事業【新規】
⑯	実費徴収に係る補足給付事業
⑰	多様な事業者の参入促進・能力活用事業

①－１ 利用者支援事業【こども家庭センター型】

事業概要	子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供および必要に応じた相談や助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業です。 「こども家庭センター」において、これまで子育て世代包括支援センター（母子保健）と、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）が担ってきた両機能を一体的に運営し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない相談支援を行います。
------	---

【量の見込みと確保方策】

■こども家庭センター型

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み【か所】	1	1	1	1	1
確保方策【か所】	1	1	1	1	1

【提供体制確保の方向性】

○「こども家庭センター型」で実施し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない相談支援を行います。

○市内4か所の地域子育て支援センターを巡回するなど、身近な地域での支援を展開します。

①－２ 利用者支援事業【妊婦等包括相談支援事業型】

事業概要	妊産婦とその家庭が安心して出産・子育てができる環境を整えるため、妊娠届の提出時の面談、妊娠 8 か月時のアンケート、新生児訪問等を通して、一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即して必要な支援につなぐ事業です。
------	---

【量の見込みと確保方策】

■妊婦等包括相談支援事業型

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み【件】 （妊娠届出数）	223	222	219	217	213
量の見込み【回】 （1 組当たり面談回数）	2	2	2	2	2
量の見込み【回】 （延べ面談回数）	455	450	445	440	435
確保方策【回】	455	450	445	440	435

【提供体制確保の方向性】

○令和7年度から、新たに妊婦等包括相談支援事業に取り組み、こども家庭センターにおいて、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない相談支援を行います。

② 延長保育事業

事業概要	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外において、保育所や認定こども園等で保育を実施する事業です。
------	--

【量の見込みと確保方策】

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み【人】 (実利用者数)	410	403	390	387	391
確保方策【人】	450	450	450	450	450
確保方策【か所】	12	12	12	12	12

【提供体制確保の方向性】

○長時間の保育を必要としている子育て家庭を支援するため、市内 12 園全園で利用ニーズに応じた受入体制の整備に努めます。

③ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

事業概要	保護者が就労等で昼間家庭にいない児童に対し、学校の授業終了後に生活と遊びの場を提供し、児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休業期間にも実施します。
------	---

【量の見込みと確保方策】

	学年	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み【人】 (実利用者数)	1 年生	200	188	197	175	156
	2 年生	201	197	186	195	172
	3 年生	179	180	176	167	174
	4 年生	151	144	144	142	134
	5 年生	114	113	108	108	105
	6 年生	55	55	54	52	51
	合計	900	877	865	839	792
確保方策【人】	合計	950	950	950	950	950
確保方策【か所】		10	10	10	10	10

【提供体制確保の方向性】

○住宅開発に伴い、今後も利用希望者の増加が見込まれる米原小学校区および坂田小学校区においては、計画的な施設整備や修繕等を行い、受け皿の確保に努めます。

④ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）

事業概要	保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。 具体的な事業としては、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）があります。
------	--

【量の見込みと確保方策】

■ショートステイ事業

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み【人】 （延べ利用者数）	10	10	10	10	10
確保方策【人】	10	10	10	10	10
確保方策【か所】	3	3	3	3	3

【提供体制確保の方向性】

- 短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）については、近隣市の児童養護施設や里親による提供体制を確保していきます。
- 夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）については、利用ニーズに応じて提供体制の確保を図ります。
- 養育支援訪問等を通じて、利用が必要な対象者を把握し、支援につなげていきます。

⑤ 乳児家庭全戸訪問事業

事業概要	生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。
------	--

【量の見込みと確保方策】

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み【件】 （訪問世帯数）	223	222	219	217	213
確保方策【件】	223	222	219	217	213
把握率【％】	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

【提供体制確保の方向性】

- 把握率 100％を目指し、訪問が難しい家庭は、関係機関との連携により状況の把握に努めます。

⑥ 養育支援訪問事業

事業概要	養育支援が特に必要な家庭に対して居宅を訪問し、養育に関する指導や助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。
------	---

【量の見込みと確保方策】

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み【件】 (実利用世帯数)	23	23	23	23	23
確保方策【件】	23	23	23	23	23
量の見込み【回】 (延べ利用回数)	95	95	95	95	95
確保方策【回】	95	95	95	95	95

【提供体制確保の方向性】

○養育支援が必要な家庭に対して、養育に関する指導・助言等を行っていきます。

⑦ 地域子育て支援拠点事業

事業概要	乳幼児およびその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。
------	--

【量の見込みと確保方策】

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み【人】 (延べ利用者数)	6,308	6,500	6,576	6,529	6,423
確保方策【人】	12,200	12,200	12,200	12,200	12,200
確保方策【か所】	4	4	4	4	4

【提供体制確保の方向性】

○市内4か所の地域子育て支援センターにおける子育て支援の充実を図りながら、こども家庭センターと連携し、利用者へのきめ細かな子育て支援を行います。

⑧－１ 幼稚園型 一時預かり事業

事業概要	教育認定を受けた子どもについて、教育時間後や長期休業期間中も在園する認定こども園で預かる事業です。
-------------	---

【量の見込みと確保方策】

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み【人】 (延べ利用者数)	5,417	5,091	4,736	4,707	4,855
確保方策【人】	10,248	10,248	10,248	10,248	10,248
確保方策【か所】	6	6	6	6	6

【提供体制確保の方向性】

○市内認定こども園全7園中、6園で実施しており、引き続き利用ニーズに合わせて受入体制を整備します。

⑧－２ 一般型 一時預かり事業

事業概要	家庭において保育をすることが一時的に困難となった未就園児について、主として昼間に保育所、認定こども園等で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。
-------------	---

【量の見込みと確保方策】

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み【人】 (延べ利用者数)	752	739	716	710	715
確保方策【人】	3,416	3,416	3,416	3,416	3,416
確保方策【か所】	7	7	7	7	7

【提供体制確保の方向性】

○市内全 12 園中、7園で実施しており、利用ニーズに対応できるよう人材の確保に努め、受入体制を整備します。

⑨－１ 病児・病後児対応型 病児保育事業

事業概要	医療機関に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。
------	--

【量の見込みと確保方策】

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み【人】 (延べ利用者数)	252	247	241	237	232
確保方策【人】	1,464	1,464	1,464	1,464	1,464
確保方策【か所】	1	1	1	1	1

【提供体制確保の方向性】

- 共働き家庭の子ども等が病気になった時に預けることができるよう、事業を必要とする方の登録促進に向けて事業の周知に努めます。
- 生後6か月から小学校6年生までの園児または小学生を対象に、米原市地域包括医療福祉センターで実施します。

⑨－２ 体調不良児対応型 病児保育事業

事業概要	保育中に体調不良となった教育・保育認定を受けた子どもについて、保育所、認定こども園内の医務室等において一時的に預かる事業です。
------	---

【量の見込みと確保方策】

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み【人】 (延べ利用者数)	1,480	1,450	1,417	1,388	1,359
確保方策【人】	2,928	2,928	2,928	2,928	2,928
確保方策【か所】	5	5	5	5	5

【提供体制確保の方向性】

- 市内全 12 園中、5園に看護師を配置して事業を実施しており、民間園においても実施できるよう支援していきます。

⑩ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

事業概要	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡や調整等を行う事業です。
------	---

【量の見込みと確保方策】

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み【回】 （延べ援助回数）	201	207	209	211	213
確保方策【回】	201	207	209	211	213
確保方策【か所】	1	1	1	1	1

【提供体制確保の方向性】

○利用会員の多い米原・近江地域において、サポート会員を確保できるよう、周知・啓発活動など地域と連携した取組を進めます。

⑪ 妊婦健康診査事業

事業概要	妊婦の健康の保持および増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。 また、妊娠中のお母さんと赤ちゃんの健康の保持および増進を図るため、妊娠週数に応じて国が定める標準的な妊婦健康診査の費用を助成しています。
------	---

【量の見込みと確保方策】

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み【人】 （実利用者数）	233	231	228	225	222
量の見込み【回】 （延べ利用回数）	2,563	2,541	2,508	2,475	2,442
確保方策【回】	2,563	2,541	2,508	2,475	2,442

【提供体制確保の方向性】

○妊婦自身が健康管理を実践できるよう、各個人に合わせた健康教育や相談支援を行います。
必要に応じて関係機関と連携した支援を行います。

⑫ 産後ケア事業

事業概要	産後の母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み母子とその家族が、健やかな育児ができるよう支援する事業です。
------	---

【量の見込みと確保方策】

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み【人】 (延べ利用者数)	48	48	44	44	44
(内数)					
短期宿泊型	8	8	7	7	7
通所型	16	16	14	14	14
居宅訪問型	24	24	23	23	23
確保方策【人】	48	48	44	44	44
(内数)					
短期宿泊型	8	8	7	7	7
通所型	16	16	14	14	14
居宅訪問型	24	24	23	23	23

【提供体制確保の方向性】

○医療機関や助産所にて、短期入所型、通所型、居宅訪問型による産後ケア事業を実施します。
産婦の心身の負担軽減と不安解消のため、提供体制の確保に努めるとともに、適切な利用につなげます。

⑬ 子育て世帯訪問支援事業

事業概要	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児の支援を行う事業です。
------	--

【量の見込みと確保方策】

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み【人】 (延べ利用者数)	20	20	20	20	20
確保方策【人】	20	20	20	20	20

【提供体制確保の方向性】

○訪問体制を確保し、育児負担の軽減と養育環境の安定を図り、虐待防止やヤングケアラーへの支援に努めます。

⑭ 児童育成支援拠点事業

事業概要	養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じた支援を行うとともに、児童およびその家庭の状況をアセスメントし、関係機関と連携を図りながら、個々の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。
------	---

【量の見込みと確保方策】

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み【人】 (実利用者数)	20	20	20	20	20
確保方策【人】	20	20	20	20	20
確保方策【か所】	1	1	1	1	1

【提供体制確保の方向性】

○支援提供体制を確保し、困難を抱える児童への支援に取り組めます。

⑮ 親子関係形成支援事業

事業概要	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者およびその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談および助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなどの支援を行う事業です。
------	--

【提供体制確保の方向性】

○ニーズの把握に努め、必要に応じて事業の実施について検討していきます。

⑩ 実費徴収に係る補足給付事業

事業概要	全ての子どもの健やかな成長を支援するために、低所得で生計が困難である保護者の子どもが、特定教育・保育等または特定子ども・子育て支援を受けた場合に、保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部に対して給付費を支給する事業です。
------	---

【提供体制確保の方向性】

○対象となる世帯がスムーズに制度を利用することができるよう、事業の周知に努めます。

⑪ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

事業概要	地域の教育・保育事業に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援することで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る事業です。
------	--

【提供体制確保の方向性】

○新規参入事業者が事業を円滑に運営していくことができるように、情報の提供、助言その他の支援等を行っていきます。

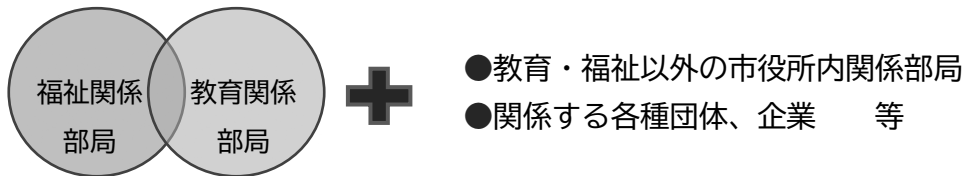
第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画は、本市の子ども・若者に関する支援策を総合的・一体的に進める計画であり、施策・事業も多様な分野にわたります。そのため、計画の推進に当たっては、庁内の子育て関連の部署だけでなく、他の部署や関係機関等と連携を図りながら、全庁的な体制により計画の推進を図ります。

また、子ども・若者に関する支援策を推進するに当たっては、行政や関係機関だけでなく、地域社会全体での取組が必要です。そのため、家庭をはじめ、教育・保育機関、学校、地域社会、各種団体、企業と連携・協力し、計画を推進します。

特に重点施策については計画の実行性を高めるために、教育と福祉の連携を主軸とした市役所内の関係部局と市役所外の機関や団体との連携による体制を構築し、着実に推進します。

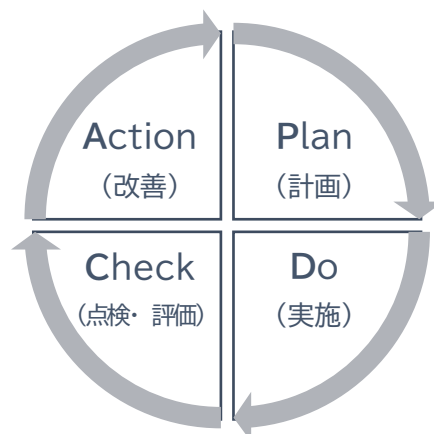


2 計画の点検・評価

本計画の着実かつ効果的な推進を図るため、計画を立て（Plan）、実施（Do）し、その進捗状況を定期的に把握し点検・評価（Check）した上で、その後の取組に反映する（Action）、PDCAサイクルの考え方に基づき、施策の実施状況や目標達成状況、今後の実施方針等を評価・検証していきます。

また、本計画は毎年、計画の進捗状況を把握し、米原市子ども・子育て審議会条例により設置された「米原市子ども・子育て審議会」に報告し、点検および評価を実施します。

なお、子ども・若者、子育て家庭を取り巻く社会状況の変化等により、必要に応じて計画期間の中間年を目安として計画の見直しを行うものとします。



資料編

1 米原市子ども・子育て審議会委員名簿

選 出 区 分	所属等	氏名	備考
有識者	岐阜聖徳学園大学 教育学部 教授	◎ 西川 正晃	
地域団体の代表	社会福祉法人 ひだまり	戸田 光子	
機関の代表	滋賀県彦根子ども家庭相談センター	田辺 善行	任期:令和5年度
		桑田 憲治	任期:令和6年度
機関の代表	米原市民生委員児童委員協議会連合会	岩崎 房子	
機関の代表	社会福祉法人 米原市社会福祉協議会	藤田 善治	
機関の代表	米原市公立園長会（米原市立まいばら認定こども園園長）	北村 きよみ	
機関の代表	米原市小中学校長会（柏原中学校校長）	宮川 敬一郎	任期:令和5年度
	米原市小中学校長会（坂田小学校校長）	山口 昌章	任期:令和6年度
機関の代表	米原市民間園（醒井保育園園長）	○ 井 量昭	
保護者	米原市PTA連絡協議会	高岡 一広	任期:令和5年度
		岩崎 里奈	任期:令和6年度
保護者	保育園保護者（米原市立おうみ認定こども園PTA）	角田 航也	令和6年11月退任
公募市民	一般公募市民	大橋 多紀子	
公募市民	一般公募市民	杉江 秀文	
市長が必要と認める者	特定非営利活動法人 就労ネットワーク 滋賀	朽木 弘寿	
市長が必要と認める者	特定非営利活動法人 Take-Liaison	北居 理恵	
市長が必要と認める者	特定非営利活動法人 わっか	青木 明香	
市長が必要と認める者	まいばら空き家対策研究会（米原市空家再生みらいづくり隊員）	浅井 茅子	

◎：会長 ○：副会長（敬称略、順不同）

※委員の任期が令和5年度、令和6年度いずれかの場合のみは備考に記載。

2 米原市子ども・子育て審議会条例

○米原市子ども・子育て審議会条例

平成 25 年 6 月 27 日

条例第 22 号

(設置)

第 1 条 米原市は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 72 条第 1 項の規定に基づき、米原市子ども・子育て審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法第 72 条第 1 項各号に規定する事務に関すること。
- (2) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 34 条の 15 第 4 項の規定に基づく家庭的保育事業等および乳児等通園支援事業の認可に関して協議すること。
- (3) 米原市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例(平成 26 年米原市条例第 67 号)第 3 条第 3 項および米原市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例(平成 26 年米原市条例第 69 号)第 4 条第 1 項の規定に基づく意見に関すること。

- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援施策の推進に関し必要な事項

2 審議会は、前項に掲げる事項について、必要に応じて市長に意見をすることができる。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 16 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、または任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 子どもの福祉および教育に関わる地域団体の代表者
- (3) 子どもの福祉および教育に関わる機関の代表者
- (4) 子どもの保護者
- (5) 公募による市民
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱または任命の日から当該委嘱または任命の日の属する年度の翌年度の 3 月 31 日までとし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第5条 審議会に、会長および副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見または説明を聴くことができる。

(部会)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 第3条第2項に規定する委嘱後初めて開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

付 則(平成27年3月24日条例第13号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

付 則(令和5年3月23日条例第12号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、施行の日の前日までに委嘱または任命された者に係る委員の任期については、改正後の米原市子ども・子育て審議会条例第4条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 諮問・答申

(1) 諮問

米 子 支 第 3 9 4 号
令和 5 年(2023 年)10 月 20 日

米原市子ども・子育て審議会会長 様

米 原 市 長 平 尾 道 雄

諮 問 書

米原市子ども・子育て審議会条例第 2 条の規定に基づき、次の事項について米原市子ども・子育て審議会に諮問いたします。

記

諮問事項

米原市こども計画（令和 7 年度から令和 11 年度まで）の策定について

答申を希望する時期

令和 7 年 3 月頃

諮問理由

米原市では、子ども・子育て支援法に基づき、平成 27 年 3 月に「米原市子ども・子育て支援事業計画」を、令和 2 年 3 月に令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間を計画期間とする「第 2 期米原市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもの健やかな育ちと子育てを地域全体で支援する環境を整備することを目的に様々な施策を展開しています。

しかしながら、子どもを取り巻く環境は大変厳しく、子どもたちが当然得られるべき食事や育ち、学習、居場所などについて十分な提供を受けられない子どもが存在し、目に見えない格差の拡大や生きづらい社会が現実となっています。

こうした中、令和 5 年 4 月にこども基本法が施行され、市町村においてこども計画を策定することを努力義務とされました。この計画は、第 3 期子ども・子育て支援事業計画に加えて、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」および子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策計画」を包括するものとなります。

今回、こども基本法に基づく計画を「米原市こども計画」とし、同計画を策定するに当たり、児童福祉や教育をはじめとした広範な分野で御審議いただきたく、米原市子ども・子育て審議会に対し、諮問いたします。

(2) 答申

令和 7 年(2025 年) 3 月 21 日

米 原 市 長 角 田 航 也 様

米原市子ども・子育て審議会
会 長 西 川 正 晃

米原市こども計画の策定について（答申）

令和 5 年 10 月 20 日付け米子支第 394 号で当審議会に対して諮問のありました標記の件について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり米原市こども計画（案）を取りまとめましたので、関係資料を添えて答申します。

答申に当たって

米原市子ども・子育て審議会（以下「審議会」という。）は、令和5年10月20日に市長から諮問を受け、「米原市こども計画」（以下「計画」という。）の策定に取り組んできました。

延べ7回にわたる審議会では、子ども・若者自身や保護者へのアンケート調査、関係団体ヒアリング調査、ワークショップ等で出された多くの御意見を参考に、計画策定に向けて、審議会委員がそれぞれの立場や視点から意見を出し合いました。特に、子どもの権利についての基本的な考え方や、子ども・若者や子育て家庭が抱える様々な課題への対応等について、慎重に審議を重ねました。

策定にかかる調査結果等をみると、核家族化や共働き世帯の増加、地域社会とのつながりの希薄化等により、子育て家庭が孤立しやすくなっている中、子育てに不安を抱える保護者が増加しています。また、不登校や貧困等といった多様かつ複雑な課題を抱える子ども・若者や子育て家庭がこれまで以上に増加しています。これらのことから、多様な体験機会や学習機会の提供、落ち着いて過ごせる居場所等の確保などの支援が必要となっています。

さらに、本市においても出生数の減少が予想を上回る速度で進行しており、地域に子どもがいない、集団活動や子ども同士でふれあう機会がないといった問題も顕在化しています。

こうしたことから、審議会では、全ての子ども・若者が幸せに暮らし、子育て家庭が子育てに希望を持てるまちづくりに向け、子ども・若者の意見を尊重し、子どもの幸せを第一に考えた取組を地域社会全体で進めていくことが大切であると考えました。

このようなまちにするため、基本理念「夢育み 笑顔あふれる米原市 〜子ども・若者とともに光るまち〜」と4つの基本目標に基づき、全ての子ども・若者の権利の保障や居場所づくり、子どもの成長に合わせたライフステージごとの取組、子育て家庭への包括的な支援、困難を抱える子ども・若者や子育て家庭への支援の視点で、基本施策、個別の取組・事業をそれぞれ関連付けて整理し、計画に盛り込みました。また、実効性のある計画とするため、4つの重点施策を設定し、子ども・若者の権利の保障、子ども・若者の居場所づくり、子育て家庭に寄り添った支援、困難を抱える子ども・若者や子育て家庭への支援などを重点的に取り組むこととしています。

計画の推進に当たっては、家庭、地域、学校（園）、企業、行政等がそれぞれの役割を果たし、互いに連携し、協力することが重要です。誰もが子どもの権利について理解し、子どもの健やかな育ちを地域社会の喜びとして、子ども・若者や子育て家庭が地域社会のまんなかで安心して暮らせるまちとなることを願望し、答申といたします。

4 計画の策定経過

内容	年月日	概要
第1回 子ども・子育て審議会	令和5年 10月20日	○市長から審議会会長への諮問 ○米原市子ども・子育て審議会および米原市の子ども・子育て支援の状況について ○米原市こども計画の概要および策定スケジュールについて ○第2期米原市子ども・子育て支援事業計画における量の見込みと提供体制の令和4年度実施状況について ○令和4年度 第2期米原市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について ○未就園児の定期的な預かりモデル事業について
第2回 子ども・子育て審議会	令和5年 12月4日	○米原市こども計画策定に係るアンケート調査の調査項目について ○未就園児の定期的な預かりモデル事業について
アンケート調査	令和6年 2月6日 ～2月29日	○米原市こども計画策定に係るアンケート調査の実施
第3回 子ども・子育て審議会	令和6年 3月28日	○令和6年度における特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の利用予定者数について ○令和6年度における放課後児童クラブの利用予定者数について ○未就園児の定期的な預かりモデル事業の成果報告について ○米原市こども計画策定に伴うアンケートの速報について
第4回 子ども・子育て審議会	令和6年 7月18日	○米原市こども計画策定に係るアンケート結果報告書について ○米原市こども計画策定スケジュールについて ○第2期米原市子ども・子育て支援事業計画における量の見込みと提供体制の令和5年度実施状況について ○令和5年度 第2期米原市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について ○こども誰でも通園制度試行的事業について
関係団体 ヒアリング調査	令和6年 6月6日 ～7月31日	○米原市内で活動する子育て・教育関係団体へのヒアリング調査の実施
子ども ヒアリング調査	令和6年 7月2日 ～7月31日	○米原市内の中学校生徒会の生徒へのヒアリング調査の実施
子ども ワークショップ	令和6年 8月22日	○放課後児童クラブに通っている子どものワークショップの実施

内容	年月日	概要
第5回 子ども・子育て審議会	令和6年 10月4日	○米原市子ども条例について ○米原市こども計画策定に係る意見聴取結果について ○米原市子ども計画（骨子案）について
子どもヒアリング調査	令和6年 10月28日	○居場所に通っている子どもへのヒアリング調査の実施
第6回 子ども・子育て審議会	令和6年 12月13日	○米原市こども計画（素案）について 第3章 計画の基本的な考え方 第4章 施策の展開 第5章 子ども・子育て支援事業計画 第6章 計画の推進
市民意見の募集	令和7年 1月16日 ～2月16日	○米原市こども計画（案）に対する市民意見の募集（パブリックコメントの実施）
第7回 子ども・子育て審議会	令和7年 3月18日	○パブリックコメントの結果について ○米原市こども計画（案）について ○令和7年度における特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の利用予定者数について ○令和7年度における放課後児童クラブの利用予定者数について ○こども誰でも通園制度の実施について
答申	令和7年 3月21日	○審議会会長から市長へ答申

5 参考資料

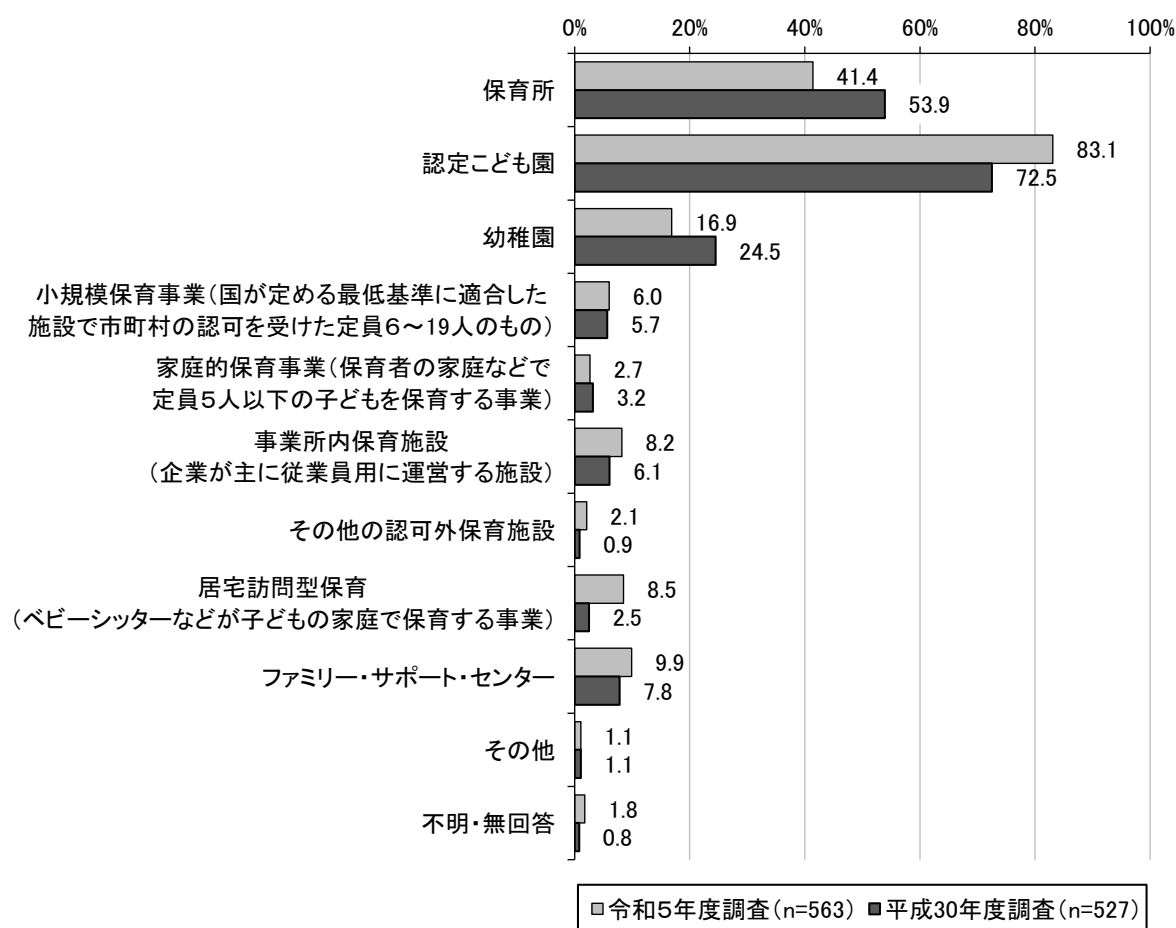
(1) 就学前保護者・小学生保護者向けニーズ調査結果

教育・保育事業や子育て支援事業の利用状況・ニーズなどを把握するために、就学前子ども・小学生児童の保護者を対象に、アンケート調査を実施しました。ここでは、設問の一部について掲載します。

① 平日の定期的な教育・保育事業の利用ニーズについて

現在、利用している、利用していないにかかわらず、お子さんの平日の教育・保育事業として、「定期的に」利用したいと考える事業をお答えください。

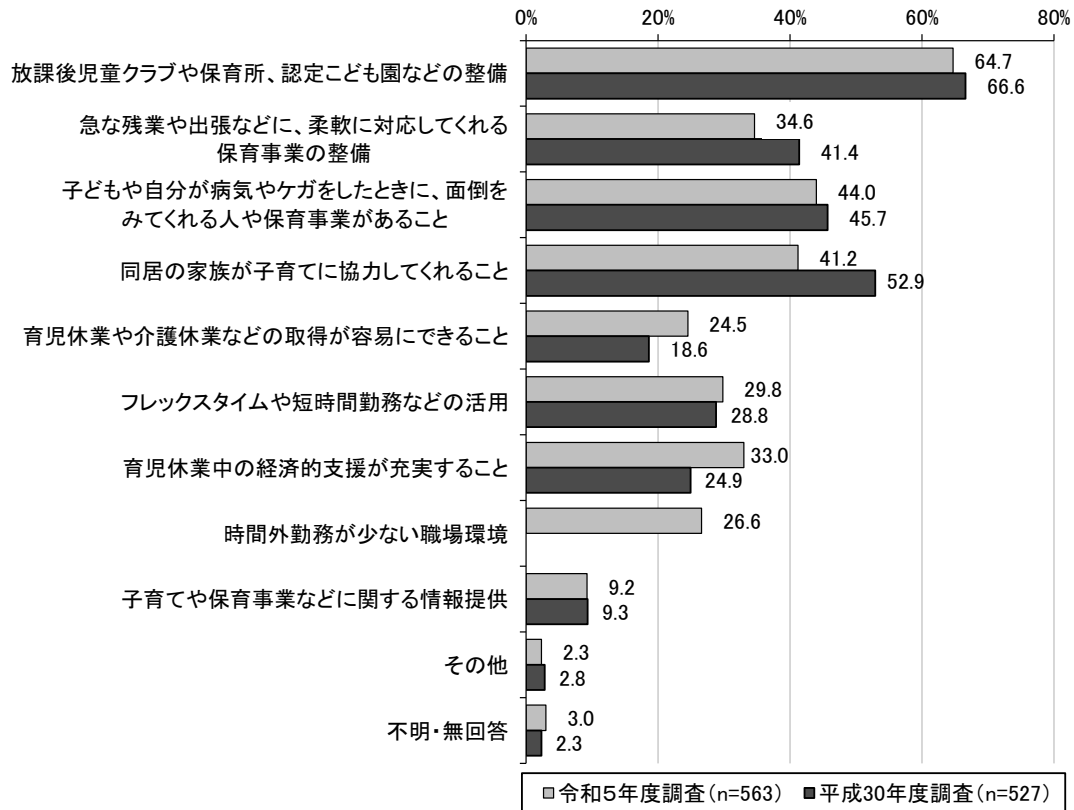
■就学前保護者



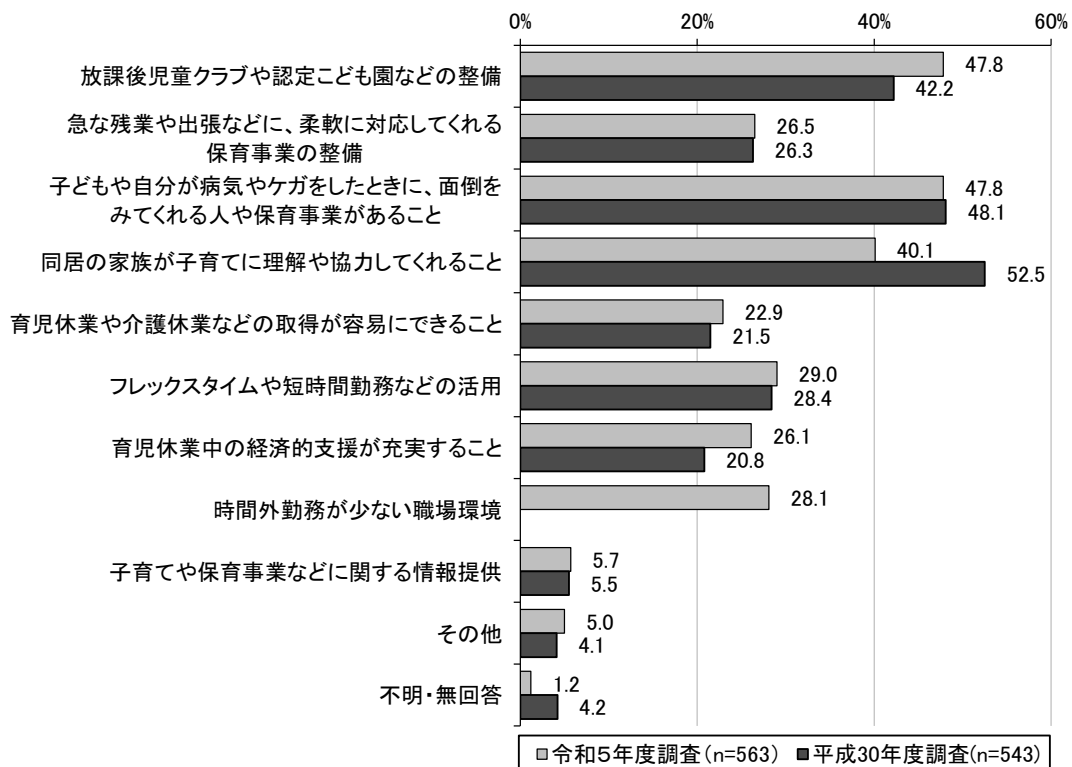
② 仕事と子育ての両立について

仕事と子育てを両立する上で必要だと思うことは何ですか。

■就学前保護者



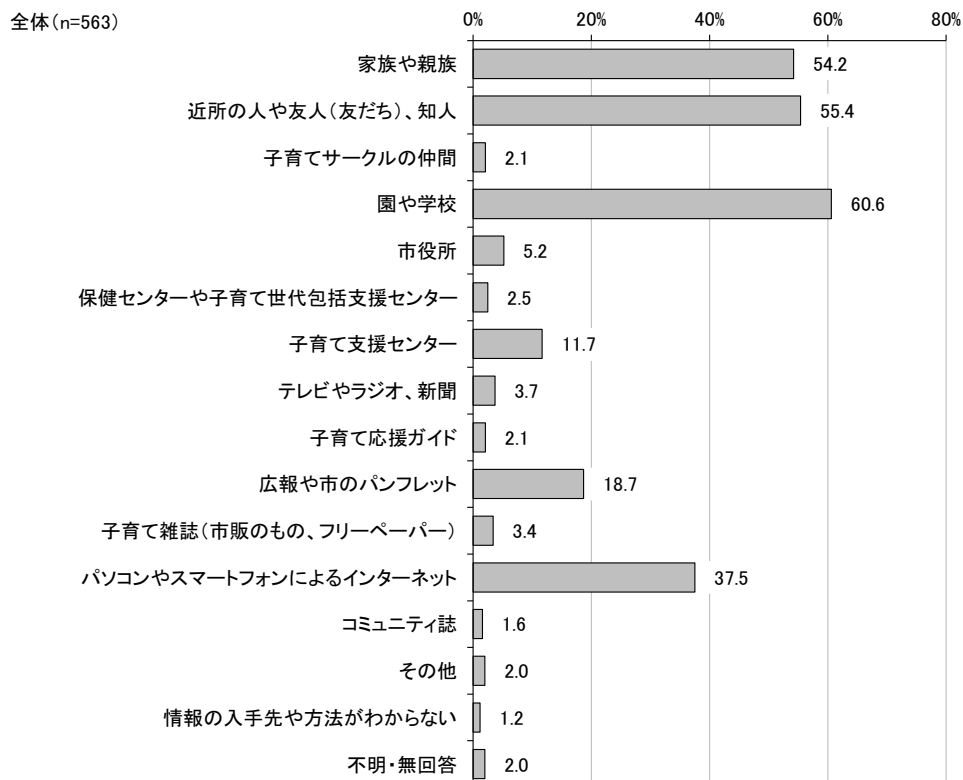
■小学生保護者



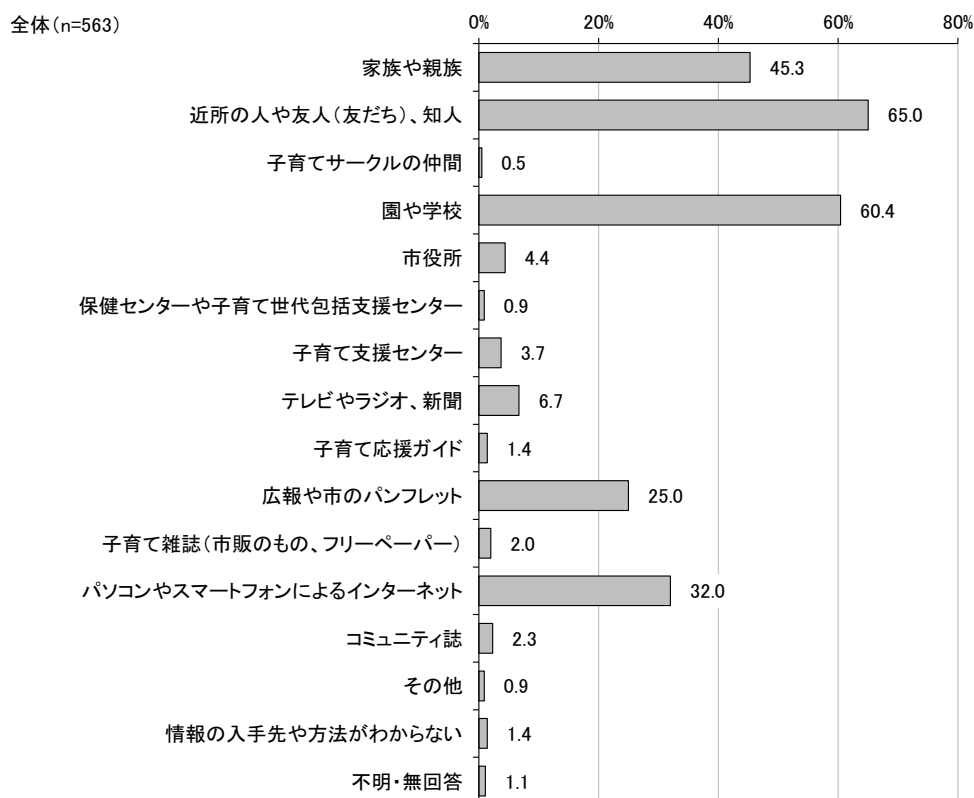
③ 子どもの育ちをめぐる環境などについて

あなたは、子育てに関する情報を主にどこから（または、誰から）入手していますか。

■就学前保護者

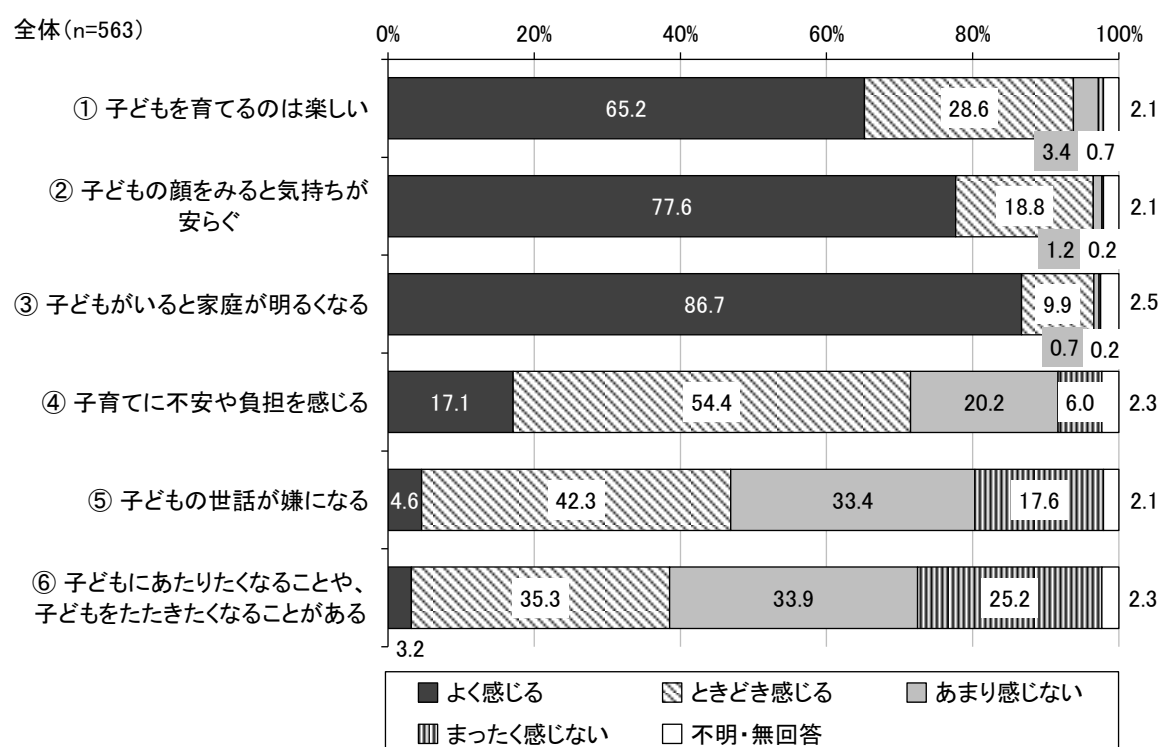


■小学生保護者

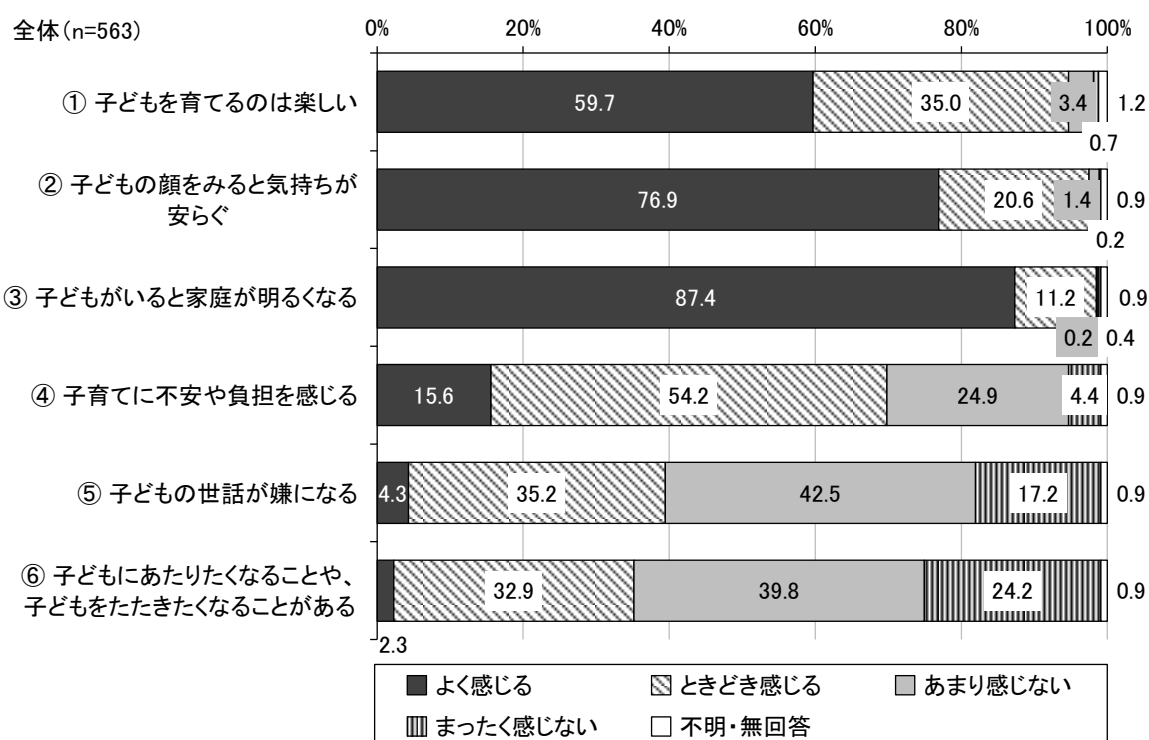


子育てをしていて、次のようなことを感じますか。

■就学前保護者

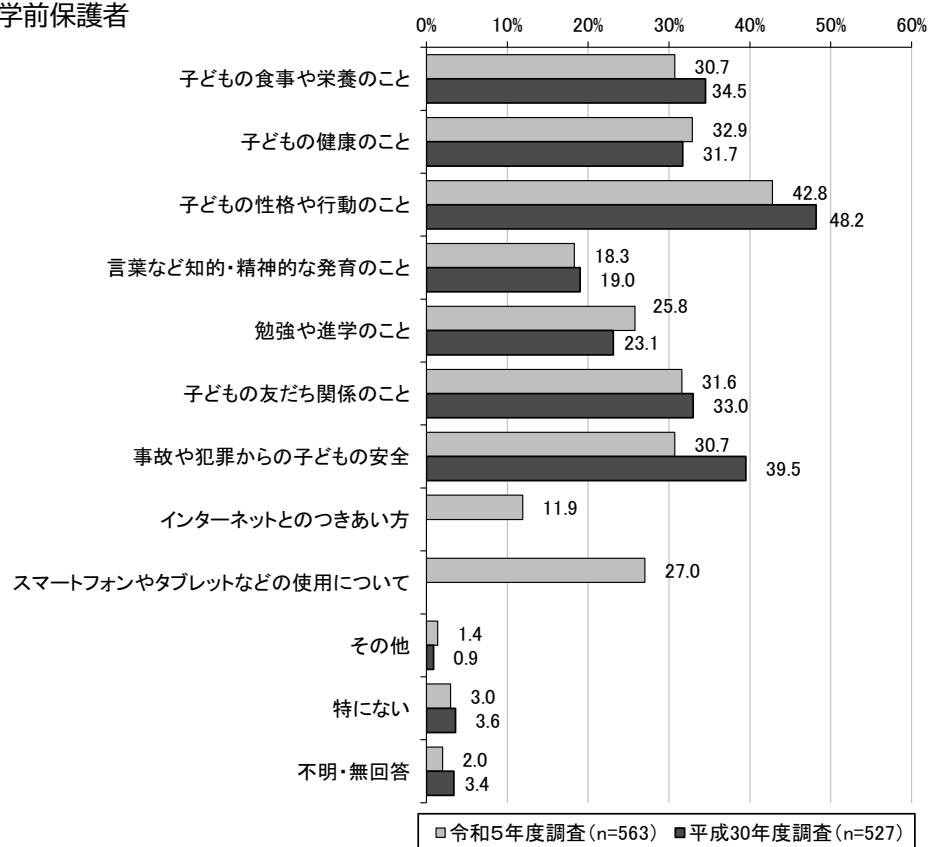


■小学生保護者

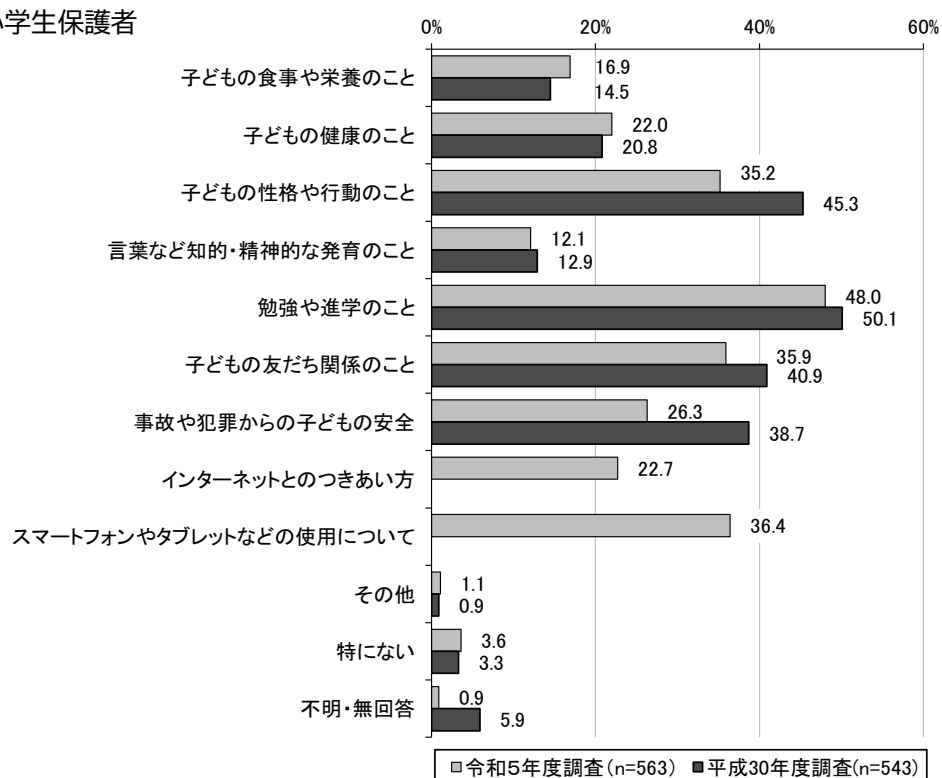


子育てに関して、子どものことについて、どのような不安や悩みがありますか。

■就学前保護者



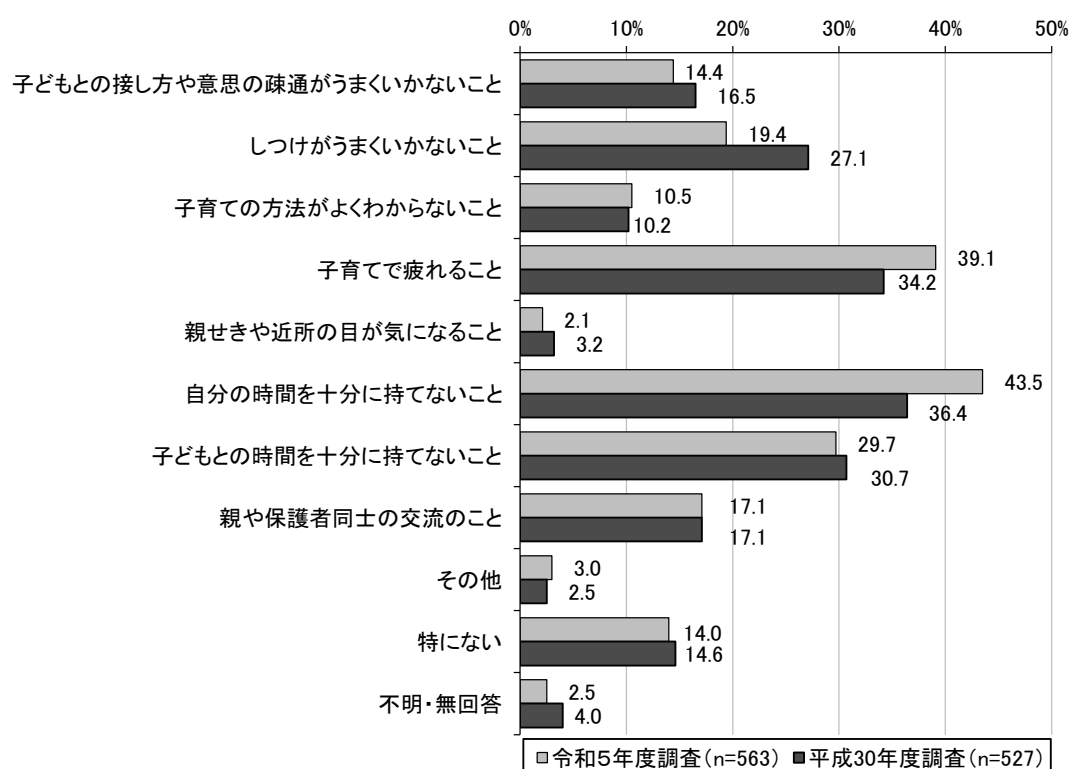
■小学生保護者



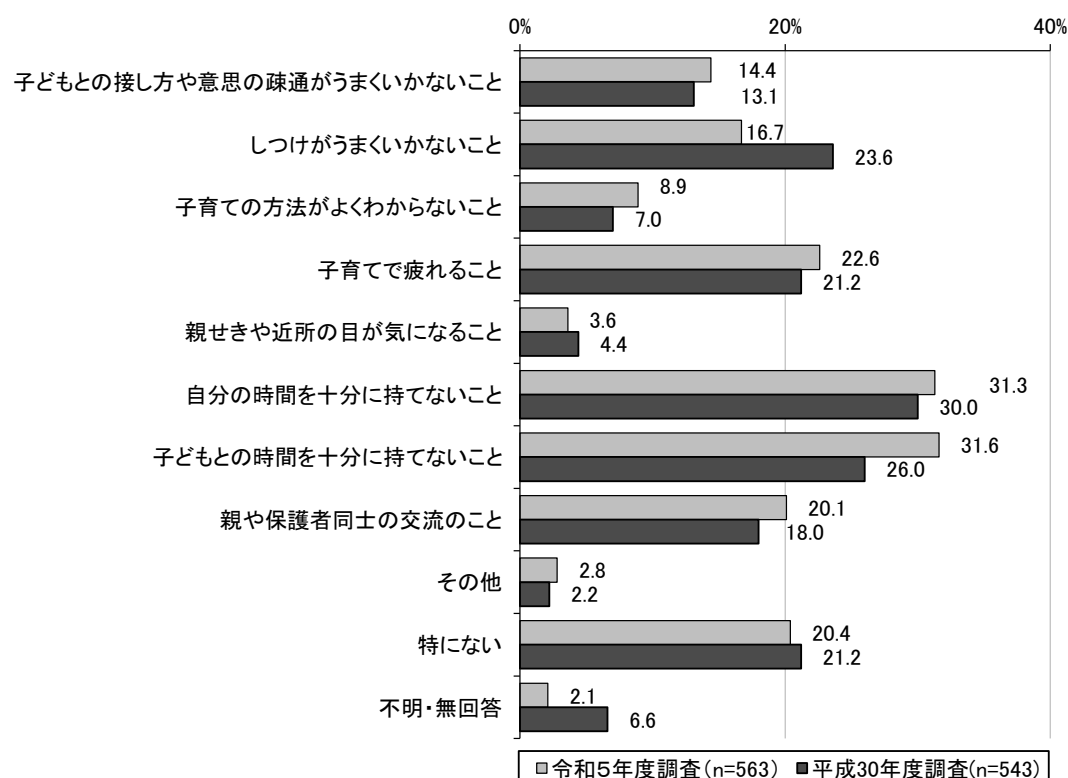
※前回調査では「インターネットとのつきあい方」「スマートフォンやタブレットなどの使用について」の選択肢はありません。

子育てに関して、自分のことについて、どのような不安や悩みがありますか。

■就学前保護者



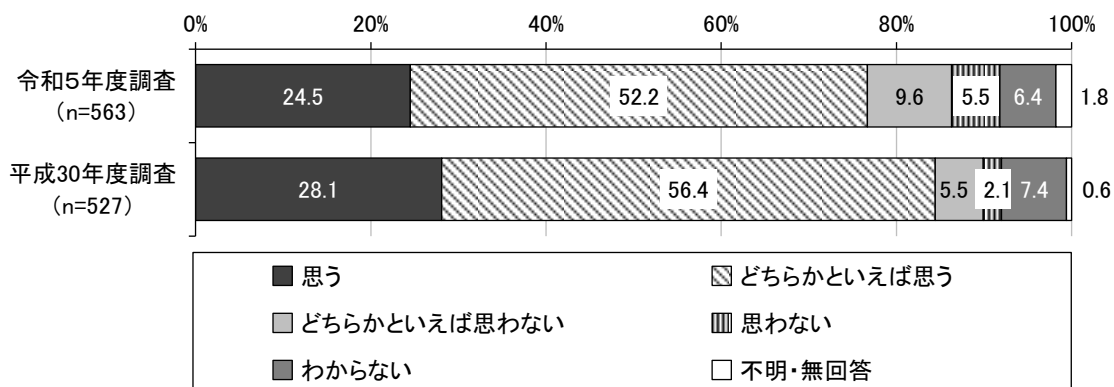
■小学生保護者



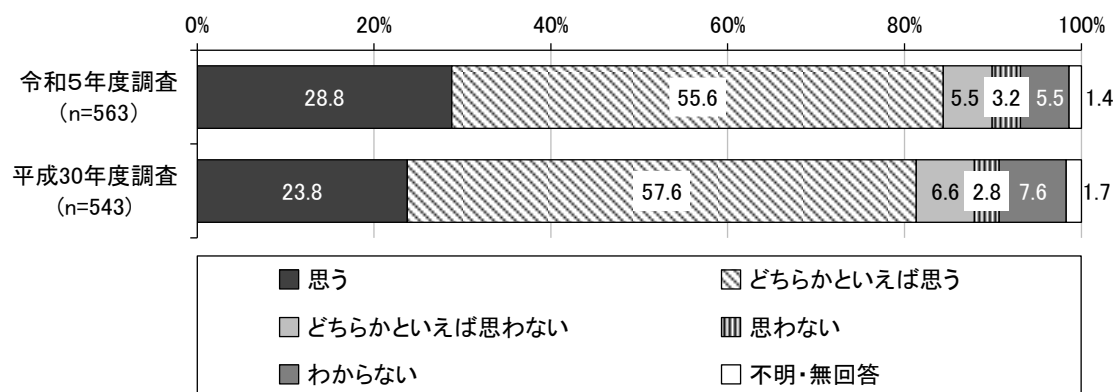
④ これからの子ども・子育て支援全般について

あなたは、米原市が子育てしやすいまちだと思いますか。

■就学前保護者

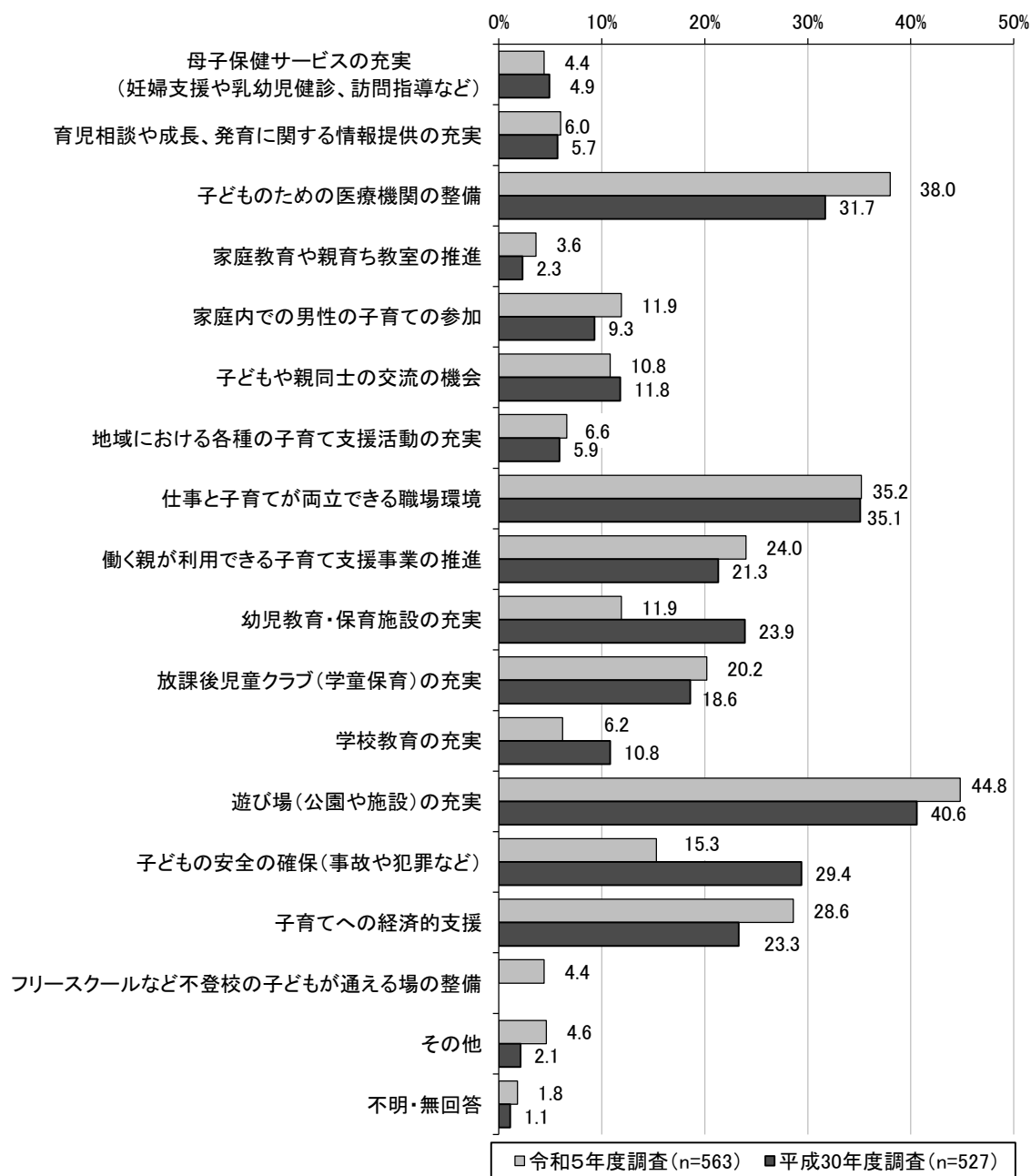


■小学生保護者

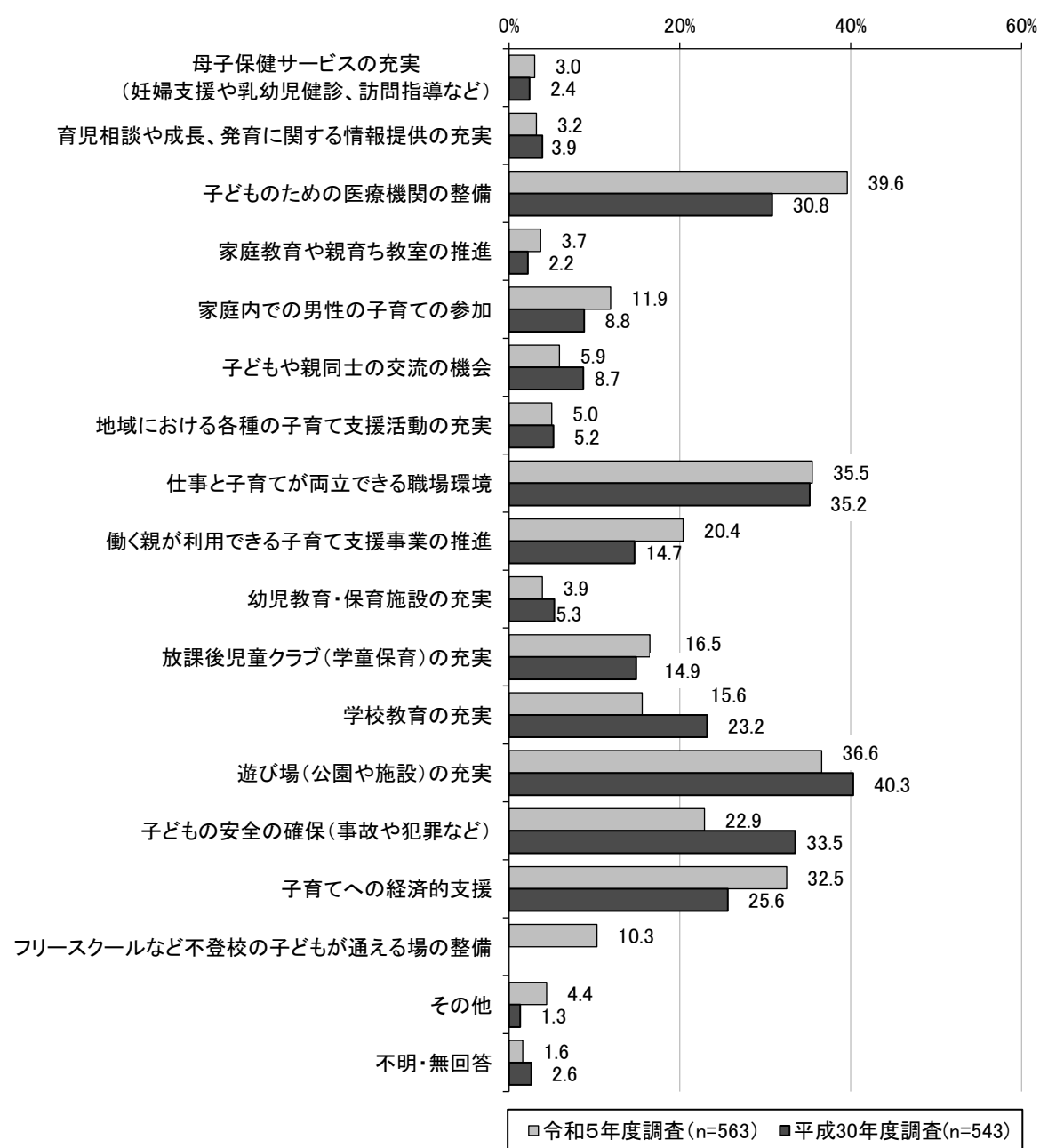


米原市が、今よりもっと子育てしやすいまちとなるためにはどのようなことが重要だと思いますか。

■就学前保護者

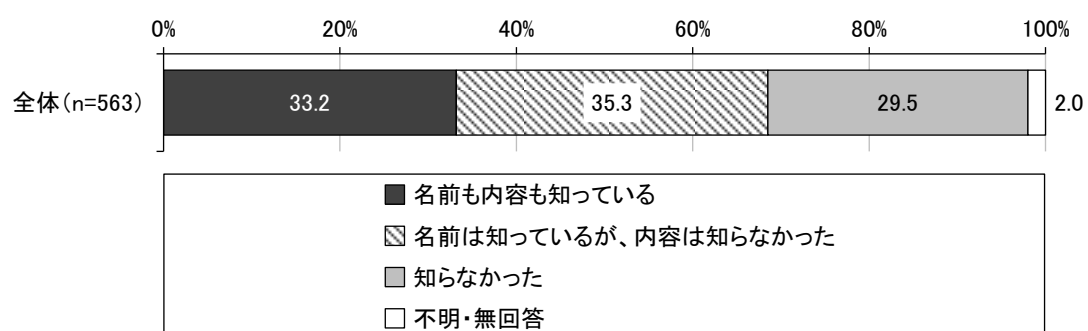


■小学生保護者

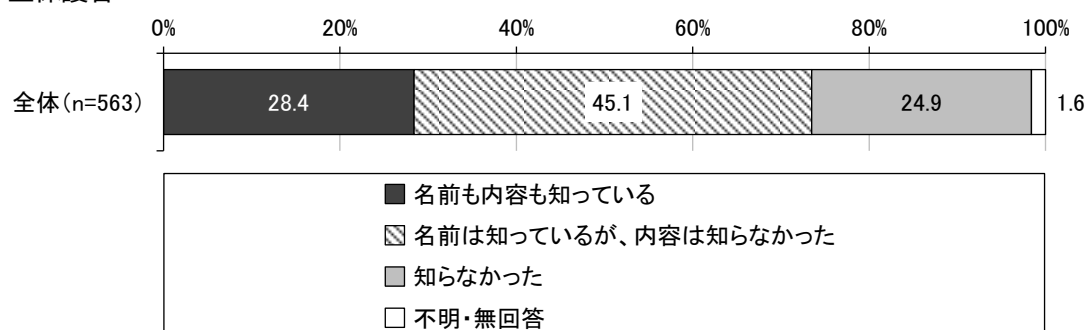


あなたは、『子どもの権利』を知っていますか。

■就学前保護者



■小学生保護者



(2) 子どもの生活に関する実態調査結果

子どもの生活に関する実態を把握するために、小学5年生・中学2年生の児童生徒全員とその保護者全員にアンケート調査を実施しました。ここでは、設問の一部について掲載します。

① 子育てや教育などについて

お子さんが落ち着いて勉強できる環境がありますか。

■小5・中2の保護者（所得段階別）

単位：％	あ る	な い	不 明 ・ 無 回 答
全体(n=395)	92.2	6.8	1.0
所得段階Ⅰ(n=182)	95.6	3.8	0.5
所得段階Ⅱ(n=141)	90.1	9.2	0.7
所得段階Ⅲ(n=29)	86.2	13.8	0.0

お子さんは将来、どの学校まで進学すると思いますか。

■小5・中2の保護者（所得段階別）

単位：％	中 学 校 ま で	高 校 ま で	専 門 学 校 ま で	5 年 制 の 高 等 専 門 学 校 ま で	短 大 ま で	大 学 ま で	大 学 院 ま で	そ の 他	ま だ わ か ら な い	不 明 ・ 無 回 答
全体(n=395)	0.0	13.9	12.4	0.5	2.8	43.0	0.5	0.8	25.8	0.3
所得段階Ⅰ(n=182)	0.0	11.5	11.0	0.5	0.5	49.5	0.0	0.5	26.4	0.0
所得段階Ⅱ(n=141)	0.0	13.5	13.5	0.7	4.3	43.3	0.7	1.4	22.7	0.0
所得段階Ⅲ(n=29)	0.0	17.2	24.1	0.0	10.3	20.7	0.0	0.0	27.6	0.0

※所得段階については、年間収入に関する回答の中央値をその世帯の収入とし、同居家族の人数で調整した値を「等価世帯収入」と定義し、回答者全体の等価世帯収入を「所得段階Ⅰ（中央値以上）」「所得段階Ⅱ（中央値未満、中央値の2分の1）」「所得段階Ⅲ（中央値の2分の1未満）」と区分しています。なお、本調査においては、中央値が290.7万円、中央値の2分の1は145.3万円となりました。

お子さんの教育にかかる費用で、負担が大きいと感じるものはありますか。

■小5・中2の保護者（所得段階別）

単位：%	学級徴収金（学級費など）	学用品費	学校給食費	修学旅行費	クラブ（部）活動費	習い事にかかる費用（学習塾以外）	学校外の教育費（塾代、家庭教師や通信教育にかかる費用）	その他	負担が大きいと感じているもの	不明・無回答
全体(n=395)	9.6	20.5	15.7	23.8	12.4	31.6	46.6	4.1	17.0	1.5
所得段階Ⅰ(n=182)	9.9	18.1	15.4	18.1	11.5	33.5	47.3	3.8	17.0	1.6
所得段階Ⅱ(n=141)	9.2	22.0	17.7	28.4	14.2	30.5	47.5	2.8	16.3	0.7
所得段階Ⅲ(n=29)	17.2	27.6	10.3	31.0	20.7	31.0	41.4	6.9	10.3	0.0

あなたには、子育てなどに関する悩みはありますか。

■小5・中2の保護者（所得段階別）

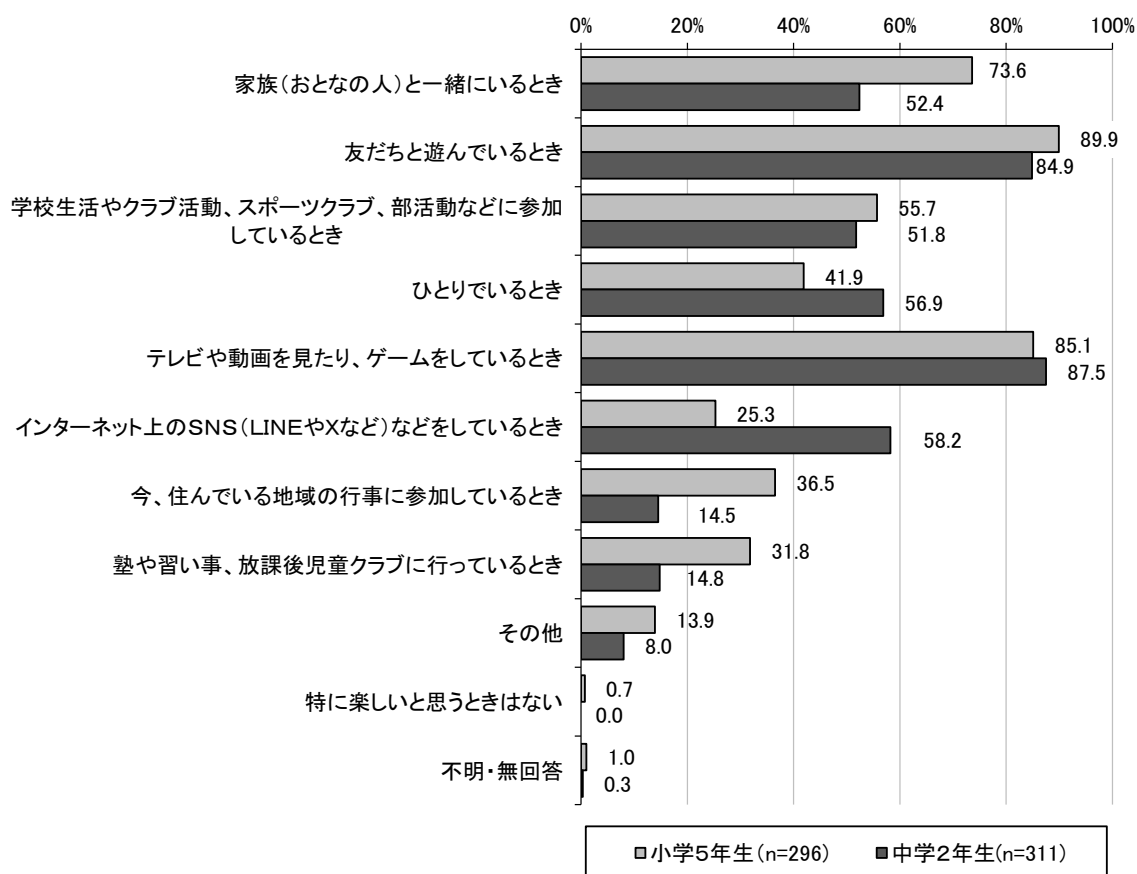
単位：%	自分の時間が減った	疲労やストレス	家事や育児と仕事との両立	経済的負担	しつけや子どもとの接し方	子どもの学校生活のこと	子どもの勉強や受験、進路のこと	子どもの学習塾や習い事のこと
全体(n=395)	12.9	25.8	33.2	39.7	34.7	25.3	55.9	16.7
所得段階Ⅰ(n=182)	13.7	27.5	38.5	34.1	37.4	25.8	60.4	19.8
所得段階Ⅱ(n=141)	12.1	22.7	29.1	48.2	30.5	24.8	55.3	12.1
所得段階Ⅲ(n=29)	6.9	20.7	20.7	51.7	20.7	17.2	37.9	20.7

単位：%	子どもの健康や発育のこと	子どもの食事や栄養管理のこと	子どもの性や恋愛のこと	子どもなどのインターネット（SNSなど）の利用のこと	その他	特になし	不明・無回答
全体(n=395)	22.0	14.4	9.9	49.4	1.5	5.3	1.8
所得段階Ⅰ(n=182)	20.3	15.9	11.5	53.3	1.1	4.9	1.1
所得段階Ⅱ(n=141)	24.1	16.3	8.5	46.8	2.8	3.5	2.1
所得段階Ⅲ(n=29)	17.2	10.3	10.3	48.3	0.0	6.9	0.0

② 子ども自身のことや生活について

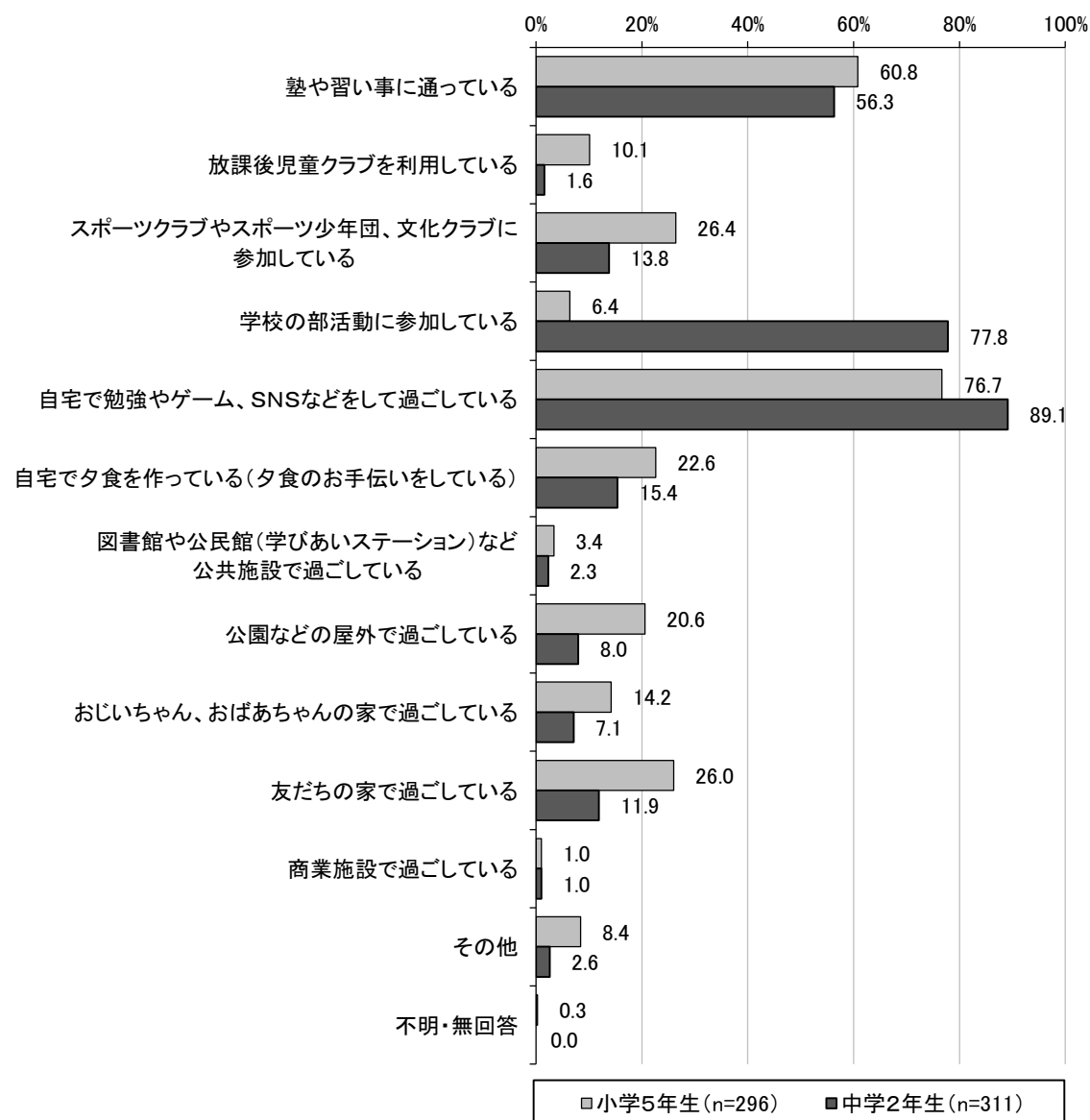
毎日の生活で、どのようなときに楽しいと思いますか。

■小5・中2の児童生徒



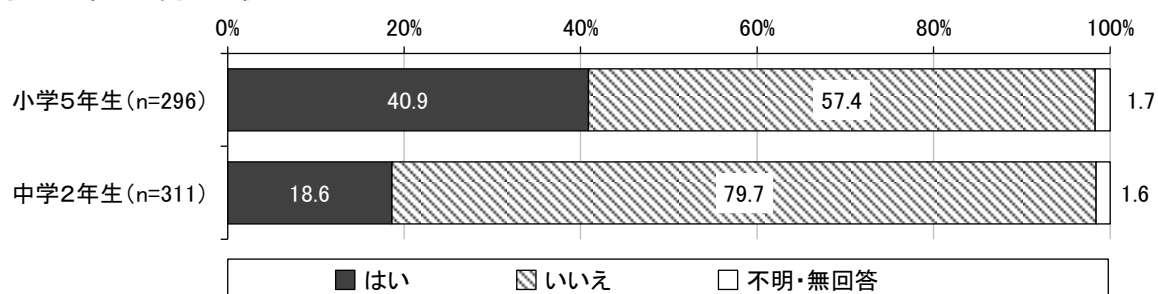
あなたは、放課後（平日の授業終了後）に何をして過ごしていますか。週1回以上している過ごし方を選んでください。

■小5・中2の児童生徒



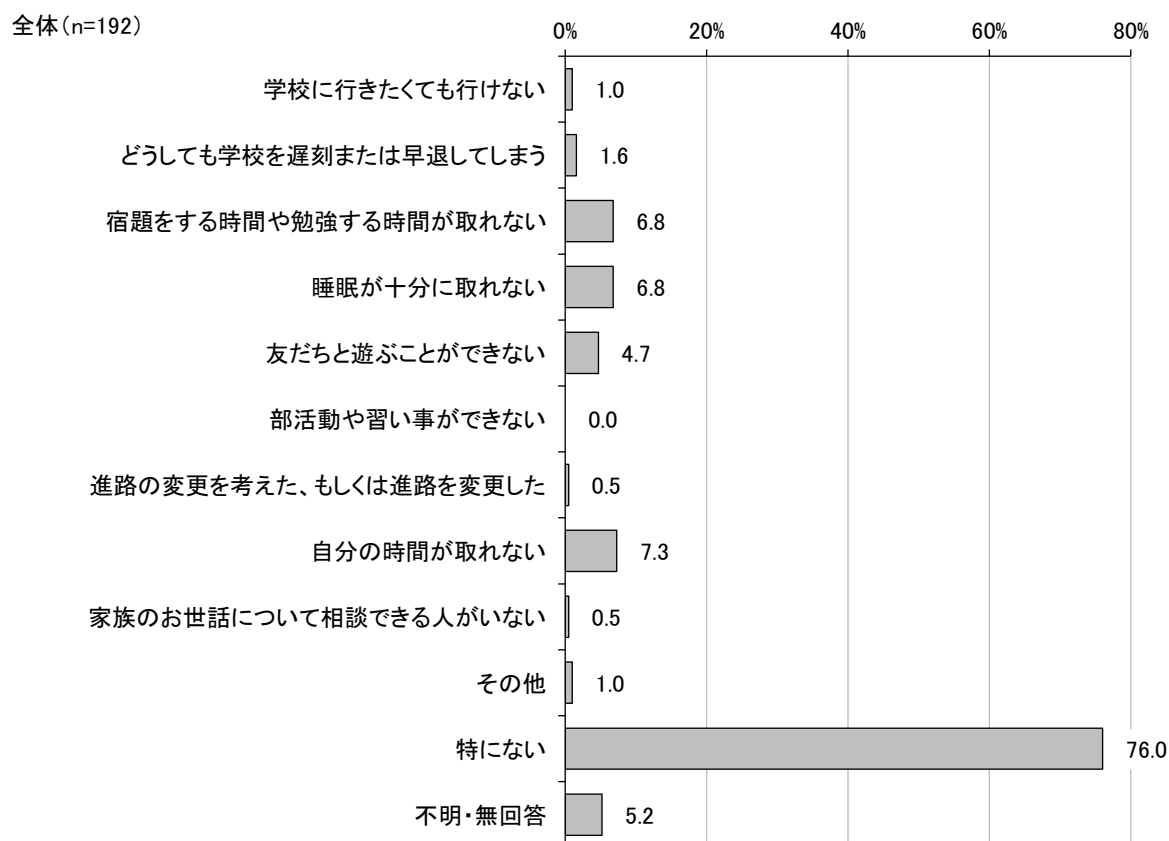
家族の中に、あなたが主に家事やお世話をしている人はいますか。

■小5・中2の児童生徒



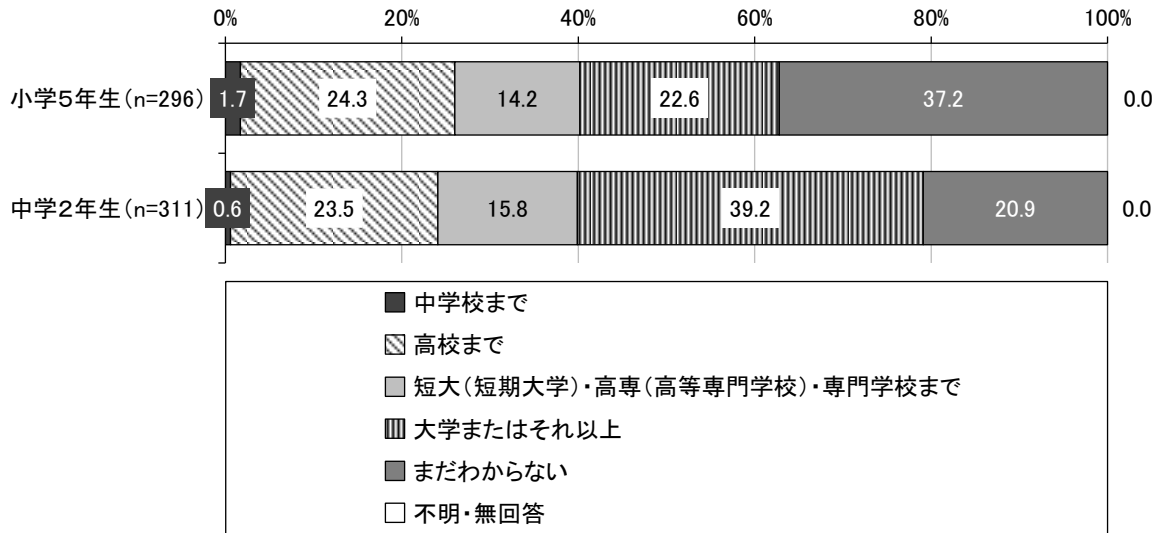
お世話をしていることで、以下のようなことはありますか。

■小5・中2の児童生徒



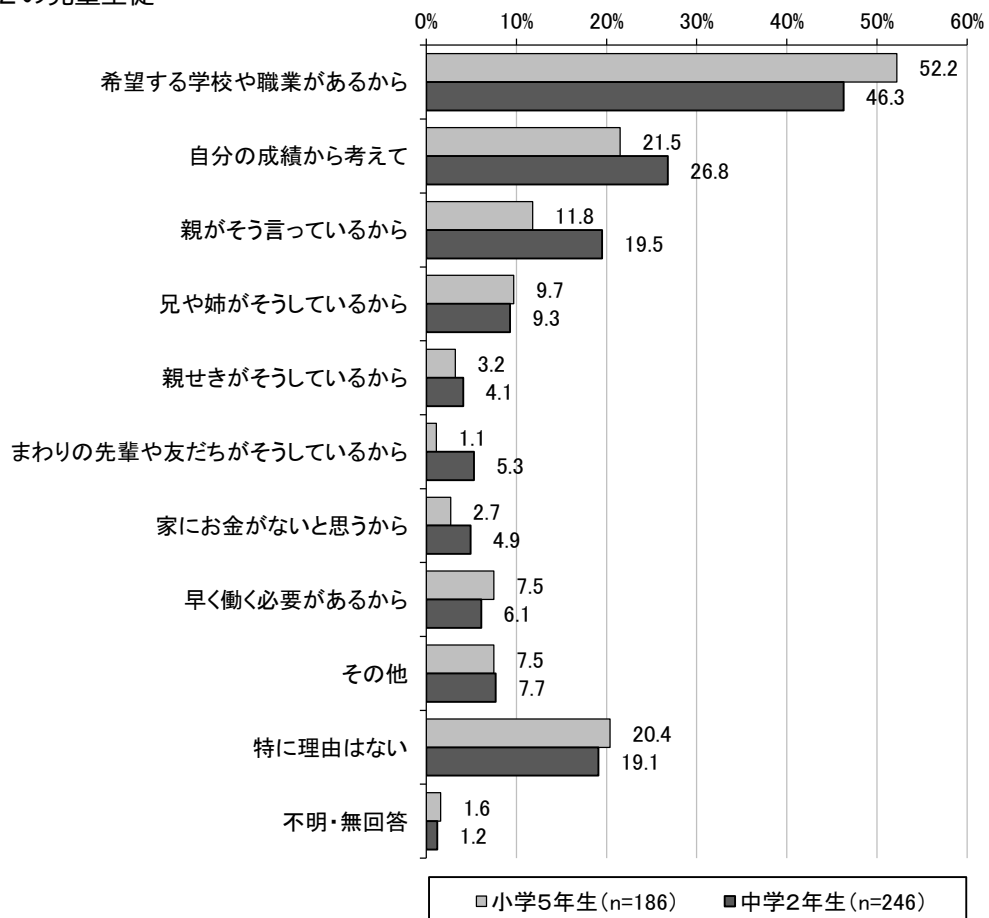
あなたは、将来、どの段階まで進学したいですか。

■小5・中2の児童生徒



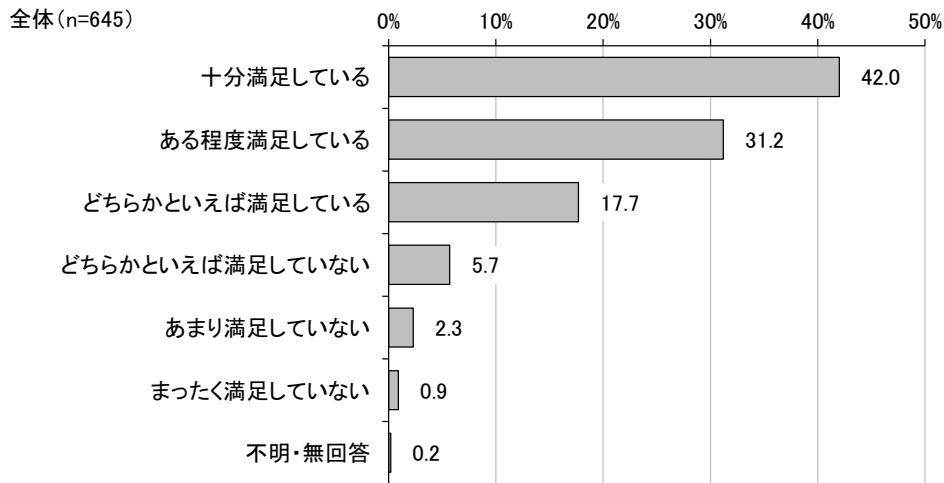
(進学先について) その理由を教えてください。

■小5・中2の児童生徒



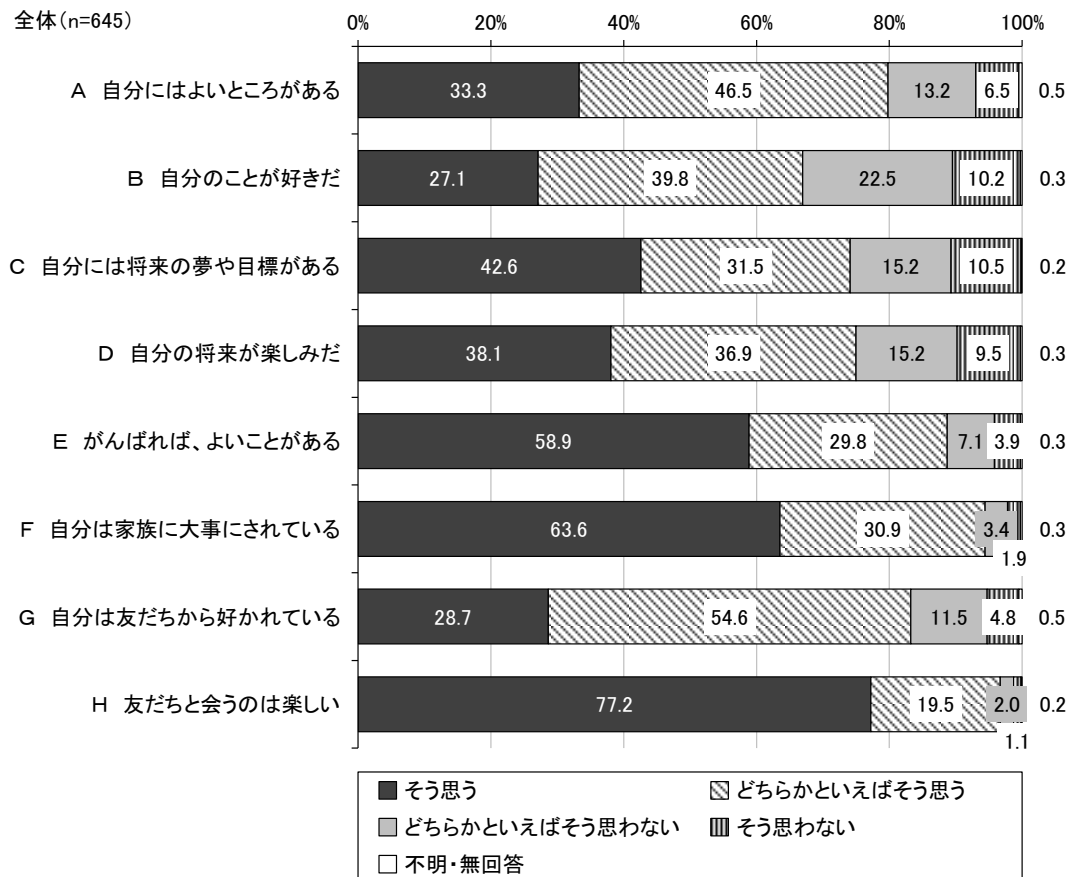
あなたは、最近の生活に、どのくらい満足していますか。

■小5・中2の児童生徒



あなたの思いや気持ちについて、もっとも近いものを教えてください。

■小5・中2の児童生徒



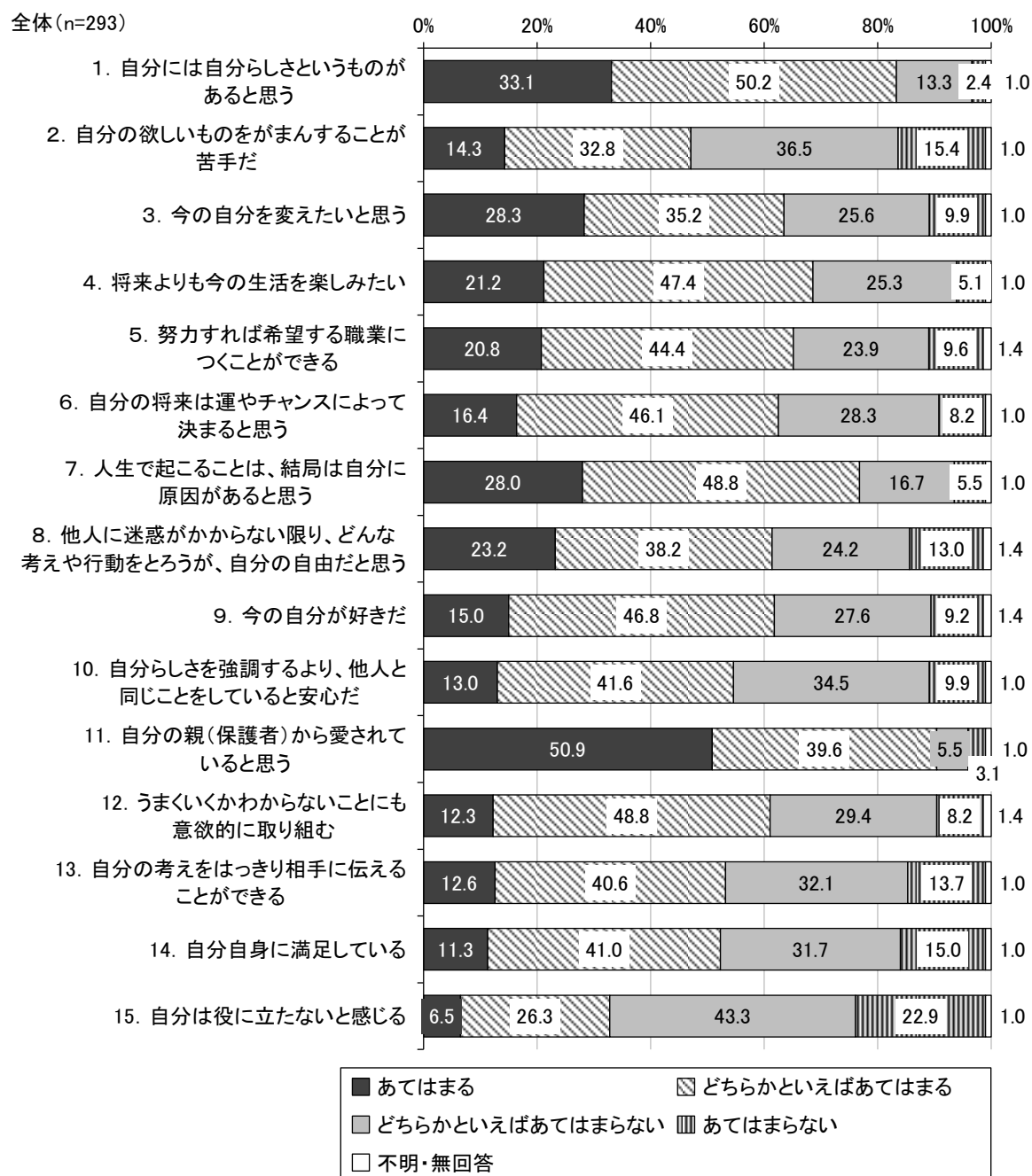
(3) 子ども・若者意識調査結果

子ども・若者の生活や結婚・子育て等に対する意識を把握するために、15歳から39歳までの子ども・若者を対象にアンケート調査を実施しました。ここでは、設問の一部について掲載します。

① 日頃の意識と生活について

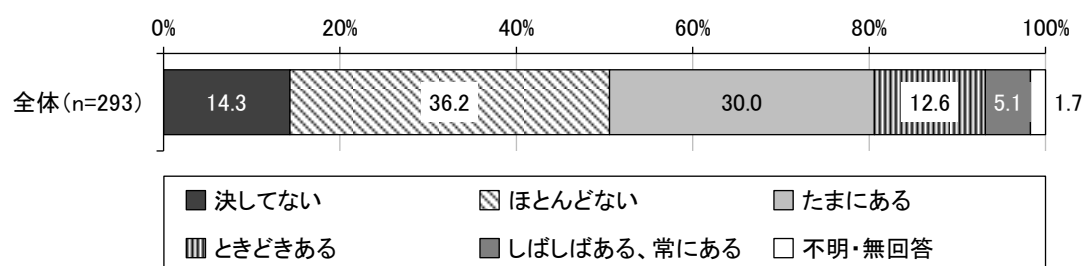
あなた自身について、次のことがどのくらいあてはまりますか。

■15～39歳の子ども・若者



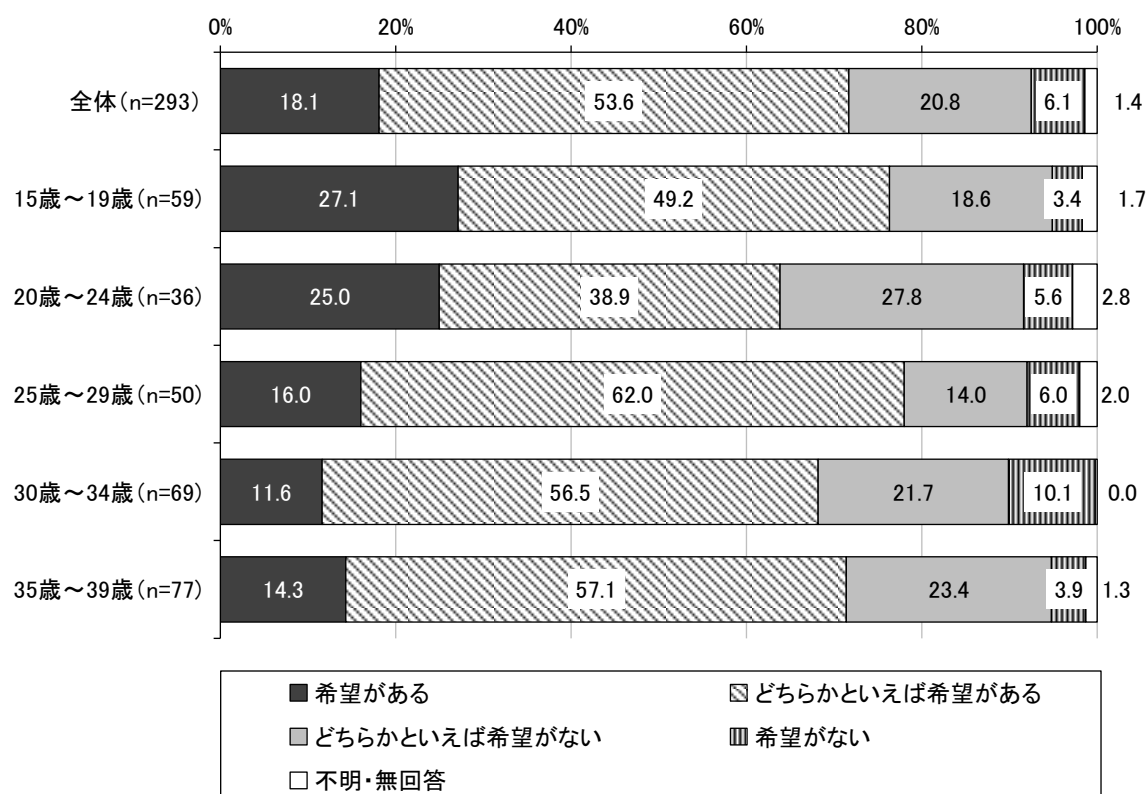
あなたはどの程度、孤独であると感じることがありますか。

■15～39 歳の子ども・若者



あなたは、自分の将来について明るい希望を持っていますか。

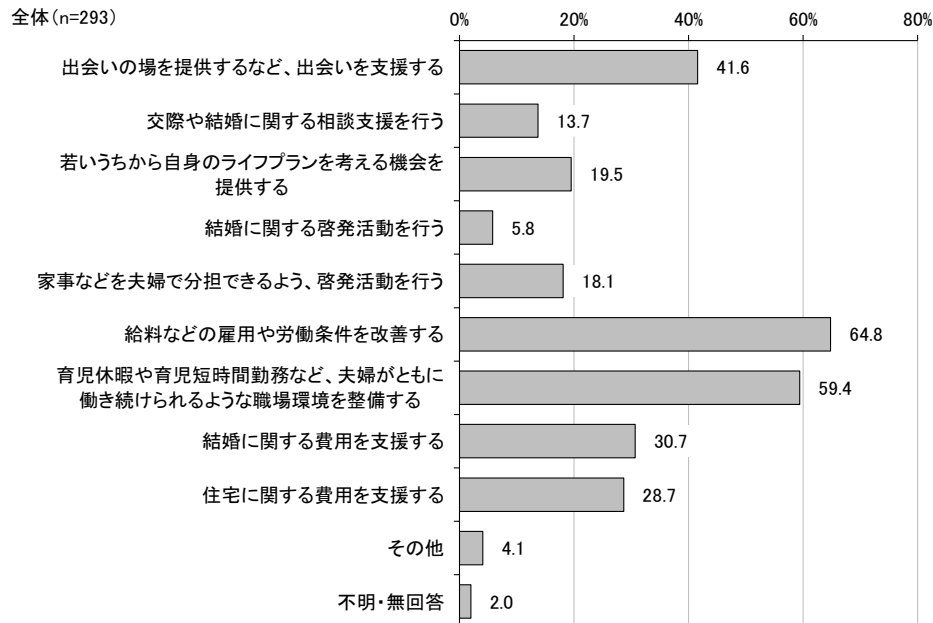
■15～39 歳の子ども・若者



② 結婚や子どもについて

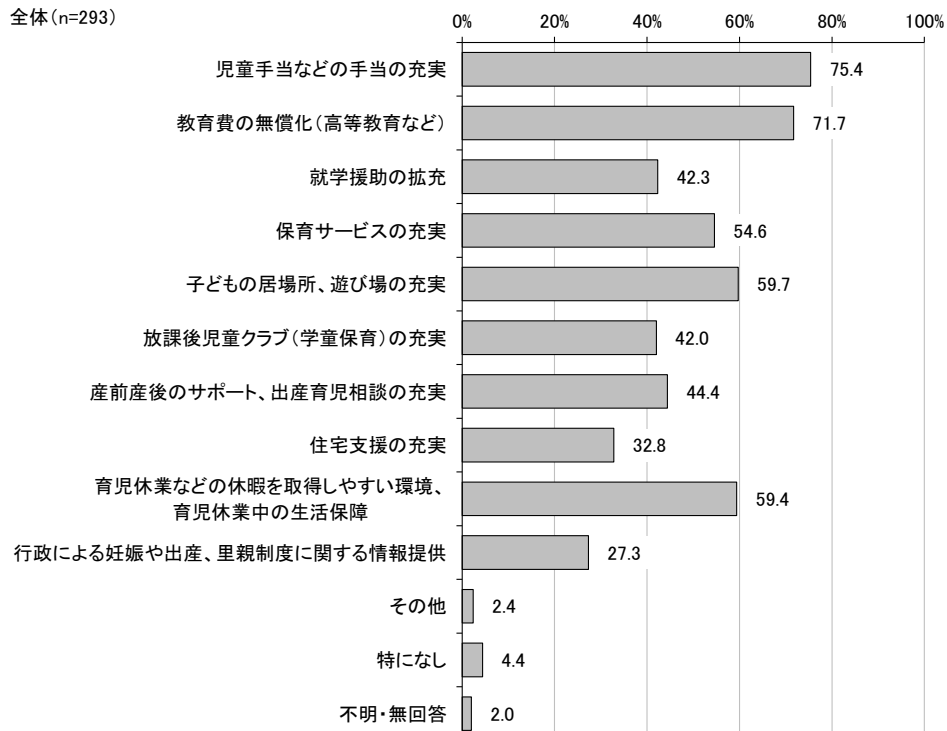
結婚を望む方が結婚できるような環境を整えるために、どのような取り組みを行うとよいと思いますか。

■15～39 歳の子ども・若者



あなたは「子どもを持つこと（里親なども含む）」についてどのような取り組みを行うとよいと思いますか。

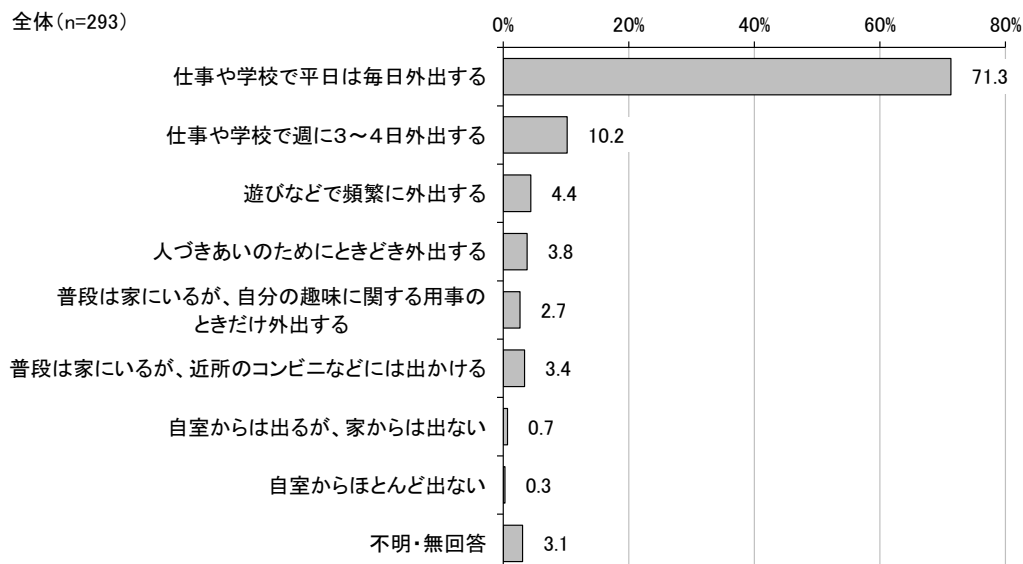
■15～39 歳の子ども・若者



③ 外出状況について

あなたは普段どのくらい外出しますか。現在のことについてお答えください。

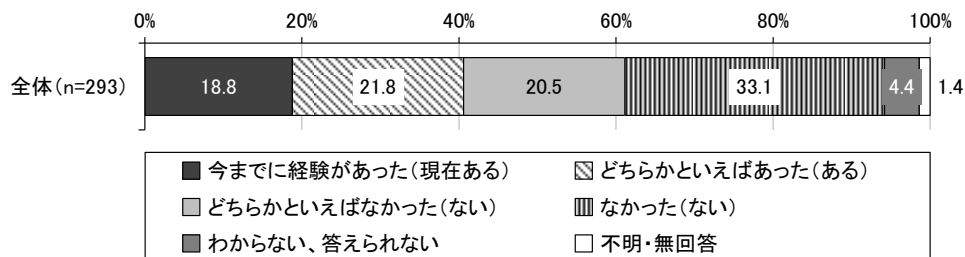
■15～39 歳の子ども・若者



④ 社会生活や日常生活について

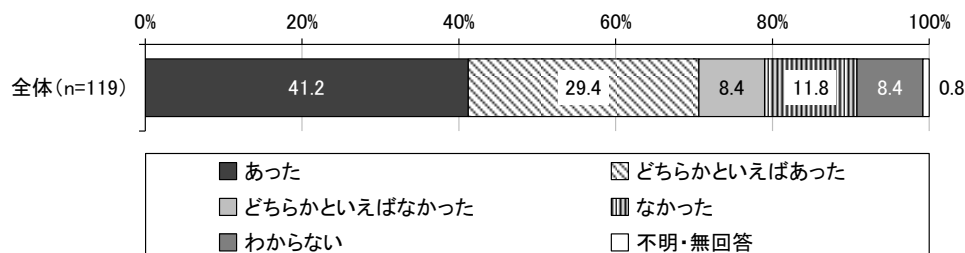
あなたは今までに、社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった経験がありましたか。または、現在、社会生活や日常生活を円滑に送れていない状況がありますか。

■15～39 歳の子ども・若者



あなたは今までに、社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった状態が改善した経験がありますか。

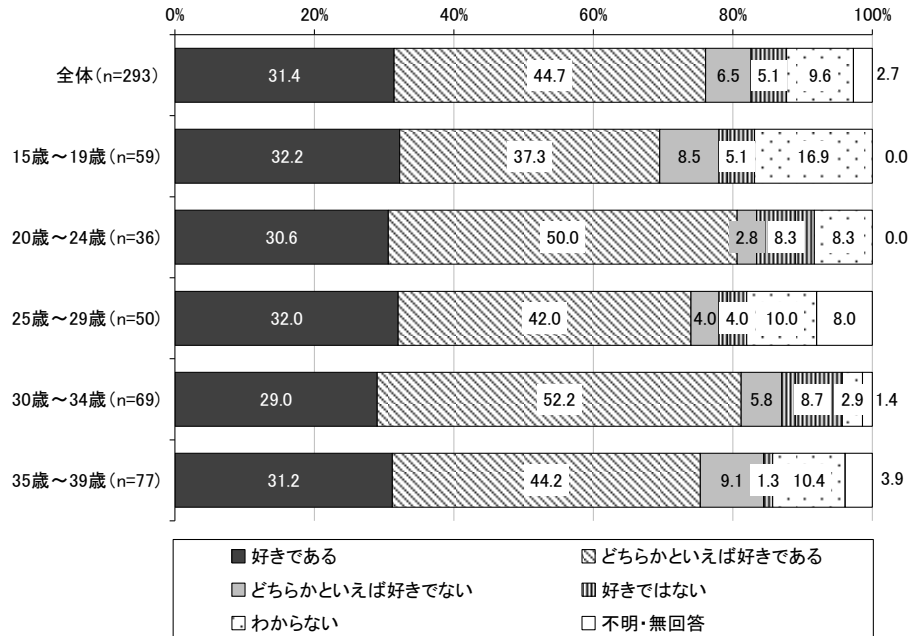
■15～39 歳の子ども・若者



⑤ 市の取り組みについて

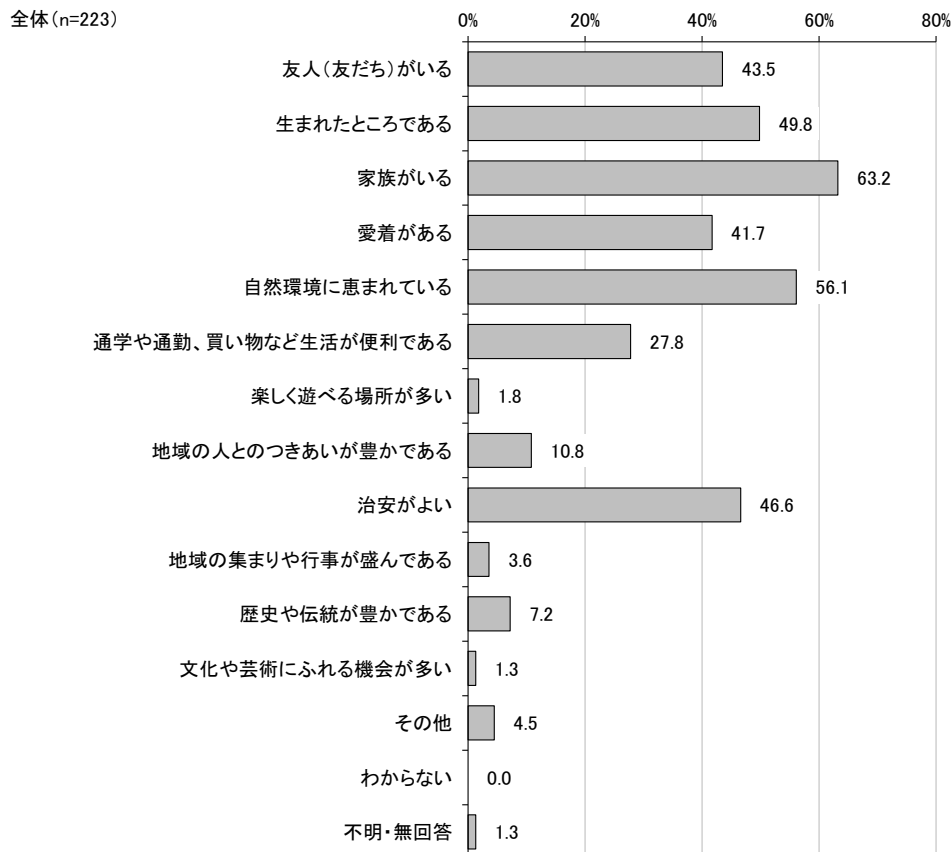
あなたは、米原市が好きですか。

■15～39 歳の子ども・若者



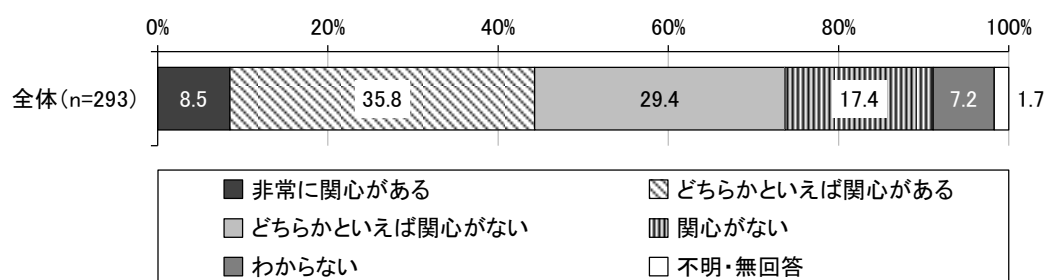
米原市が「好き」または「どちらかといえば好き」な理由を、この中から選んでください。

■15～39 歳の子ども・若者



あなたは、今の米原市の行政にどのくらい関心がありますか。

■15～39 歳子ども・若者



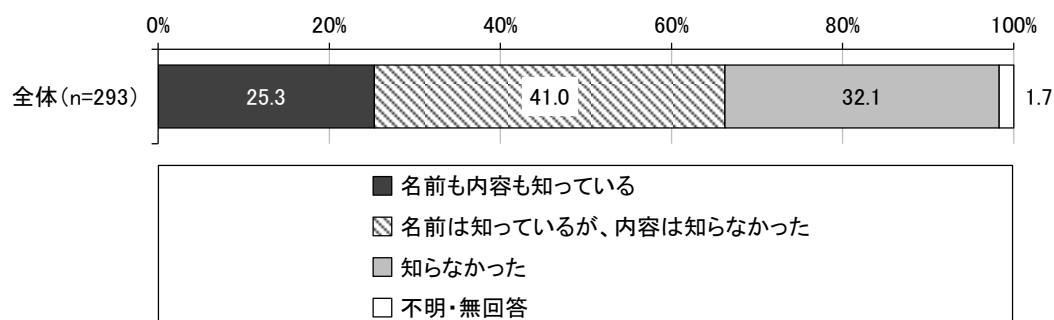
米原市行政への関心 × 米原市への愛着

■15～39 歳子ども・若者

	非常に興味がある	どちらかといえば興味がある	どちらかといえば関心がない	関心がない	わからない	不明・無回答
全体 (n=285)	8.8	35.8	29.8	17.9	7.4	0.4
好きである (n=92)	16.3	43.5	23.9	7.6	7.6	1.1
どちらかといえば好きである (n=131)	5.3	39.7	32.1	16.0	6.9	0.0
どちらかといえば好きでない (n=19)	10.5	26.3	42.1	21.1	0.0	0.0
好きではない (n=15)	0.0	13.3	33.3	53.3	0.0	0.0
わからない (n=28)	3.6	10.7	28.6	39.3	17.9	0.0

あなたは、『子どもの権利』を知っていますか。

■15～39 歳子ども・若者



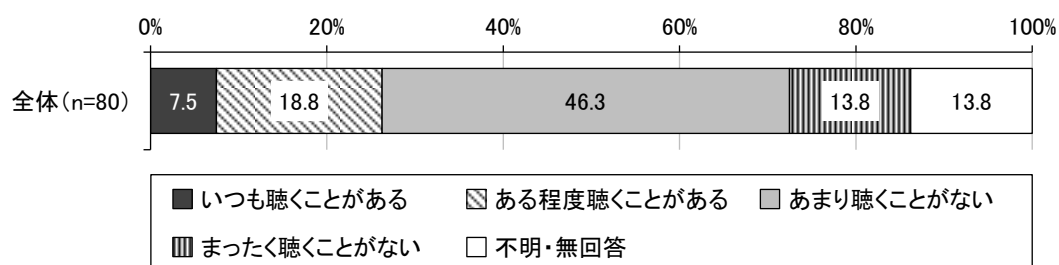
(4) 関係団体ヒアリング調査

子ども・若者、子育て家庭に関する現状や課題、困難を抱える家庭や子どもの状況、地域における取組、支援の状況等について把握することを目的として、子どもや子育て支援に関わる関係機関・団体等に対するヒアリング調査を実施しました。ここでは、設問の一部について掲載します。

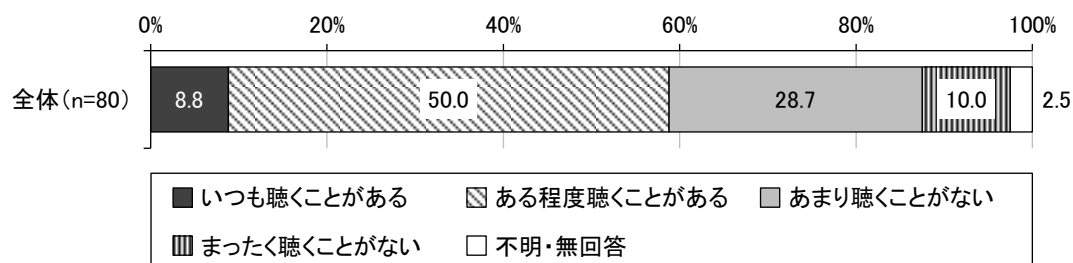
① 子ども・若者、子育て中の保護者から聴く意見

活動を通じて、子ども・若者や子育て中の保護者の方自身から、活動への意見や市への要望等、生の声を聴く機会がありますか。

【子ども・若者自身から】



【子育て中の保護者から】



	主な意見（抜粋）
子ども・若者自身から聴く意見	・みんなと遊べて楽しい。 ・近くにボール遊びなどができる場所がほしい。 ・公園を充実させてほしい（遊具の老朽化）。 ・学校に行きたくない、勉強がおもしろくない。 ・「言葉の壁」により同じ国の子と過ごしているため、学校でどちらかが休むと自分も休んでしまう。

	主な意見（抜粋）
子育て中の保護者から聴く意見	・子連れで利用できる施設が少ない、室内で体を動かして遊べる施設がない。 ・同じ地域の子どもと保護者、地域の人とのつながりが希薄。 ・発達面での課題や障がいがあり、育児や子どもとの関わり方について相談したい。 ・放課後等デイサービスの利用できる日数を増やしてほしい、預かり時間を長くしてほしい。 ・病気や用事がある時に、気楽に子どもを預かってくれる場所がほしい。 ・産後、新生児訪問で話を聞いてもらえるのがうれしかった。 ・産後ケアを近くで利用できない、おむつ無料券、定期便をやってほしい。 ・産後6か月で上の子が退園になってしまう。 ・育休に伴う収入減について。 ・長期休暇になると、家に子どもがずっといるのでしんどい。 ・周りの子が児童クラブ（学童）に行っているので、自分の子どもが遊べる範囲に子どもがいない。 ・通学や学校生活上の子どもの安全について（けがの防止や熱中症について） ・子どもの不登校や行き渋りについて。

② 子ども・若者から意見を聴くときの工夫

活動する中で、子ども・若者からの相談や意見を聴く際に工夫していることがあれば教えてください。

	主な意見（抜粋）
子ども・若者から意見を聴くときの工夫	・子どもたちと対等な関係で、一緒に考える姿勢で話を聴く。 ・相手の話のペースに合わせ、同じ目線で話すなど、安心感を与えられるようにする。 ・子どもの気持ちに寄り添えるよう、できる限り丁寧に聴き取り、子どもの発達や心情、状況の正しい理解に努めている。 ・何でも気軽に話してもらえるように、日々コミュニケーションを大事にしている。 ・地域の子どもと話す時は、笑顔であいさつしたり話しかけるようにしている。 ・教育相談の時間を持ち、教師と児童が1対1で話せる場を学期に1回設定している。

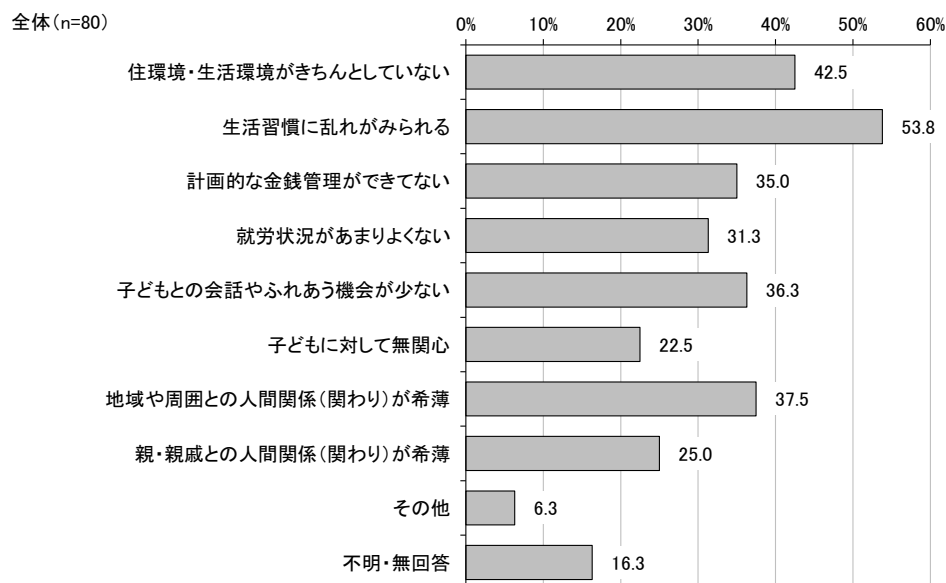
③ 居場所に必要な視点・機能

子ども・若者が安心して過ごせる居場所には、どのような視点・機能が必要だと思いますか。

	主な意見（抜粋）
居場所に必要な 視点・機能	・誰でも気軽に立ち寄ってもよい雰囲気がある。 ・友だちや家族以外の地域の方など、いろいろな世代と交流できる。 ・障がいのある子どもと地域の子どもが気軽に交流できる。 ・まずは、教室が生徒一人一人にとって安心して自分の力を発揮できる場であることが重要である。 ・学校とは違うほっとする環境、自然あふれる場所。 ・ゆったりとした時間を過ごせる場所。 ・気持ちを話せるスタッフ、相談者がいる。 ・無料であること。予約不要であること。 ・大人の価値観を押し付けない、子どもの意見が尊重される空間。

④ 困難を抱える家庭の保護者について

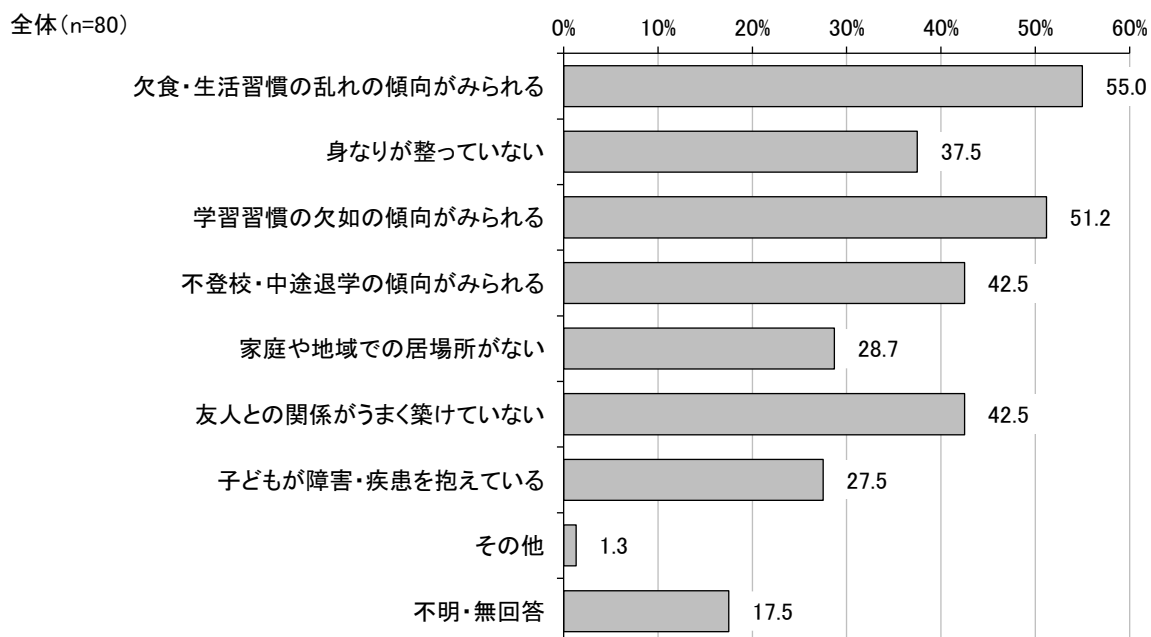
困難を抱える家庭の保護者には、生活や就労、子どもとの関係でどのような特徴がみられますか。



	主な意見（抜粋）
困難を抱える家庭 の保護者の特徴	・仕事が忙しく子どもと過ごす時間が少ない。そのため、どのようにふれあってよいかわからないという方もいる。 ・地域から孤立している家庭が多いように感じる。 ・親や親族、友人など、気軽に頼める人がいない。 ・保護者の管理が行き届かず、家庭での生活リズムが整いにくい。 ・提出物や持ち物を紛失しがちである。 ・見通しを持った生活が厳しく、場当たりの行動パターンになっている。 ・常に金銭的に困っているが、就労意欲がなかったり、就労しても頑張りすぎて息切れしてしまったりバランスが良くない。

⑤ 困難を抱える家庭の子どもについて

困難を抱える家庭の子どもには、生活面や学習の様子でどのような特徴がみられますか。



困難を抱える家庭 の子どもの特徴	主な意見（抜粋）
	・朝食が用意されておらず、食べずに登校する。 ・好きなものだけを食べていて肥満傾向にある。 ・季節に合った服装ができていないことが多い。 ・家庭での生活リズムが整いにくく、登校時間が遅れたり、登校しても学習中に寝てしまう。学習の積み上げができにくい。 ・宿題をやってこないことが多く、学習にも集中できない。 ・家庭生活が安定していないことから、不安が強くなったり、登校する気力がわいてこなかったりする中で、長期欠席となるケースがある。 ・人とどのように接したらよいか分からない。 ・自己肯定感が低く、自信を持って何かに挑戦したり、人とよい関係を維持することが難しい。

⑥ 市が取り組むべき支援・制度・連携等について

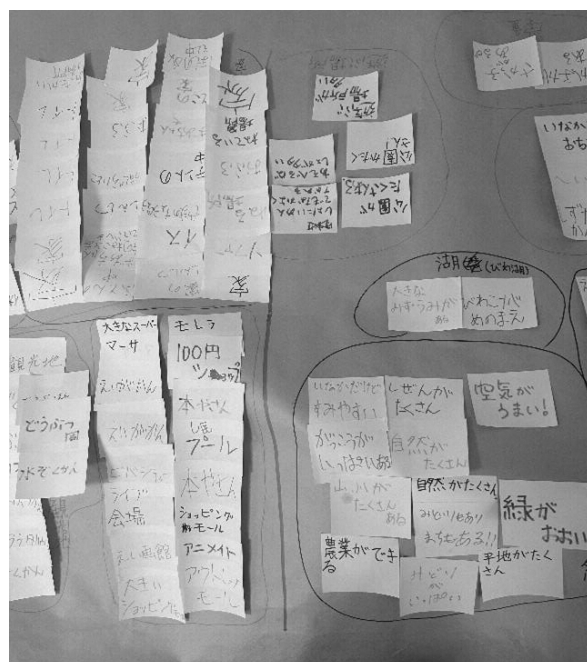
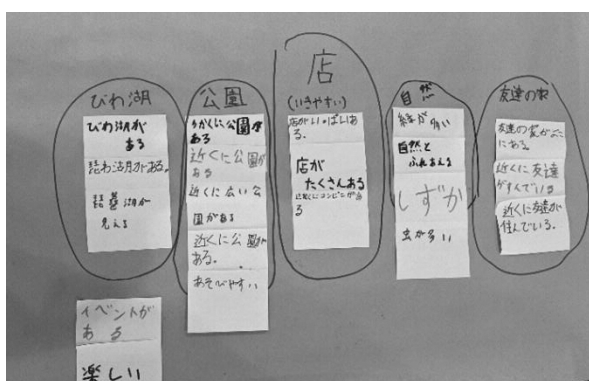
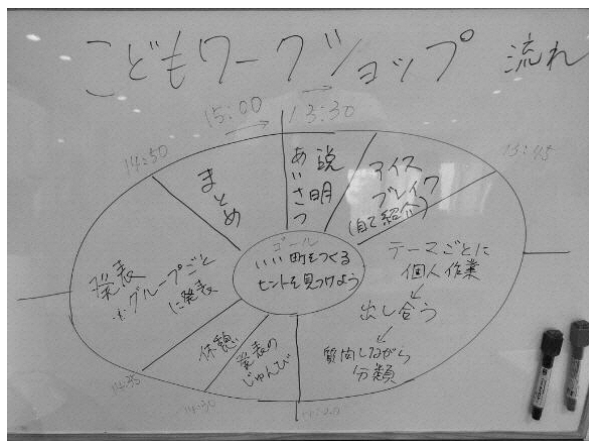
さらなる子ども施策の充実のために、米原市が取り組むべきと考える支援・制度・連携等について、ご意見・ご要望がございましたらご自由にご記入ください。

主な意見（抜粋）

- ・新しい住宅が増えているため、新しく入ってきた方が孤立せず、子どもを遊ばせることができる場所を設置するとよいのではないか。
- ・当たり前で園に長時間預けるのではなく、親子で過ごす時間を大切に感じてもらえるような支援ができれば良い。
- ・市内の子どもたちの現状や子ども施策についての研修の機会があれば良い。
- ・外国籍の方が増えており、保護者が母国語で話し、通訳の方を通じて思いが伝えられる場を充実してもらえたら良い。
- ・子どもの居場所づくりなどを行っている団体に資金的な支援が必要。
- ・放課後等デイサービスを充実させ、支援を必要とする子どもが過ごす場所を充実させる。
- ・園、小学校、放課後児童クラブ等、子どもと関わる施設との連携を密に取りつつ、お互いに情報共有をして、協力体制を築いていく。
- ・複合的な問題を抱えている家庭もあるため、関係機関が情報を共有し、困りごとの解決に向けて話し合えれば良い。
- ・医療費が無償であるにも関わらず、う歯罹患率が高いなどの傾向があり、子育てに関わっている方の意識をどう高めていくか、学校と連携しながら考える。
- ・困り感を持った保護者が気楽に集え、多様な課題を持った子どもたちが集えるセンター的な機能を持った施設があると良い。

(5) 子どもワークショップ

■実施の様子



6 用語集

用 語	用語の説明
ア行	
アセスメント	利用者が直面している生活上の問題・課題（ニーズ）または状況の本質、原因、経過および予測を理解するために、必要なサービスの提供および援助に先立って行われる一連の手続のこと。
医療的ケア児	病院以外の場所で家族や医療従事者による、たんの吸引や経管栄養等の生きていく上で必要な医療的援助を必要とする子ども。
インクルーシブ教育	障がいの有無によらず、全ての子どもに対して、一人一人に合った教育的支援を「通常の学級において」行うという考え方。
A E D（自動体外式除細動器）	体外に貼った電極の付いたパッドが自動的に解析を行い、心室細動という不整脈を起こしている際は電氣的なショックを与え、心臓の動きを戻すことを試みる機能を持った小型の器械。
A L T	Assistant Language Teacher（外国語指導助手）。小学校・中学校・高校で、英語の発音や国際理解教育の向上を目的に日本語教師を補佐する、外国語を母語とする外国人。
オレンジリボンキャンペーン	子ども虐待防止のシンボルマークとしてオレンジリボンを広めることで、「子ども虐待のない社会の実現」を目指す市民運動。
カ行	
家庭教育	基本的な生活習慣や生活能力、倫理観、自尊心や自立心等を子どもに身に付けさせるため、保護者が家庭で行う教育。
合計特殊出生率	15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が生涯に産むとされる子どもの数。
コーホート変化率法	同じ年または同じ期間に生まれた人々の集団について過去における実績人口の動勢から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。
国際理解教育	世界の諸国民が国を超えて理解し合い、互いに人間として尊敬と信頼をもって協力し、世界の平和を実現することを理念とし、地球的規模の課題に対して知識だけでなく、考え実行する力、他を思いやり理解し合おうとする態度を養うことを目的とした教育。
こども家庭センター	妊産婦、子ども、子育て世帯に対し、母子保健と児童福祉の両面から包括的で一体的な相談支援を行う機関のこと。その他、支援が必要な家庭に対し、サービス利用に係る調整等を行う。
こども基本法	子ども政策の総合的な推進に向けて、子ども施策の基本理念等を示した法律のこと。
子ども・子育て関連3法	平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」のこと。これらの法律に基づき、子ども・子育て支援新制度が平成 27 年 4 月から施行された。

用 語	用語の説明
子どもケアサポーター	教員免許をもち、子どもに寄り添うことで心の安定を図ることを目的に、小・中学校に派遣される教師。別室登校の子どもに学習や生活指導をしたり、教室で個別支援の必要な子どものそばで援助したり、個別で対応する支援員。
子ども食堂	地域のボランティア等が子どもたちに無料または低額で栄養のある食事や温かな団らんを提供する場のこと。
こども大綱	子ども政策を総合的に推進するため、政府全体の子ども施策の基本的な方針等を定めたもの。令和5年12月22日、こども基本法に基づき、閣議決定された。
子どもの貧困	日本では相対的貧困のことを指し、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分に満たない世帯にいる18歳未満の子どもの存在および生活状況。経済的困窮を背景に教育や体験の機会に乏しく、地域や社会から孤立し、様々な面で不利な状況に置かれてしまう傾向にある状態。
子ども110番のおうち	子どもが登下校時や公園広場等で声掛けや痴漢、付きまとい等何らかの被害に遭った、または遭いそうになったと助けを求めてきたときにその子どもを保護するとともに、警察・学校・家庭等へ連絡するなどして、地域ぐるみで子どもたちの安全を守っていくボランティア活動。
こどもまんなか社会	全ての子どもや若者が、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会のこと。
コミュニティ・スクール	「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、「学校運営協議会」を設置している学校のこと。
サ行	
児童虐待	保護者（現に児童を監護する者）が、暴力・性的行為・置き去り・無視等によってその監護する児童（18歳に満たない者）の心身を傷つける行為。
児童発達支援センター	障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与、集団生活への適応のための訓練等を行う施設のこと。
シビックプライド	住民がまちや地域に対して持つ誇りや愛着を表現する言葉で、自分たちの住むまちをより良い場所にしていこうという、当事者意識に基づく自負心を指す。
重層的支援体制整備事業	市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業のこと。
小規模保育事業所	利用定員6人以上19人以下の範囲で保育施設等において保育を行う事業所のこと。

用 語	用語の説明
食育	偏った栄養摂取、食生活の乱れによる肥満や痩身、体力低下を防ぐため、子どもたちに食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けさせる教育。
人権擁護委員	市町村長からの推薦を受け、法務大臣から委託された民間ボランティア。国民の基本的人権が侵犯されることがないように監視し、人権思想の普及や人権侵犯事件の調査、人権相談等の活動を行う者。
スクールカウンセラー	学校に配置され、児童・生徒の生活上の相談に応じるとともに、保護者や教師に対して指導や助言を行う臨床心理士等の専門家。
スクールガード	犯罪や事故を未然に防ぎ、子どもの安全性を高めるために平日の日中や登下校時に学校内および通学路周辺で子どもたちを見守るPTAや地域の方々によるボランティア活動。
スクールソーシャルワーカー	ひきこもりや不登校等といった問題の要因を、人や環境、周囲との相互作用にあると考え、自らの力によって解決できるよう環境を整備したり、社会資源や各機関とのパイプ役を務める、社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を持つ専門家。
すくすくホットライン	育児の悩みや不安に応える電話相談。
総合型地域スポーツクラブ	人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、子どもから高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブのこと。
相対的貧困	ある国や地域社会の平均的な生活水準と比較して、所得が著しく低い状態のこと。具体的には、世帯の所得が、その国の等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯員数の平方根で割った値）の中央値の半分に満たない状態をいう。
夕行	
待機児童	保育所への入所条件を満たし、入所申請をしているにもかかわらず、入所できない状態にある児童のこと。
地域子育て支援センター	地域社会全体で子育てを支援する基盤形成のため、無料相談や関連機関の紹介、子育てサークルの活動支援等を行う、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点。
DV（ドメスティックバイオレンス）	配偶者や恋人等親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力。
ナ行	
認定こども園	就学前の子育て家庭を対象とし、保護者の就労の有無にかかわらず利用でき、教育・保育を一体的に行う機能と、相談や親子のつどいの場を提供する機能を持つ、都道府県から認定を受けた施設。
ネグレクト	児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

用 語	用語の説明
ハ行	
発達障がい	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）など、脳機能の発達に関係する障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するもの。
ひきこもり	自宅にひきこもって、社会的参加をしない状態が6か月以上持続しており、精神障がいとその第一の原因と考えにくいもの。
不登校	心理的、情緒的、身体的または社会的要因等により、登校しない、またはしたくてもできない状態。文部科学省の調査では、年間30日以上欠席した児童生徒のうち、病気または経済的な理由による者を除いたものを「不登校児童生徒」と定義している。
フリースクール	公的な機関ではなく、個人、NPO法人、任意団体等が運営する民間の教育機関のこと。不登校の児童生徒の日中の居場所または学習機会の提供に資する支援等を行う。
ペアレントトレーニング	知的障がいや自閉症等の子どもを持つ保護者や養育者の方を対象に、行動理論の技法の学習、ロールプレイ、ホームワークといったプログラムを通して、保護者や養育者の関わり方、心理的なストレスの改善、お子さんの発達促進や不適切な行動の改善を目指す家族支援のアプローチの一つ。
放課後等デイサービス	障がいのある児童生徒に対し、授業の終了後または休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進等を行う通所施設のこと。
冒険遊び場	子どもが伸び伸びと思いきり遊べるようにできる限り禁止事項をなくし、「自分の責任で自由に遊ぶ」ことを大切にして、子どもが遊び場にある道具や廃材、自然の素材を使って自分のしたいことを実現していく遊び場。
母子父子自立支援員	ひとり親家庭等の専門の相談窓口として、悩み相談や制度の情報提供、就業支援、母子・寡婦・父子福祉資金の利用等の幅広い相談支援を行う社会福祉士等の職員。
マ行	
まいハグ	情報取得の利便性向上を目的として、妊娠・出産・子育て等のライフステージに応じて必要な子育て情報をまとめた、本市の子育て応援サイト。
まいベビーサポートクーポン	身近な専門家による様々な産前産後の支援サービスに利用できるクーポンで、妊娠届出時や転入された妊産婦の方を対象に交付している。
まなびサポーター	市町村に登録することで自らの専門知識や特技、趣味を生かして出前講座を行う、市民による講師・指導者。
民生委員・児童委員	厚生労働大臣から委嘱を受け、担当する地域において、地域の身近な相談役として、福祉に関する相談・援助活動に携わるとともに、社会福祉協議会、地域の関係機関・団体、ボランティア等と協力して、地域福祉のネットワークづくりを担う人物のこと。

用 語	用語の説明
ヤ行	
ヤングケアラー	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者のこと。
幼児教育センター	幼児教育の内容・指導方法等に関する調査研究、幼稚園教諭・保育士・保育教諭や幼児教育アドバイザーに対する研修機会の提供や相談業務、市区町村や幼児教育施設に対する助言・情報提供等を行う地域の拠点のこと。
幼児教育・保育の無償化	令和元年 10 月から実施され、人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障するとともに、子育て世代の経済的な負担軽減を図ることを目的に、0 歳から 2 歳までの住民税非課税世帯の子どもたちと、3 歳から 5 歳までの全ての子どもたちの幼稚園、保育所、認定こども園等の利用料を無償とするもの。
要保護児童対策地域協議会	虐待を受けた子どもをはじめとする保護を要する子ども（要保護児童）を早期発見し、保護・支援するために、関係者間で情報交換と支援の協議を行う機関。
ラ行	
ライフステージ	年齢に伴って変化する生活段階のこと。年代別の生活状況。人間の一生における出生から、就学、就職、結婚、出産、子育て、退職など、人生の節目において生活スタイルが変わることや、これに着目した考え方をいう。
療育	「医療」と「教育・育成」を掛け合わせた言葉で、身体障がいや知的障がいのある児童等について、早期発見と早期治療および相談・指導を行うことにより、児童が持つ発達能力を有効に育て、自立生活に向かって育成すること。
臨床心理士	臨床心理学に基づき、相談者が抱える種々の精神疾患や心身症等の心の問題にアプローチする心理職専門家。

米原市こども計画

令和7年3月発行

発 行 : 滋賀県米原市

編 集 : 暮らし支援部 子育て支援課

〒521-8501

滋賀県米原市米原 1016 番地

TEL : 0749-53-5131

FAX : 0749-53-5128



米原市